

第百回 国会 行政改革に関する特別委員會議録 第五号

昭和五十八年九月二十九日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 江藤 隆美君 理事 海部 俊樹君

理事 津島 雄二君 理事 三塚 博君

理事 細谷 治嘉君 理事 矢山 有作君

理事 正木 良明君 理事 古田 之久君

理事 足立 篤郎君 理事 愛野 興一郎君

理事 稻村 佐四郎君 理事 今井 勇君

理事 小里 貞利君 理事 大村 襄治君

理事 片岡 清一君 理事 龜井 善之君

理事 澁谷 直藏君 理事 田中 龍夫君

理事 谷 洋一君 理事 中村 靖君

理事 西岡 武夫君 理事 橋本 龍太郎君

理事 原田 昇左右君 理事 保利 耕輔君

理事 宮崎 茂二君 理事 村田 敬次郎君

理事 後藤 茂君 理事 沢田 広君

理事 森井 忠良君 理事 安井 吉典君

理事 湯山 勇君 理事 渡部 行雄君

理事 草川 昭三君 理事 鈴切 康雄君

理事 岡田 正勝君 理事 和田 一仁君

理事 中路 雅弘君 理事 三浦 久君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

内閣總理大臣 中曾根 康弘君

大藏大臣 竹下 登君

文部大臣 瀬戸山 三男君

厚生大臣 林 義郎君

農林水産大臣 金子 岩三君

運輸大臣 長谷川 峻君

郵政大臣 松垣 徳太郎君

労働大臣 大野 明君

自治大臣 山本 幸雄君

国家公安委員会 委員 長

出席政府委員

内閣官房内閣審議室長

兼内閣總理大臣官房審議室長

内閣審議官 手塚 康夫君

内閣審議官 百崎 英君

人事院事務総局長 斧 誠之助君

内閣總理大臣官房総務審議官 橋本 豊君

總理府人事局長 吉田 忠明君

總理府統計局長 時田 政之君

行政管理事務次官 菊池 福治郎君

官房審議官 古橋 源六郎君

行政管理庁行政官 門田 英郎君

管理局長 中 庄二君

行政管理局行政官 佐々 淳行君

監察局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛庁防衛局長 矢崎 新一君

防衛施設庁長官 塩田 章君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

防衛施設庁施設部長 千秋 健君

委員外の出席者

国立国会図書館 荒尾 正浩君

内閣官房内閣参事官 中村 徹君

日本国有鉄道総裁 高木 文雄君

日本国有鉄道常務理事 橋元 雅司君

行政改革に関する特別委員会調査室長 大澤 利貞君

本日の會議に付した案件

公聴会開會承認要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国會議決第三十九号)

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出第一号)

総務庁設置法案(内閣提出第一号)

総務庁設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三号)

総務庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(内閣提出第五号)

○金丸委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国家行政組織法の一部を改正する法律案、国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総務府設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法等の一部を改正する法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、公聴会開会承認要求の件についてお諮りいたします。

各案につきまして、議長に対し、公聴会開会の承認要求をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、公聴会は来る十月五日開会することとし、公聴人の選定その他の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○金丸委員長 次に、参考人出頭要求に関する件につきましてお諮りいたします。

各案につきまして、来る十月三日、参考人の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、参考人の人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

○金丸委員長 これより質疑を行います。

質疑の申し出があります。順次これを許します。矢山有作君。

○矢山委員 まず最初に、私はきょう、「一九八〇年代経済社会の展望と指針」というのが中曽根内閣の方で作成をされて発表されましたので、それに関連して質疑をさせていただきます。

まず、これは今後の中曽根内閣の政治運営の方に向けてしたきわめて重要な文書だと思いますが、その点、間違いないと思いませんか。そういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 中曽根内閣が今後経済政策を運営していく上についての基本的な重要項目を、主として定性的に述べたものでござい

○矢山委員 この「展望と指針」が掲げておる重点は四つありますね。その第一が行政の改革、財政の改革となっております。そして行政の役割を抜本的に見直し、簡素合理化を図ることによってわが国の将来への明るい展望を開くことと述べておられるわけですね。国民の期待する方向での行政改革が行われるのであれば、これは看板どおりになるわけですが、政府のねらう行政

改革というのは、私は、これを読んだ限りにおいては、将来への明るい展望が開かれないのではないかと、むしろ強く感じたわけでありまして、将来への明るい展望どころか、暗く冷たい社会になっていくのではないかと、そういう危険があるのではないかと、こう思っているのですが、いかがでしょうか。

○中曽根内閣総理大臣 「展望と指針」は、国内の行政上の改革、それから経済の力点、あるいは高齢化社会に対応するやり方、あるいは人間の充足感、あるいは国際環境に対する適応力等々、あるいはさらに主として高度情報化社会に対応するこ

れからの準備等々にも言及しておりますので、それらの用意をやっているというので、私はこれで二十一世紀に向かっての道がたんと開けてくると考えております。

○矢山委員 いまの御答弁なんですが、そこで私は、政府の「展望と指針」を具体的に明らかにする中から、政府の行政改革のねらいは何であるかというところを証明していきたいと思っております。

まず、そこへ入る前に、今回の「展望と指針」の作成はどんな基本姿勢で行われたのか、特に「新経済社会七カ年計画」と対比をして御意見を承りたいと思っております。

○塩崎国務大臣 お答え申し上げます。

「新経済社会七カ年計画」が、御案内のように、高度成長から低成長へ移行しまして、成長率の見通し等について大変なことがございました。そんなような観点から、新しい角の経済計画が求められたわけでございます。そして今回の「展望と指針」は、このような新しい情勢のもとで、「七カ年計画」にございましたところのあの定量的な、つまり詳細な分野にまでの計数で示されましたところのいわば計画的な考え方を今回は転換いたしまして、より長期間にわたって、そしてまたより

弾力的な、柔軟な態度の、ソフトと申しますか、そのような観点からのいわゆる経済計画、それを「展望と指針」という形で経済の全般的な分野に政策の方向を示したのが、この「展望と指針」の内容でございます。

○矢山委員 私も実は不勉強ながらこの両者を対比して読んでみたのです。その結果私が感じたことは、項目の立て方、それから具体的な施策、これらについてはほとんど変わっておらずなという印象を受けました。前後の文章を入れかえたり、あるいは途中を削ったといったような、まあ失礼な言い方ですが、お粗末なやり方なんじゃないか。これが経済審議会の議を経たというのは、どうも私は不思議でならぬのでして、大平内閣のときのあの「新経済社会七カ年計画」の、言い

過ぎたと言われるかもしれませんが、贋作じゃないかという感じがしたので……。

○塩崎国務大臣 この点につきましては、総理からもたびたびお答え申し上げておりますけれども、一つの性格の変更があった。いままでのような定量的な考え方、しかもそれが金科玉条的にとられ、強制的な感觸を与えた、このような考え方は避けまして、基本的な四つばかりの将来の見通し、それを定量的に示しただけで、他の点につきましては、政策の内容、これはまた前と私はそんなに変わらない、矢山委員の御指摘のとおりだと思いますが、そういった観点で、政策の方向は明瞭に示している内容のものだと考えております。

○矢山委員 私が見ておる観点と経済企画庁長官が見ておられる観点というのは、かなり食い違いがあると思うのです。私の見たところでは、やはり「新経済社会七カ年計画」の基本をかりながら、中曽根内閣にとって都合の悪いところは削り落とす、どうもこういうやり方でつくられたのじゃないか。そういう点から考えるなら、むしろ「新経済社会七カ年計画」の方がもっと整合性があったように感じます。

そこで私は、この際、この「展望と指針」というものと大平内閣の「七カ年計画」の大きく違っている点を、具体的に指摘しながら申し上げてみたいと思うのです。

まず一つは、政府の責任を削除、後退させておるといふ点があります。それからもう一つの点は、西側陣営の一員ということを主張して、アメリカのレーガン政権のやり方に追随しておるのじゃないかというふうな感じを強く抱いたわけですね。そういう物の見方というのは、長官、間違っておるとおっしゃいますか。

○塩崎国務大臣 私どもは、少しそのような考え方とは違っております。

まず第一、政府の役割りの問題でございますが、最近の経済社会の情勢から政府の役割りを見直していく、これは当然のことだと思っております。

○塩崎国務大臣

○塩崎国務大臣

います。これを後退というふうに単に考えることは適当ではない。とにかく自由経済社会の中で企業と政府と個人家計、この三つの経済主体との間に、常に新しい情勢に応じて役割りの分担を見直していくことは当然のことだと思ひますし、これを政府の役割りの後退、これは私は、財政上のいろいろ制約があるにいたしましても、後退と考えるべきではない、こういうふうな考えをしております。

それからまた第二は、西側陣営の一員としてという表現から、レーガン政策に追随しているのではないかと御質問でございますが、レーガン政策に追随しているような表現は全くこの「展望と指針」の中には使われておりませんし、その意味が私どもには十分理解できないところでございます。

○矢山委員 役割り分担の見直しをやるというのはわかるのです。ある程度理解できる。見直しをやったところの結果が国民生活に対してどういう影響が及んでいくのかというところが、一つは重要なところなんです。

それから、西側陣営の一員ということとはレーガン政権に追随しているわけじゃないとおっしゃったから、それらの点を踏まえながら、私は、しかしそうおっしゃるけれどもこういう点はどうもあなたのおっしゃるの間違っているのじゃないかという点を、ある程度具体的に指摘してみたいと思うのです。

まず第一、社会保障の分野について申し上げてみたいのですが、「七カ年計画」では「国民生活の安定と充実」というところで、「効率の良い政府が適正な公的福祉を重点的に保障する」、これは「七カ年計画」にそうなっているのですね。つまり、政府の責任というものがきっちり明確に規定されていた。ところが、「展望と指針」の方はどうなっているかというところ、安心で豊かな国民生活の形成」というところ、自立・自助を基本とし、「こうなっているのです。これは明らかに重点が変わってきているわけですね。

それからもう一つ指摘しますと、「七カ年計画」

では「社会保障の整備」の項、そこで「社会保障の基本的任務は、公的に保障すべき所得又はサービスを適切に提供し」ということが明確に言われているわけですね。ところが「展望と指針」の「社会保障の整備・改革」というところではどう言っているかというところ、「不安な生活設計を立て得るような」云々、こういう表現に変わっておるわけですね。

それからもう一つは、同じ「社会保障の整備」のところ、で「七カ年計画」では、「現在までに達成した西側諸国に遜色のない水準を維持しつつ」と明確になっている。ところが「展望と指針」の方では、これは全面的に出ておりません。

それから、社会保障の「具体的施策」、このところ、で「七カ年計画」の方は「家庭、地域社会及び福祉施設の有機的な結合を基盤とした社会福祉サービスシステムのづくり」云々、こうなっている。ところが、「展望と指針」の方ではどうなっているかというところ、「在宅福祉を基本とした地域福祉の基盤づくりを進める」と、こういう表現になっています。表現から受け取れる中身というのが、私は大分違ってきておる中身というのがある、私からもう一つ指摘しますと、「七カ年計画」の「社会保障の規模」というところで、「社会保障移転の国民所得に対する比率は、昭和五十三年度の二・三％から昭和六十年に四・五％程度に増加させる」、「また、社会保障移転の規模の増大に伴い、社会保障負担の国民所得に対する比率を、昭和五十三年度の九・〇％から昭和六十年に一〇・〇％程度へ引き上げる」と、目標が明確に示されている。ところが「展望と指針」の方では、この部分は全面的に削除されている。それは間違いありません。

○大竹政府委員 お答え申し上げます。幾つかの御指摘がございました。まず、国民生活に関する基本的な考え方につきましては、「七カ年計画」と「展望と指針」のことが第一であったと思ひます。

御指摘の「七カ年計画」の自助努力、地域社会の

連帯を基盤として、効率のよい政府が公的福祉を保障するという考え方は……

○矢山委員 中身の説明はよろしい。私が指摘したところはそうなっていますか聞いていますから、それについて簡単に答えてください。中身の説明は、私も読んでおるからよろしい。

○大竹政府委員 お読みになった文章そのものはお読みになられたとおりでございますが、考え方といたしまして「展望と指針」の今回申し上げておきます重点は、「七カ年計画」の重点と質的に変わっていない。表現といたしまして、より高齢化社会というところに着目をいたしまして「人生八〇年代」のライフスタイルという言葉を使っておりますけれども、やはり基本的には自立自助あるいは相互扶助、あるいは公的部門が安定した国民生活の基礎的条件を整備するという点は変わっておりません。

それから二番目でございますが……

○矢山委員 いいよ、中身に入つては。もう、大表現がそうだとするのなら、中身の理解は私にはわかるから、いいです。

○大竹政府委員 表現はお読みになったとおりでございますが、考え方といたしまして後退をしたわけではございません。表現につきましては、若干の構造的変化等を踏まえましてニュアンスの差はございます。

○矢山委員 表現について言うのなら、表現の流れの基本を言うならいいんです、一々項目別に言わねえ。時間がかかるから。

○大竹政府委員 重点といたしまして、やはり今回の計画といたしまして「展望と指針」では、構造的な変化を踏まえた二十一世紀へ向けての対応、そこを重点といたしております。したがって、定性的なところを重視をして、定量的な細かい点につきましては数字の目標というものを掲げなかったというところは、総理の御説明のとおりでございます。

そこで、これまで指摘した社会保障部門に関する中道根内閣の「展望と指針」の方向づけというのは、いろいろおっしゃっておられるけれども、言ってしまうと、明らかに政府の責任を放棄しようとしておる。こうした基本政策に乗って行財政改革をやるというものは、国民の立場から見ればこれは完全な改悪だ、政策の基本に誤りがある、私どもはそう思っております。

そこで、こういうような「展望と指針」を踏まえた結果どうなっているか。恐らく五十九年度予算の概算要求というものは、この「展望と指針」を踏まえたがらやられたのだらうと思う。その結果はどうなっているかというところ、たとえば一つの例を挙げると、健康保険の本人給付を十割から八割へ引き下げる、あるいは入院時の食費代の一部を本人の負担にする、あるいは社会福祉施設整備費や保育対策費の削減をやる、こういうことをやって約六千九百億円ですが、その程度の国の負担軽減を図る。その分だけこれは国民にしろ寄せになる。これは明らかに事実です。もし行革に名をかりてこういうことをやるというなら、これは明らかに福祉の後退だと言つていいです。物の基本の考え方がどうだと言つてみたところで、現実に出てくるものがそうであるなら、われわれとしてはそこに注目せざるを得ないということですね。

○塩崎国務大臣 これまでの経済計画と同じように、またこの「展望と指針」も大きな政策方向を出しているのをごさいます。具体的に健康保険の給付水準をどうするかあるいは保険料をどうするかというようなことは、これはもう全く触れていないところといたしまして、前回の「七カ年計画」は御案内のように六〇程度の成長率を考へていた。今度は実質四〇程度の成長率を考へる中で、経済社会、そしてそのもとでの財政、その中で「七カ年計画」に立てましたような基本的な政策を生かしながら厳しい選択をしていく、こんなようなことが示されているだけでございます。具体的にこれをどのように生かすかは、各省が予算の都度、またそれは概算要求だけではないかと思ひま

すが、本予算の決定までの間の、本予算決定の上においてのあらわれる政策とはまた別の問題、こういうふうな私どもは考えているところでございます。

○矢山委員 要するに、「新経済社会七カ年計画」の策定のとくと比べるとGNPの成長率も鈍っておる、そこで大きな方針を、そのことを踏まえながら出したら、その出した結果がいま言うたことになった。そうして一方では、GNPが低下しておるんだと下しておるんだと、いま言ったような社会福祉関係に大きな削減をやりながら、一方では、比率においては軍事費だけは特別扱いで大幅に伸ばす、こういうことをやっているわけですね。そういうところを私どもはとらえて、GNPの低下だとかあるいはそれを踏まえての基本方針を立てたのだとおっしゃるけれども、それをやる実際の中身というのは、いま私が言ったようなことじゃないか、これは福祉後退以外の何物でもないじゃないか、こう言っておるのです。わかりました、あなたの考え方は、

そこで次に、西側陣営の一員で、レーガン政策の追従ではない、こうおっしゃったから、この問題について指摘をしてみたいと思うのです。

まず第一に、無資源国の日本が国際社会で生きていくためには、世界が平和であるということが不可欠ですね。したがって、そのために日本は努力すべきである、この点は基本的な考え方として間違いないですね、総理。これは総理ですね。あなた、総理の考え方はどうなんですか。

○塩崎国務大臣 お答え申し上げます。

日本経済の運営の基本は、もちろん言うまでもなく世界平和が保たれること、そしてまた自由貿易が維持されること、これはもう大事なことであり、これは、「展望と指針」の中に入る書いてあるとおりでございます。

○矢山委員 内閣の責任者として、あなたもそうですね。

○中曽根内閣総理大臣 企画庁長官が申し上げたとおりでございます。

○矢山委員 そこで、じゃ私の気のついた点を指摘しながら、私が言っておるのはそれ相応の根拠を持っているのだということを申し上げてみたいと思うのです。

どういう点かという点、一つは、「七カ年計画」の方では「世界貿易拡大への貢献」というところ、ここまではっきりと、世界貿易の調和ある発展を図り、拡大に貢献するという意味の表現になっておる。ところが、「展望と指針」の「貿易の拡大均衡」と貿易構造の高度化等」というところでは、「東西貿易についても西側諸国との協調」に配慮する、こういう新たな文章が入っておりますね。これは私は、かなりの物の考え方の相違が出ておると思うのですよ、ここに。

それからもう一つ、経済協力の問題に関して「七カ年計画」のところでは、国づくりは人づくりから、だから人づくりにまず協力をする、そうして援助条件の緩和についてグラント・エレメントの国際目標達成を目指し云々、こういう表現になっているのです。ところが「展望と指針」のところは、その趣旨は、中身を読んでみると、効率的な援助を推進するというところに私は集約されておると思います。

それから第二点、「国際機関等への協力」という、これが「七カ年計画」の中ではきちっと項目で入っておりますね。そして「国際開発金融機関への出資・拠出、協調融資を拡大し、また、国連開発計画、世界食糧計画等諸機関への資金協力を拡大するとともに、支出に相応の人的貢献を図る」云々、こういうような項目がちゃんと一つ設けて書かれておる。ところが今度の「展望と指針」の中には、この部分は全然ありません。これは抜けてしまっておる。

それからもう一つ指摘したいのは、援助の配分のところですね。「七カ年計画」では、政府開発援助についてアジアの国を中心に供与されてきておる、今後ともこういう傾向を維持するとともに、アジア以外の地域への援助も増大していくこととする、こういう表現にとどまっているわけですね。

ところが、「展望と指針」はそれがどういう表現になっているかという点、アジア諸国に対する援助を積極的に進めるとともに、「西側の一員としての立場に立ち、今後ともアジア以外の諸国に対する経済協力も積極的に推進する」というような指摘になっている。

これは、私が申し上げたことをこのとおり認められますね、こういうふうになっているというところは、

○塩崎国務大臣 詳細に矢山委員、私以上に読み込んでおられるところから、私はもう間違いになって指摘されておりますから、私はもう聞かない、表現は間違いないと思います。しかしながら、その考え方にあります基本は、言うまでもなく「七カ年計画」策定時の世界の経済情勢、そしてまた当時のアメリカの経済情勢等を背景にいたしました「七カ年計画」、現在ではまた様子が相当変わってまいっておりますところの経済情勢のもとで考えましたのが、いまの経済協力あるいは経済援助、そして日本の分担範囲がさらにまた広がるような情勢を反映して、そのような表現をとったものでございまして。

○矢山委員 私以上に読んでおると言うてえらい褒めてもらったのですが、私以上に読んでおるじや困るので、あなた責任者だから。私以上に大いに読んでおいてください。お願いしておきます。

そこで、私はいま言ったようなことをまとめて考えてみたら、結局のところ、貿易もあるいは海外援助も西側陣営に属するところとやろうということ、特に国際機関に対する協力を全部削っておるといふのは、これはわが国の国連中心主義、そういう立場を主張しているわけですが、そういう立場、また日本外交が、レーガン大統領の国連や国際機関を重視し、「二国間援助にしようとしておる、そういうことへの追従以外には私は考えられぬ、こう思うのですが、どうでしょう。なかなかそうだとおっしゃらぬでしょうがね。

○塩崎国務大臣 お答え申し上げます。

御指摘の経済援助等につきましては、書いてな

いからといってそのことが軽視されたとか、そういった趣旨ではございません。「展望と指針」は「七カ年計画」に比べて大変ソフトに書いてございますので、しかもまた、大綱を相当しぼった点もございまして、私は「七カ年計画」にあらわれた政策全部がこの中に盛り込まれたとは思われないわけではございません。書かれましたものは、多分に最近の情勢から推して最も必要な政策を打ち出した、こういうふうに御理解をお願いしたいと思います。

○矢山委員 ソフトに書いておるといふ、これはなかなかうまい表現ですね。そういうことをおっしゃりながら、やはり国の責任というものをこの「展望と指針」の中では明確に打ち出すのと、そのところをソフト、ソフトということでは完全に除外してしまうのとは、私どもとしては受け取り方に違いがあるのです。特に最近の予算を見ていると、社会福祉や文教費の抑制がやられる。一方では削減、抑制がやられる。一方で防衛費は特別扱いだ。これは比率として今後どんどん伸びていく。こういうことを見ておると、それと照らし合わせてこの「展望と指針」を読んでも、これは国内的には社会保障、文教など国民の生活の分野を切り捨て、安上がり、これをねらっている。国際的には西側陣営の責任を分担するというところで、そこに重点が行ってしまつて、国民の立場から見たら、これは国民生活犠牲の行革だな、この方針で行かれるならそういう行革になりますな、こういう感じを強く抱くことになるのじゃないか。また事実そういう論調が多いですね、私どもの耳に入ってくるのには、あなたの耳に入らぬですか。

○塩崎国務大臣 「展望と指針」は、これまでの経済計画と同じように、私どもが経済の面で抱いておりますところのいわば夢と申しますか、将来の理想、目標を書いたものでございまして。そういう意味で考えてみますと、その中にありますところのものは、そのような厳しいところまで表現を

したところはない。ただ、大要財政上の難点、厳しきがあるから、選擧を厳重にやっていると、いうようなことが、「七カ年計画」に比べて「展望と指針」の方が財政上の観点を考慮した点がある。これだけじゃないかと私は考えております。(発言する者あり)

○矢山委員 いまだなにかが、夢を描いておるのだと、こうおっしゃたら、夢は覚めるぞと、こうおっしゃった。私もそう思います。夢は覚めますよ。夢は覚めたらちよと困るので、つまり、夢が覚めないように政府が明確に責任を負わなければならぬところは表現をしない、後退させる、表現から削っていく、こうなっているのじゃないですか。私はそういう意味に受け取りますよ。

今後私どもは、この「展望と指針」に基づいて行革がやられ、それに基いて国家予算が編成をされ、それが実施に移されていくのではありませんか、その過程でまたいろいろと御意見を承ったり、われわれの意見も申し上げたりする機会があると思ひます。

そこで、きょうは次の質問に移りますが、先ほど言いましたように、一番大きく犠牲になっているのは福祉や文教関係。一方で、比率において、だれが何と言ったって、防衛費だけは特別扱いでどんどんふえていって、それをますます進めようという行革だ。だから、行革とはわれわれは言わない。ああ、あれは行革ではない、中曾根行革というのは軍拡なんだ、私どもはそう言っている。

それはそれとして、次に行革下における防衛費の問題とも関係がありますから、ひとつ緊急にお尋ねしておきたいことがある。それは何かという、今度実用通信衛星さくら二号を硫黄島と本土の通信連絡用として自衛隊に利用せるといふ方針を決めたということでありませう。そこで、いま硫黄島の現状、それから今後硫黄島をどういふふう利用するのかということを中心にお聞きしておきたいので、これは防衛庁の方からお聞かせください。

○谷川國務大臣 現在硫黄島には、海上自衛隊の第四航空群の諸君が人数で二百二十名程度、それから工事に携わっております民間人が百八十名程度、その他の方々少数、このぐらゐの人数が現在硫黄島で生活中心でございます。

○矢山委員 この硫黄島の将来の利用について、いろいろ情報として報道で流れているのですが、その硫黄島を将来どういふふうに使おうかという案が防衛庁にあれば、ちよとこの際明らかにしておいた方が、ただマスコミを通じて耳に入るだけというのでは権威のない話ですから……

○谷川國務大臣 硫黄島の将来利用計画につきましては、国土庁を中心としたしまして、特に東京都その他が開発計画を目前策定中でございますが、それとは別途に、防衛庁といたしましては、現在のところもっぱらこゝへ訓練基地を建設中のごさいます、当分の間、海上自衛隊を中心としたしまして、遠隔区域の離島でございますが、訓練基地として使っていくたい、こう考えておる次第でございます。

○矢山委員 それはわかりましたが、どうもわれわれの耳にはよく、まずそういうふうな訓練基地、やがて千海里防衛の問題もある、その千海里防衛という軍事的な観点から考えたら、硫黄島がきわめて重要なポイントを持っている。そこで防衛庁としては、将来F15やP3Cをここに配置をして、その千海里防衛の拠点にしようというふうな考え方があつたんじゃないかと思うのですが、この点どうなんですか。

○谷川國務大臣 いま直ちにF15とかP3Cとかいうものの配置を考えているわけでもございませうが、海上交通路の安全の確保というものは、私どもにとりまして非常に重要な問題と考えております。ただ、この場合に、海上交通路の安全を確保する場合に、特に有事の場合について申し上げますと、いま先生の御指摘は、もっぱら艦艇の、特に防空警戒体制のことについて触れられたと思ひますけれども、私どもは第一義的には海上艦艇そのものが処理をしていく、こう考えております。

す。もちろん航空機がこれをカバーできれば、当然あらゆる種類の航空機が使われていく、こういふふうには考えてはおります。

○矢山委員 そうすると、直ちにP3CやF15を配置することは考えておられけれども、いまの考え方ですと、将来シーレーン防衛というふうなことから、これは防空能力が必要だということですから、やがてそういうふうな方向を考えているんじゃないですか。

「委員長退席、江藤委員長代理着席」
○谷川國務大臣 特にF15についてお答え申し上げますが、これは要撃機でございます。したがって、F15にはF15の任務がございまして、したがって、F15をどういふふうに使おうかというふうなことは、いろいろな一定の出方とかあるいは動きとか、これによつて変わってくると思ひますけれども、F15そのものの性格は、あくまでこれは要撃機として使われるべきものであります。P3Cそのものは相当の行動距離、航続能力を持っております。必ずしもP3Cをどこにどういふふうな位置に置いたらならぬかというふうな問題につきましても、これは組織的に考えるべき問題である、こういうふうな考えておるわけでございます。

○矢山委員 いま直ちに計画がないということだから、それはその程度にしておきましょう。そこで、いずれにしても、硫黄島というものは軍事的な観点から見るとかなりの重要性を持っているというところは、いまのお話の中でもわかつたと思ひます。その硫黄島と本土との通信連絡用に通信用実用衛星のさくら二号を利用させる。これはどうなんですか。これは私は何と考へても、宇宙事業団法の一部、時間がかかるから条文は読みませんが、「平和の目的に限り」と云々と、こうなつています。それから衆参両院において「わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」といふのが行われておりました。ここでも「平和の目的に限り」と云々ということ明確に決議されておるのですが、これとのかかわりはどうなるのですか。

○谷川國務大臣 まず最初に、私ども自衛隊側が公衆電気通信法に基づいて受けております利益について申し上げますと、私どもは使用者の一員といたしまして、今日電電公社の役務によつて全国にありますが各駐屯地、さらには、ときには国際電報も供与いたしておりますが、利益を受けておるわけでございます。今回の硫黄島のCS2についての利用につきましても、実は硫黄島から二百キロばかり離れた父島までは回線が来ております。私どももいたしましては、あるいはそのあと二百キロを海底ケーブルでつないでいただいて回線を回していただいても結構なものでございまして、硫黄島に現在駐屯いたしております自衛官の諸君の任務の遂行、さらには彼らの福祉厚生、あるいはそこで働いておられる百何十人かの一一般の民間の方々の本土との連絡その他について、何とかわが国のその他の地域の駐屯地で行われておると同じような公衆電気通信法に基づく役務の提供を電電からいただきたい、こう考えておる次第でございます。

たまたま通信衛星の打ち上げに成功いたしました。これは科学技術庁が事業団をしてなさつたこととございまして、いよいよこれが実用化するというところでございまして、私どもは関係各省庁と話し合ひをさせていただきまして、その結果、協議が成立をいたしました。五十九年度概算要求で、実は硫黄島にこの役務の提供をいただく予算を計上いたしました、こういうことでございまして。

○矢山委員 御答弁の中で自衛隊の任務の遂行のために使つて、こうなるのだから、自衛隊の任務遂行に使つていふことは、これは軍事利用じゃないのですか。軍事利用ですね。そうすると、やっぱり国会決議なり宇宙事業団法の趣旨にはこれは反するんじゃないですか。しかも、宇宙開発事業団法第一条が修正されたときに、これはこんなことで修正してありますよ。「わが国における宇宙開発は、憲法の趣旨にのっとり、非核・非軍事を趣旨

として平和の目的に限る」、こういうふうに、国会決議はきわめて明確になっている。それに基づいて宇宙開発事業団法第一条にその趣旨が盛り込まれて、平和利用、平和目的の利用に限る、こうなっている。自衛隊の任務遂行のためにこの通信衛星を使うということになると、これは明らかに宇宙開発事業団法の国会決議に抵触するじやありませんか。あなたは自衛隊の任務に使うと言った。

○谷川国務大臣　宇宙開発事業団法第一条の解釈あるいは国会決議の解釈につきましては、それぞれ関係の省庁から有権的な御答弁をいただけるかと存じますが、私どもが現在電電公社の役務を利用させていただいております中にはいろいろなものがございます。

いま軍事利用というお言葉をお使いになられましたが、いろいろあるいは先生は軍事通信とかいう意味でこの通信回線の利用の問題について触れられたのかもしれませんが、もしそうだとしますと、軍事通信とは一体何かという概念がちょっとはつきりはいたしませんか、今日私どもが考えておりますといいますか、現在やらしていたいております硫黄島から本土の部隊に対して行われております通信の中には、たとえば航空機の管制業務、これは当然自衛隊の任務としては行っております。自分自身の航空機の管制業務はやっておりますが、そのほかに航空救難とかあるいは俗にシトレスキューと申しますか、そういう海難の問題の情報だとかあるいは気象データの送受信、こういうったものも含まれているわけでございます。なお、日本の国内におきます自衛隊の通信の中には、災害出動時の通信その他も実はいろいろございまして、軍事通信というものが何であるかというような概念が必ずしもはつきりはいたしておりませんが、少なくとも私どもが理解をいたしておりますことは、各省庁の協議が行われて、国会決議にもちろんこれは反することでもございませぬし、それから宇宙事業団法の第一条の精神にももちろん反しない、こういうことで協議が成り立った、こう理解をいたしております。

○矢山委員 それはけしからぬですな。自衛隊が使うんでしょ。軍事利用の範囲がどこにあるのやらここににあるのやらわからぬなんというような、つまりあなたが軍事利用というのをどういう概念で言っておるのか知らぬが、自衛隊が使う以上は、そのあなたが心に描いておる軍事利用も含めて全体として自衛隊が使うんでしょ。通信をするときに、これは軍事利用でございます、これは軍事利用でございませんとしいうのをどこで仕分けするんですか。そんな仕分けができるのですか、郵政省。これは軍事利用、これは軍事利用でないという仕分けができるのか。

○谷川国務大臣　先ほど申し上げましたように、日本国の国内で現在電電公社と自衛隊との間に成り立っておりまする契約そのものの形で実は硫黄島で通信衛星を使わしてもらいたい。それは私どもは回線をしているわけではございませんから、父島まで参りました回線をさらにケーブルで硫黄島まで二百キロ引つ張っていただいても、それは結構でございます。ただ、せっかく国民の税金を使われて、あれだけ大きなお金をかけて事業団が成功されて、それを各省庁との協議の間で、これはその回線と同じ形で使い得るのだということだったものですから、私どもとしては喜んでそれではそうさしていただきたいということで五十九年度概算要求で要求しよう、こういうことにしたわけでございます。

○矢山委員 担当省の意見を聞きたい。

○安田国務大臣 いまお話しございましたけれども、この前の、前国会の予算委員会でも御質問がございまして、私の方は、団法並びに国会決議の平和利用のあの線上においてわれわれは宇宙開発を行っております、こういうふうにお答えいたしました。おったわけでございます。そのときにまた具体的な質問が出てまいりまして、総理がそれでは検討いたしましたように、こういうことで終わっておるわけでございます。当時は防衛庁から具体的な話は聞いておりませんでした。その後、防衛庁の方から具体的な話が出てまいりましたので、われわれは

検討いたしました。

検討いたしましたものと、すでに現存する一つの法律が、いまだお話のございました公衆電気通信法、こういうものがございます。これは御存じのとおりであります。いわゆる有事の場合、一切の交通が途絶する、通信が途絶をする、あるいは硫黄島のような通信の役務の提供ができていないところもある。しからば、行政目的あるいは政策として、これを充足するいわゆる通信実用衛星を打ち上げる必要がありということで、宇宙開発委員会は長期計画の線においてこのCS2というものを開発をして、これを打ち上げた。だからして、新しい役務が提供されました公衆電気通信法、これにこの星を提供することは、利用せしめることは、これは団法並びに国会決議の性格を変えるものではない、あくまでも公衆電気通信のこの法律の線の中においては、これは平和目的に反するものではない、こういうことをわれわれは合意を得て、間違いない、こういうことで防衛庁に提供した、こういうことでございませう。

○矢山委員 それは答弁にならぬよ、答弁に。あ
なた、大体重和の目的の利用に限るということ
は、どういう経緯でこれが事業団法の第一条に入
ったか知っていますか。それは、通信衛星を打ち
上げることはあなたの仕事だよ。問題は、それを
自衛隊に使わせるということが、平和目的の利用
ということの枠をはめられたのに反しはせぬかと
言っている。それで、その平和目的の利用とい
う、それを許さぬという法の問題、さらに国会決
議について有権的解釈とは何だ、有権的解釈は国
会がやるんだよ。

大體、考えてごらんさい、あなた。この間軍
事技術の対米供与の問題についても、国会決議が
あるのにかかわらず、それを踏みこじつて一方的
にやったわけでしょ。今度また、この平和目的
の利用に限るという法の第一条の趣旨が明らかに
なっており、国会決議もある。それをまた踏みこ
じつて自衛隊に利用させる。自衛隊の利用は軍事

利用も含まれておる。これは軍事利用でござい
ます、これは軍事利用ではありませんというな仕
分けはできない。自衛隊が使えば軍事利用が当然
入る。イロハのイの字だ。そういうような答弁で
は納得できない。きちつとした政府のまゝつた
答弁をせよ。

○安田国務大臣 矢山先生、CS2を公衆電気通信法に基づいてわれわれはこれを電電公社、郵政省に供与するということにつきましては、これは国法並びに国会決議には反しません。これはおわかりいただけるだろうと思います。これをどう利用するかということにつきましては、これはちょっと私の分野から離れますので、郵政省の方からひとつお答え願いたいと思います。

○検壇國務大臣 CS2の利用の關係と、それから硫黄島における防衛庁の公衆電気通信法による役務提供の關係についての検討の経緯は、いま科学技術庁長官からの御答弁のとおりでございます。

私どもは、CS2を使いまして電電公社が公衆電気通信法による役務の提供を行うということで最初から計画をいたしたわけでありまして、その計画によって現在もうすでに役務の提供をいたしておるわけであります。このことは、私は、もちろん平和的に反するものであるというものではない、また電電公社がいかなる人に役務を提供しようとも、電電公社としての公衆電気通信法の役務の提供という性格に変わりはないというふうに考えておるわけであります。

御案内のように、公衆電気通信法では第一条で、あまねく公平に役務を提供すること、また三条では、何人に対しても差別的待遇をしてはならないという規定があるわけでございます。私どもは、その電電公社の公衆電気通信法に基づく責任を果たしてまいりますために、防衛庁が役務の提供を受ける者という立場から役務提供の申し込みをいたしました場合には、これを拒否すべき何らの理由がないということでございます。その限りにおきましては、私どもは法律の枠内で、法律の命

ずるところによって役務を提供しようとしておる
のでございますから、私どもは基本的に平和目的
に違反する役務提供であるとは考えていないわけ
でございます。それが今回の協議の結論であるわ
けでございます。

なお、先ほど通信の内容が分けられるかという
ことでございますが、公衆電気通信法によりまし
れば、通信の秘密の保持及び検閲の禁止の規定か
ら申し上げまして、役務の提供後どのような通信
が行われるかということについては、介入すべき
性質のものではないと心得ておるわけでありま
す。

○矢山委員 電気通信設備を郵政省が業務として
やるというその事実はありますよ。その業務とし
て利用させることが軍事利用につながるという
ことが問題なんですよ。役務を提供する、役
務の提供は公平でなければならぬ、差別しちや
いなかぬ、それはそうなんです。ところが、公平じゃ
なければならぬ、差別しちやならぬという法の趣
旨で役務を提供したその提供が、自衛隊というも
のの軍事利用になつておる、そこが問題なんです
よ。あなたの答弁じゃ納得できませんよ、そん
な。納得できませんね。国会決議の無視はなは
だしい。

提供を行おうとするものでございますから、私は
これは何ら事業団法的一条や国会の決議に違反す
るものとは考えていないわけでありまして。
○矢山委員 郵政大臣、あなた、宇宙開発事業団
法というのは昭和四十四年六月にできたのです
よ。公衆電気通信法というのは二十八年六月にで
きた。二十八年六月にできた公衆電気通信法の存
在、それに対する解釈、それを踏まえた上で新た
に宇宙開発事業団では、通信衛星等の利用につ
いては平和目的に限るんだという規定を入れ、しか
も国会決議まである。国会決議の有権解釈は政府
がやるべき問題じゃない。政府が勝手に国会決議
の有権解釈をやつて、また国会決議を無視した。
宇宙開発事業団法というのによつてその解釈を
ねじ曲げた、これは許せぬですよ、絶対に。
○松田国務大臣 国会の御決議の解釈は国会にお
いて最終的に御見解を示されることが正しい、そ
の点は私も異論はございません。当然のことであ
ると思ひます。

によります役務の提供が行われるという場合に、
防衛庁もその業務の遂行上必要と思うときにはそ
の役務の提供を受ける、そういうことであると私
は思つております。
それで、国会決議に關しましては国会で御解釈
なさるということであると思ひますが、自由民主
党といつたしましては、政府・与党一体になりまし
て、いまのような解釈で国会決議も解釈しておる、
そういうことでございまして。
○矢山委員 自民党の解釈が国会の解釈じゃあり
ませんから、これは、混同してもらつては困りま
す。(発言する者あり)
○金丸委員長 番外発言はやめてください。
○矢山委員 国会の解釈と自民党の解釈はイコ
ルじゃないのですから、これは間違ひです。答弁
をきちつとしてください。(休憩、休憩)「理事
会を開け」と呼び、その他発言する者あり)
○松田国務大臣 重ねて御答弁を申し上げま
す。先ほど申し上げましたとおり、私ども郵政省
の見解といたしましては、公衆電気通信法に基
きまして公衆電気通信の役務の提供をいたしてお
るわけでありまして。この電気通信法の規定では、
御案内のようにあくまで公平に役務を提供しなけ
ればならないということが明定をされておるま
す。また、役務の提供を受けたという申し出者
に対して差別的待遇をしてはならないということ
が法律上明定をされておるわけでありまして。
そこで、日本電信電話公社はCS2を用いまし
て公衆電気通信法による役務の提供をいたしてお
るわけでございますから、防衛庁が役務の提供を
受ける者としてその申し出をいたしました限り、
これを別異に取り扱うということとは法律の精神に
反することになるわけでありまして、私どもの
とらうとしておりますこの姿勢は、法律の規定に
従つた態度でございまして、その点は私どもは
間違ひのないことであるというふうに考えておる
わけでございます。

発事業団法というものがある、それを踏まえた
から、通信衛星の利用というもののが非軍事の利用
なんだ、平和目的に限つてしか許されぬのだ、こ
ういうふうに国会決議はきちつとなつておるのだ
から、いまのは答弁にならないのです。
それからもう一つは、谷川防衛庁長官は、政府
の有権解釈としてこれは平和目的に限るという国
会決議に矛盾しないと思つてやつたと言ふ。総理
は、国会決議の有権解釈は国会でやることだ、し
かし政府・自民党の解釈は構わぬ、自衛隊に利用
させることは構わぬ、平和目的に反しない、こ
ういうことを言つておる。こういう答弁で納得で
きますか。これはきちつとしてもらわなければ納
得でない。
○金丸委員長 郵政大臣。
○矢山委員 郵政大臣が幾ら言つてもだめだ。
「休憩、休憩」「理事会」と呼び、その他発言す
る者あり)
○金丸委員長 静粛に願ひます。
○松田国務大臣 たびたびの答弁で恐縮でござい
ますが、もう一度私も答弁をさせていただきます
と思ひます。
申し上げましたように、電電公社は、CS2を
使つて公衆電気通信法による役務の提供をやる
ということを認められたわけでありまして、それは
平和目的に反するものではないということでも認め
られたわけでありまして。その役務の提供をいたし
ます限り、その役務を受ける方が一般民間人であ
りまして、あるいは防衛庁でありまして、し
ても、それを利用して来る通信は、私は平和目的
に反するものではないというふうに考えまして、
電気通信法に基づく役務の提供をやるうとしてお
るわけでありまして。
○矢山委員 それは答弁にならない。(発言する
者あり)
○金丸委員長 矢山君の質問に對しまして、政府
の答弁が満足な答弁でないというふうな状況の中
で、いま細谷君から、休憩して理事会をやれとい
うことですが、そちらの言うことがうまくかみ合

わなから休憩、休憩ということでは委員会が前進しないということでありまして、この問題は、理事会に預かって、その預かった中で、政府とも十分話し、満足な答弁ができるようなことを考える、それでいかがでございますか。(休憩) (休憩)と呼び、その他発言する者あり) そういう悪例を残してはいけませんから、これは続けてやりたいと考えています。(発言する者あり)

○矢山委員 委員長、何遍答弁したってだめですよ。宇宙団法の解釈だけやっているんだから、国会決議というものを無視して言っているんだから。

○金丸委員長 それでは矢山さん、大臣もさることですが、専門家の事務からひとつ説明を聞くわけですが、この問題につきましても、科学技術庁長官が郵政の方へ球を投げてしまっているんだが、平和目的ということで郵政省へ持ってきた、郵政省の方は、そういう関係の中で、私の方ではこれを受けたということで、問題は、科学技術庁の方がこの問題である程度の答弁があつてしかるべきだ、こういうことから、科学技術庁の……

○矢山委員 科学技術庁の答弁はもうわかっているのですよ。うちの方は通信衛星の開発が仕事だからやったんです、仕事として開発したんです、こう言っている。それで、平和目的だということからというだけの話ですよ。だから、それはもう意味がない。科学技術庁には関係ない。

○金丸委員長 そこで、科学技術庁の話も聞いたが郵政省の話も聞いた、そして、そこでなお話し合いがこげるようでは休憩もしましょう。そうします。

○福島(公)政府委員 科学技術庁の研究調整局長でございます。

いままでの議論を拝聴しております、われわれ

の説明がなかなか御理解いただけなかったこと、非常に残念に思っておりますが、私たち行政官は憲法第41条で定められた法律を誠心誠意守ろうということをやっております、いかなる法律もいかなる国会決議も、それを忠実に守ろうということをやっております。

そういう意味で、二十八年につくられた公衆電気通信法にも忠実であり、それから四十四年につくられた宇宙開発事業団法にも忠実であり、なおそのときの国会決議にも忠実であるという道を行政レベルで検討した結果、今回は二十八年につくられた公衆電気通信法の枠内において行われる業務ということで、先ほど来申し上げましたような結論に導いたわけでございます。

そういうことでございますので……(勝手に枠内と決めちゃいけない)と呼び、その他発言する者あり)

○金丸委員長 よく聞いてください。

○福島(公)政府委員 われわれとしましては、あくまでも法律というものを守ることでございまして、そういう意味で、公衆電気通信法、これは郵政省の方からかなり御丁寧に御答弁いただいておりますけれども、その趣旨に基づきまして、われわれは宇宙開発事業団法及び国会決議にもとらな

いということ、CS2の利用というものに踏み切ったわけでございます。(矢山委員)答弁になつていない)と呼び、その他発言する者あり)

○金丸委員長 暫時休憩いたします。

午後二時十二分開議

○海部委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの矢山君の質疑に対します内閣総理大臣及び防衛庁長官の答弁に、中曾根内閣総理大臣の発言を求めます。中曾根内閣総理大臣。

○中曾根内閣総理大臣 先ほどの私の発言に、まして、正確を期するために、改めてもう一度申

し上げます。

国会決議に關しましては、もとよりそれは国会でお決めなさることであると思ひます。

○海部委員長代理 谷川防衛庁長官。

○谷川防衛庁長官 先ほど私のいたしました、「宇宙開発事業団法第一条の解釈あるいは国会決議の解釈につきましては、それそれ関係の省庁から有権的な御答弁をいただけるかと存じますか」と、こう申し上げましたが、国会決議につきましては、この解釈については国会がお決めになることと存じますので、私といたしましては、この答弁を、「宇宙開発事業団法第一条の解釈は、それそれ関係の省庁から有権的な御答弁をいただけるかと存じますか」と、こういうふうに訂正をさせていただきます。

○海部委員長代理 矢山君。

○矢山委員 私の残余の質疑につきましては、今国会中において次の機会に譲らしていただきたいと存じます。

○海部委員長代理 矢山君の残余の質疑は、委員お申し出のとおり、後日行うことといたします。

次に、岡田正勝君。

○岡田(正)委員 まず、冒頭に総理にお尋ねをしたいと思うのでありますが、今回提案をされました各種の行革法案は、これは行革の一里塚である、国民にいろいろな御意見がありまして、内容は余り大したものがないではないかという御意見が多い中で、政府の答弁としては、これはもうほんの一里塚である、これから胸突き八丁に差ししかかっていくんだという御説明がありました。それはそれでわかるのでありますけれども、しかし、そういうことになるならば、行革のスケジュールは、タイムスケジュールと申しますか、そういうものは一体どうなるのだらうかという、いわゆる全容が国民にわかりません。これが非常に国民の聞きたがるところでござい

ますので、その点に對しまして総理の御意見を伺いたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 行政改革につきまして

は、臨時行政調査会を設置いたしまして、五次にわたりました答申をいただきました。政府はその都度、その実行につきまして、いわゆる工程管理表に類すべきものをつくりまして、閣議決定をもちまして公表もし、また、その線に従って進めておるところでございます。

まず、財政面から、小さな政府、効率的な政府という要請に従ひまして、歳出カットにつきまして全力を注ぎました。これによりまして、予算請求をゼロシリングあるいはマイナス五〇％シリング、あるいは今回はマイナス一〇％シリングというところを行ひ、さらに赤字国債発行額を減らしてきたところでございます。一兆円ずつ毎年減らして努力してまいりました。これが一つ財政面からの努力でありまして、これはやはり臨時行政調査会ができましたから、その大きな力によりまして政府はこれを遂行することができた感謝しておる次第でございます。

次に、人員の問題がございまして。人員の問題につきましては、いままで人員削減計画がござい

ましたが、それを改定いたしました第六次人員削減計画というふうになつて、五年間に五〇％削減する、そして補充率をできるだけ少なくする、そういう線では各省庁とも話し合いを要結いたしました、その線では進めておるところでございます。

それに基づきまして、昨年度は実員の出血減を約千四百名、本年五十八年度は約千六百九十数名に及ぶネットの減を実行したところで、来年度につきましては、定年の問題もございまして相当退職者も出るだらう、そういう意味で、さらにより多くのネットの削減を実行したい、こう考えておるわけでありまして。

これが定員の方面における努力であり、その一面において、またこれは鋭切議員からも御批判をいただいているところですが、各省庁間の定員の流通、これをやろうと思ひてはいたしましたが、これはなかなかうまくいきません。しかし、これも努力しなければならぬと思ひます。

これは定員の方面における努力であり、その一面において、またこれは鋭切議員からも御批判をいただいているところですが、各省庁間の定員の流通、これをやろうと思ひてはいたしましたが、これはなかなかうまくいきません。しかし、これも努力しなければならぬと思ひます。

それから、許認可の整理の問題でございます。この許認可の整理の問題も、法案を提出いたしました。今回でたしか二回目であると思ひます。私が行管長官のときにおきましては第一次のかなり整理をやり、今回もまた許認可の整理を実行しております。

それと同時に、いわゆる自由化を促進しようというので、データ通信の自由化等についてかなり思い切った措置を講じた点でございます。

それから、これとの関係におきまして、行政の簡素化という意味で、認証制度の簡素化をやりました。これは国会の御協力をいただきまして、たしか本年の三月ごろ提出いたしました。すでに八月一日からそれは施行して実施に入るところでございます。

それから、機構の問題に入つてまいりました。機構につきましては臨時行政調査会からも御示唆をいただいておりますので、それで今回は総務庁設置法案、それから府県単位の出先機関の整理等の法案を提出いたしました。その前から宇野行革時代からの仕事も引き継ぎまして、財務局や陸運局の整理も一部実行したところでございます。

今回は、臨調答申を受けたものといひましては、総務庁による行管庁と総理府の統合を行い、あるいは地方支分部局といたしまして、府県単位の財務部あるいは行政監察局、公安調査庁の支分部局等の整理をいま実行しております、そういうところであると思ひます。

それから、やはり官庁の自主自律による再編成を推進しようという意味で、国家行政組織法の改正をお願いいたしまして提案しております。

それから、国鉄の改革、電電、いわゆる三公社の問題がございまして、これにつきましては、臨調から方向を指示されておりましたので、それで国鉄については監理委員会設置法をつくりまして、監理委員会がいまその法律をつくる準備をいたし、また国鉄の勤勉性といひますか、綱紀の肅正について現に十一項目にわたる監督をやつていただいております。それから、電電、専売に

つきましては、いま法案をつくる準備を党内でやっております。これは通常国会に提出するべく努力しておりますところでございます。

今後年金の問題がございまして、今回公的年金の統合については法案を御審議願つておりますが、これは国鉄等を中心にして焦眉の急を要する問題でありますので、今国会に御提案申し上げ、さらに大きな全面的な年金問題の総合調整という問題は、次の国会にもし間に合えばそれを提出するように懸命の努力をいまやつていただいております。

大体以上の路線に従ひまして行政改革を進めておるところでございます。

○岡田(正)委員 大体わかりました。

そこで、そういういま御説明のありましたようなもの、いままで実行されたことも御説明があつたわけでありまして、これから先の実行計画といひますか、そういうようなものは、先般五月に出されました行革大綱、あれ以上のものは現在のところはないわけですね。

○中曾根内閣総理大臣 いままでやりましたことでもまだ若干ありますものは、補助金の整理であります。これは議会からもずいぶん御請求をいただきました。これは補助金の整理を一生懸命やっておりますが、必ずしもまだ成果は十分上がつたとは言えません。それから機関委任事務の問題、これも今回提出しておりますわけでございます。それから、来年にかかけまして地方事務官制度の問題等が出てまいります。

それで、最終答申を三月に土光臨調からいただきました。それを実行するための方策を五月の二十四日、閣議で決定いたしました。これが大体いままでの答申全体を総括するような意味で基礎をつくつておると思ひますが、いままで五次にわたつていただいたものに対するその都度のわれわれの閣議決定プラスいまの五月二十四日の閣議決定、これ全体に大体今行革にわれわれがやらなければならぬことが盛り込まれておる、かように考えておる次第でございます。

○岡田(正)委員 臨調から出されました答申を最大限に尊重する、こういうことをおっしゃつておるわけでありまして、この臨調の答申は最大限尊重というの、日本語ではよくわかるのでありますが、確実にそれを実行しよう、たとえば何年計画でこれを完了したいというようなことが、いま意思が表されてますか。

○齋藤國務大臣 最大限尊重するということは、本当に最大限でございますから、余りつまみ食いなどはいたさないで実行に移すという決意でございます。

それで、先ほど総理からお述べになりましたようないろいろな問題が次の通常国会等に出されるわけでございますが、たとえば年金などというところになりますと、国家公務員の統合案、現在の国会に継続審議になっておりますが、さらにまた地方公務員の方は先般の通常国会で成立をいたしました。来年度の通常国会におきましては厚生年金と国民年金の統合、こういうことでございまして、年金などは、全部それが実りますにはやはり十年かかると思ひますね。そういう長期的なものもありまして。

それから国鉄は、御承知のように監理委員会において基本構想が最初の二年間であれしまして、五年以内に実施する、こういうわけでございますから、一年や二年で全部済むということにはございせん。

それから、臨時行政改革推進審議会は三年の任期にいたしてございまして、まあ大体三年の間にはある程度のめどはつけた、けれどもやはり相当長期にわたるものもある、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○岡田(正)委員 総理は非常に歯切れのいいわかりやすいお話をされるので、大変評価を得ておると思ひます。その中で、大変評価を得ておるというものは、もう国民的課題になつておるわけですね。そこで、先般来繰り返しておっしゃつておる言葉の中には、石にかじりついてもあるいは地にはつてもというようなお言葉がしきりに出

てくるわけでございますが、この行政改革をやるに当たつて、これはちょっと私、嫌みになるかも知れませんが、たとえば今回御提案になつておる総務庁の構想にいたしまして、臨調で言われておる総合調整機能を持たないわけの総合管理庁構想とは大分様子が変わつておるのじゃないかというのを国民は非常に心配をしております。それも、官僚の皆さんがおるわけでありまして、官僚の皆さんの抵抗があると、総理が幾ら御決意になつてもなかなか思うように進まないぞという一つの証拠が出てきておるのじゃないか。最初の第一歩で何となく嫌な不吉な予感がしてならないのであります。

行革をやると言つたらやる、死んでもやる、石にかじりついてやる、こういうふうにおっしゃつておるのでありますから、行革を進める上については私は一番抵抗がきつのは官僚であると思ひます。その官僚の抵抗に対して、場合によれば、大志を全うするために局長や審議官の一人や二人、乱暴な言葉でありまして、責任をとらしてでも、とにかく断固としてやり抜く覚悟であるということが言えますか。

○中曾根内閣総理大臣 鈴木内閣のころ、私、行管長官拝命してやつておりましたが、今度の行革を始めるに際しまして、閣議で発言もいたしまして、もしこの行革について筋の通らない反対をする官僚がいたらそれは許さぬ、各省大臣に連絡をして注意してもらふし、措置してもらふ、そういう発言を私、行管長官のときいたしまして、多少摩擦を起しましたけれども、そういう決意でやつてきたつもりです。それで、いろいろな中身につきましては必ずしも御納得のいかない、期待どおりでないものも多々あると思ひますが、われわれとしては精いっぱい努力してきておるつもりでございます。

それで、総務庁の問題にいたしまして、いま法案になつたものをがんになりなすといひる御批判いただきますが、これをやろうと決心した

ときには、果たしてできるかなというぐらゐ強い抵抗があったわけでありませう。何しろ終戦以来はほとんど初めてと言つていいぐらゐ、昭和三十年以来ほとんど初めてですから、中央省庁二つを一つにするという仕事でございませうから、そこに勤めている公務員の皆さんにはそれが生きがいであつた、自分は将来こういうポストでこういう仕事をしたいと思つて一生懸命汗を流してきた、それが変わつてしまふということですから、生きがいにも関係するぐらゐな気持ちであることはよく理解できるわけですから、にもかかわらずやらなければならぬ、そういうことで勇を鼓してやつておるわけでありませう。

愚痴を申し上げるようですが、ここまで持つてくるにつぎましては、党の行政調査会長、それから行管長官、総務長官等におかれては非常な御苦心をされていたのであります。しかし、それでもできたものは、私はかなり力のある、統合力のあるものになつてきておる、そのように思つております。

〔海部委員長代理退席、委員長着席〕
従来行管庁の持つておつた権限、それから総理府にあった権限等はほとんどここへ盛られておりますし、総合調整機能自体にいたしましても私は強化されてきておる、そういうふうな考えております。

○岡田(正)委員 よくわかりました。

ともあれ、行管庁長官のときには、私がいま申し述べましたような大変ごりつばな発言があつたわけでありませうが、総理大臣になられますとちよつと鋭鋒が鈍つたのではないかなという感じがいたしましたして、ちよつと心配してゐるんですよ、正直な話が。これは私が心配してゐるんじゃないやなくて、国民のほとんどの人が心配してゐるんじゃないか。だから、中曾根さんのおやりになる行革というのは国民へのしわ寄せばかりが出てきちゃつて、官僚の肝心かなめの水ぶくれというところにはメスが入らないままに終わるんではないかなという心配があるのであります。

再度お尋ねしておきますが、この行革を断行するということについて、官僚の抵抗について、行管庁長官のときの御発言と御意思は変わつておりませんか。

○中曾根内閣総理大臣 変わつておりません。幸いに、私が行管長官を拝命したときと今日におきましては、国民の意識、それから公務員の諸君の覚悟も非常に変わつてきてまして、これはやはり土光さんを初めとする臨調の皆さんのお力や日本、ジャナリズムのお力の結果であり、また一部、野党の大変な御協力のたまものである、そう思つております。

たとえば、公務員の給与昇給を見合わせるといううようなことは、これは行革と関連してゐるような関連してないようなことですけれども、財政上もほかに方法がない、そういうところで涙をのんで政府はやつたわけでございますが、これも考えようによつては大変なことであるわけですね。しかし、それとあえてやり得たといううようなことや、あるいはそのほか予算なんかにいたしましても、赤字公債をできるだけ出さない、減らす、そういう方針を持つていますから、金のないところは各庁の庁費、各省庁が持つてゐるいろいろなお金を全部供出させて補正予算の財源にしてゐるわけですね。これが毎年二千億ぐらゐに上つてゐるでしようね。

そういうわけですから、各省はもう出張旅費もない。ですから、外国へいろいろ仕事があるという場合に、各省の公務員は日本航空のBクラスの座席も乗らないで、たとえばもつと安い飛行機を見つけて、そしてそつちへ乗つていく、そういうぐらゐやつてゐるわけですね。できるだけその範囲内で効率的に金を使うというふうな公務員の諸君もなつてきてまして、私ら内部の話をちよつと聞いてみますと、金の毒なぐらゐ、外国へ出張に行くときは、エコノミークラスで日本航空なりフルトハングラゐ乗せてやりたいところですね、わざわざしかしそれも金を節約するところなので、わざわざしかしそれと格安のツアーミ

たいなもので利用してゐる。そういう形で実は対応してゐるわけですね。

これはもう一年、二年、三年にわたつて庁費の節約を強行してきてゐるために、各省庁は必死に協力してくれてゐるわけでございます。もう限度に來つた。私も内部を見まして、そう思ひます。これ以上やると、また関係団体に金を出させたり何かするやうな悪いことが出る危険がなきにしもあらずだ、こういうやうな逆さにしても鼻血も出ないやうな状態になりつつあることは、われわれ行政を順当に運行するやうな面から見ても考へていかなきゃならぬ、そういう点も考へつつあるところでございませう。

○岡田(正)委員 いま総理の方から、無残なくらい庁費の削減をしてゐるんだという涙ぐましいお話があつたのであります。ちよつとどこかへ御出席の關係の皆さん全員の方にちよつとお尋ねをしたいと思ひます。いま各省庁におきまして使つていらつしやるところの、いや鉛筆だ、ボールペンだ、いや紙だ、いろいろなものがありますね。それから車がありますね。それから臨時雇ひといひますか、臨時の雇用の者、そういうものがありますね。この臨時の雇用だけでも、昨日の鈴切委員の御質問に対しての御答弁を見ましても約十八万人ぐらゐ年間おるといふやうなことでございませうから、まあこれだけだつて人件費が五千億を下らぬだらうと思はれるぐらゐの膨大なものでございませう。

こういうことを考へてみると、各省庁の大臣は、総理の行革の精神にのつとりまして、庁内は、そういうことについてはその状態をしっかりと把握してゐる、どのぐらゐ紙だ、鉛筆だあるいは車だ、臨時雇ひだといふやうなものを削減してゐるか実態をよく把握してゐるといふやうに私は確信をしてゐるのであります。大臣の皆さん方はそれをちゃんとやつていらつしやいますか。大変失礼であります。手だけ挙げてみていただけませんか、やつてゐるとおっしゃる方は。やつてい

か。

総理、大変失礼なことを私申し上げたのですが、いま御出席の大臣は総理を除きまして六人ですよ。六人のうち、いまお二方しか手が挙がらないのです。三人ですか。ということとは半分です。それは、大臣というものは忙しいから、そんなことまで氣をつけておられるかいとおっしゃる方もあるかもしれません。が、いわゆる頭の方がしつとしておれば、下の方は必然的に姿勢が直つていくわけでありまして、総理は鼻を高くして無残なぐらゐ庁費の削減をやつた、一年に二千億ぐらゐやつた、こうおっしゃつておられますが、まだまだ私から言わしたら、国民から言わしたら足らないところがあるのではないかと思ひますので、そのことも十分腹に含んで御指導をお願いしたいと思ひます。

さらに、時間がありますので一つだけしぼりたいと思ひますが、陳情政治ということをしきりに言われております。この陳情に對しまして四十七都道府県、そして三千数百の市町村、こういうところを使つておるところの陳情費なんというものは、乱暴に計算したつて一千億は優に超えるだらうと言われておるやうな今日でございませう。

そこでわが党は、公共事業費は、地方の時代でございますから、地方の自主性に任して第二交付税としてこれを交付するといふやうな方をしたらどうかといふことをかねてから常々申し上げておるのであります。その点いかがでございませうか。

○竹下国務大臣 民社党のかねておっしゃつてゐるいわゆる第二交付税構想(仮称)でございませうが、いわば地方自治の精神にのつとり、その地方の自主的判斷によつて最も効率的にもろもろの事業が行われるといふ点については十分理解を示すべき問題であり、検討を引き續いてやるべき課題であります。

ただ、いま例示なさいました公共事業等といふことになりますと、河川は河川あるいは道路は道路、それぞれの総合的な角度から判斷した長期計

画というものが立てられて、その中で優先順位を
選択しながら行っていく場合において、国自身が
その総額を握っておいて執行に移した方がより効
率的だという面も、なかなか公共事業等におい
てはあるわけでございます。したがって、それを
さらにいざ道路一つとっても、俗に言う国道も
あれば地方道もある、市町村道もあるというこ
ろにまで詳細な検討を加えて勉強してみろとい
う御叱正もいただいておりますので、そのような検
討は引き続き続けていただきたい、こういう
ことになっております。

○岡田(正)委員 ぜひその検討はまじめにやっ
ていただきたいと思ひます。希望しておきます。

次に移らしていただきますが、先般、わが党の
吉田理事の方から総理大臣に質問いたしました中
で、増税なき財政再建の問題ですね。これに對しま
して、「増税なき財政再建」ということを言われてお
る今日、果たして増税をやらぬのかどうかとい
うことで、増税負担率は現状維持でいくのかどう
かという点について質問しましたら、総理大臣
は非常に明快な答弁をされました。ですから、各
新聞実に大きく取り上げています。私は、こ
ういふ点では、立場は違ひますけれども、中曾
根さんというのはりっぱな、この行革の委員会
で自分で増税負担率は上げませんとはっきり手錠
をかけた。これはすばらしいことだと言っ
て、私、党内でも総理を褒めていたのですよ。

ところが、一つだけ心配になりますことは、こ
れはよく大蔵大臣の御答弁の中でちらりちらりと
よりのあがってくるのですが、増税は上げない
としても社会保障、社会保険料の方が上がって
いく可能性があるかもしれない。厚生大臣の方は
健保の本人の給付を二割カットするといふよう
なことなかも五十九年度の予算です。提案をし
ているといふことを聞きます。こういう増税負担
率は上がらないといふたものでは何にもならぬの
でありまして、いわゆる国民への体裁のいい転嫁
ということになるわけでありまして、増税をや

りませんということにはならないようになってく
ると私は思うのです。

それで、増税負担率とそれからいまの社会保障
負担率とを合わせました国民負担率は現状維持を
されるのかどうかということについて、簡単に御
返事をいただきたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 この前、民社党の御質問
に對してお答えいたしましたのは、「増税なき財
政再建」という理念を堅持していく、そういう考
え方を基本に申し上げたものであります。あ
のときの言葉もたしか、速記録を確認してみない
とわかりませんが、私の記憶では、大幅な変化は
ないように、多少の調整は要するとも思ひます
が、原則としていまの負担率を変えないようにし
たい、そういう趣旨のことを私、言ったと思ひま
す。そういう趣旨のことを私、言ったと思ひま
す。これは臨調答申の線に沿って言っておるの
で、臨調答申では、「増税なき財政再建」とは、国
民所得に對する増税負担率を大幅に変えないで、
そして新しい税目をそのために起こしたりしない
ようにしていく、しかし、いままでの課税、税目
の中、措置の中で、いろいろ上がった下がった
りするものや調整することはもちろんあり得る、
そういう前提のもとに「増税なき財政再建」と
いふ言葉を解釈していた、私の記憶にそういうも
のがあるわけですね。それを意味してこの間お答え
申し上げた次第なのでございます。

それから、では社会保障関係費を加えたものが
どうであるか。スウェーデンやそのほかの国は大
体五〇％とか、五〇％を超えておる。日本は三四
％程度である。臨調答申は何と書いてあるかと言
えば、スウェーデンやそのほかのようなものと同
じになつてはいかぬ、かなり差がある、その現状
をできるだけ守つていきなさい、かなり差がある
情勢を努力して続けなさいといふ意味のことが書
いてあったと思ひます。私は、その臨調答申の
線を守るべく努力していきたいと思つておる次第
です。

○岡田(正)委員 そうすると、ちょっとくどいよ

うであります、非常に重大な問題でありますか
ら再確認の意味で申し上げるのではありませんが、臨
調答申にありました「増税なき財政再建」という理
念に基づいて増税負担率を現状維持していくこと
に全力を尽くすと前同申し上げたことはいささか
の変わりもない、それから社会保険料を含めまし
た国民負担率というものは、現状三四％でござい
ますが、臨調の土光さんの答申にありましてよう
にかなりの差がある、それをやはり維持してい
うに努力するべきだといふ意味のことが書いてあ
る。これも総理は御確認に相なっております。そ
のとおり、いまのたとえての数字で言いますと国
民負担率三四％、これは同じように現状維持に全
力を挙げて努めますとおっしゃるのですか。それ
とも増税負担率は現状維持で全力を挙げて努め
るが、国民負担率についてはちょっとそれは約束で
きぬ、こうおっしゃるのですか。ちょっと明快に
お答え願ひたいと思ひます。

○中曾根内閣総理大臣 私は、数字を定量的に申
し上げたことではないのです。それは意識して言わ
ないわけでありまして、私が申し上げているのは、
いまの増税負担率にいたしましても、多少のいろ
いろ調整はあるでしょう、また出入りもあるでし
ょう。しかし原則として、そういう多少の出入り
等は考慮しつつも、できるだけ臨調の申している
ような線を守るように努力していきたい、そうい
う努力目標として申し上げておるわけでありま
す。

それから、社会保障関係費を入れた税との合算
の比率の問題でございしますが、これも臨調答申に
ありますように、スウェーデンやそのほか五〇％
を超えているような国々と日本とのかなり大幅な
落差のあるこういう状態をできるだけ守つていく
ように努力をしていく。しかし、現状で推移でき
ると思ひません。これはこの後のいろいろな日
本がしよつておる公債の百兆にも及ぶ膨大な金
額とか、あるいは老人がふえているとか人口がふ
えているとか、そのほか諸般の情勢を見ている
と、医療関係費だつてずいぶんふえつつあります

し、社会保障関係費だつてふえざるを得ぬ情勢も
ございします。そういう面を見れば、現状で固定し
て済むとは思われないのです。そういうような面
から、多少の変動が出てくると思ひつけられども、
しかし、わが国がいままで持つてきていたような
こういう基本的な考え方というものはできるだけ
守つて、そしてスウェーデンやそのほかとこれだ
け開いている、かなりの落差があるという状態を
できるだけ続けていきたい、そういう考えを持つ
ておる次第なのでございます。

○岡田(正)委員 大蔵大臣、やはりそのときのお
答への中で、非常に慎重な言い回しをされまし
て、「増税なき財政再建」については理念としてそ
れは貫きたい、安易な増税はしたくない、こうい
うお答への仕方です。総理大臣のいわゆる増
税負担率は守ります、全力を挙げて守ろうとする
あの姿勢とはちょっと違ふと思うのです。その
点、大蔵大臣は、増税負担率については現状維持
でがんばりたい、全力を挙げる、増税はしないとい
うことは、はっきりお約束ができませんか。

○竹下国務大臣 総理がかねがねおっしゃつてお
りますのは、いまのお答へにもございましたよう
に、いわば数字というものは自分が出さない、い
わば定量的に物を言わないで、定性的に絶えずお
つしやつております。したがって、私と、そして
私を任命していただいた総理との間の考え方には
差異はない。ただ、私がこの場でいつも申します
のは、増税負担率という問題については、まさに
それぞろの方が、不公平税制の是正といふような
ものは、これは増税ではなくしていわば是正では
ないかといふようないろいろな角度から、結果と
して国民所得を分母とし、そして国税、地方税を
足したものを分子として増税負担率が出る限りに
おいては、結果として出てくるものだからそれを
定量的に固定することはできない問題であるとい
うことをかねて申し上げておるところであります。
そして、いま安易な増税という言葉を使いまし
たが、言つてみれば増税という言ひが一つ

び念頭にこびりついたら、直ちにもって歳出削減の気魄も腕も鈍ってしまう。だから、そういうことは念頭に置かないで、当面臨調の御指摘のとおり歳出削減にまさに糧道を断つて立ち向かうべきであるということをおぼろげにしておるわけでありまして、総理の絶えずおっしゃっている定性的哲学、そのもとに任命された私の財政運営、筋としては全く一本筋であると思っております。

○岡田(正)委員 経済企画庁長官、そちらでお出しになりました新経済社会計画ですね、あれの関係からいまして、いま総理の御発言、大蔵大臣の御発言をあらにしまして、私は、増税は絶対にやらぬようにしなければいかぬ、臨調の答申に沿っていかなければいかぬという決意を固めていらっしゃるな、これはりっぱだというふうに思っておりますが、やはり最後に残りますのは社会保障費ですね。この負担が膨大にふくらみ上がっていくのではないかと、これがふくらんでいって、増税という税金の方はふえないにいたしました、社会保障料の方で莫大な負担がかぶさって、どうにもならぬようなことになってくる。

国民からいって、この国会が終わる、いわゆる解散より前のこの国会におきましては、増税はやらない、こう言って総理大臣以下皆さん力強くおっしゃっておるが、選挙が済んで新しい国会が始まったら、途端に増税案がばかんと出てくるというふうなおそれをおぼろげに思っています。ですから、社会保障費を含みました国民負担率、この関係で、いまそれは西欧とのかなりの差があるけれども、できるだけそれを守り抜いていきたいというお気持ちだけはおっしゃったのですが、その縁で果たしてやっていくというふうな経済企画庁長官としてはお考えになりますか。

○堀崎國務大臣 お尋ねの点につきましては、「二九八〇年代経済社会の展望と指針」の中で、やはり臨調答申と矛盾しないような方向で、私どもはできる限りヨーロッパの水準よりも国民負担率はかなり低位にとどまるように努力すべきである

というふうな明らかにいたしておりますので、むしろ少し点はございましょう、この中にも、いろいろと高齢化に備えて負担が増加するおそれもあるけれども、徹底的な行政改革等によってその方向に進めていくべきだ、こういうふうに書いてありますので、そういうふうな努力すべきものだと考えております。

○岡田(正)委員 次に、総務庁の構想であります。先ほど総理は大変これをおぼろげにしておられました。非常に苦労してつくったものだということをおっしゃっておりますが、国民が知りたいのは、総理府と行管庁を一緒に一つにしまして、一体何が節約できたのだろうか。最も知りたいのは、どれだけ人員が節約できたのですか、どれだけ予算が、いわゆるかかる金が節約できたのですか、ということを知りたいんです。これは行管長官の方からお答えいただきますか。

○齋藤國務大臣 先ほど総理からお答えいたしましたように、総務庁設置ということとは、臨調答申に人事、定員、組織の管理、それから監察、そういうものを統合した総合管理庁という構想がありました。その総合管理庁プラスそのほかの政府全体を統合した総合調整機能の幅を広く統合して、政府全体としての行政の総合調整機能を強化、確立して、こう、こういう案でございます。したがって、この構想は、人員の削減をするとか、予算を幾ら減らすとか、そういう直接的な目的ではございません。内閣のそうした機能を強化するということでございますから、直接的には目的としておりません。したがって、その機能の強化ということでございますから、私は長い目で見て御批判をいただければ結構だと思っております。

ところで、さればとて人員なり組織なりを簡素化すべきであるという要請は一方にあるわけでございますから、五十九年度の予算編成の過程において、これも先ほど総理からお述べになりましたような人員削減計画に従って削減をいたしたいと思っております。それと同時に、また課の組織等に

つきましても来年から五年間に一割整理をしようという方針が決まっておりますから、その整理に基づいて課の整理もいたしていきたい、こう考えておるわけでございます。この法案に直接的にはそれは出てきませんが、五十九年度予算過程において具体的に明らかにする、このようにお考えいただければ幸甚だと思っております。

○岡田(正)委員 では行管長官、ちょっと私が確認をいたしますから、そうであるかないかをお答えいただきたいと思います。せっかく総合調整機能を持たせるように実はこれは苦心惨たんしてつくったんだよ、こうおっしゃっておるわけですが、この案がたとえ通過したとしても、予算編成は大蔵省にありまして、大蔵大臣。これは取られるわけじゃないでしょう。予算編成は大蔵省。それから公務員の任命権は各省の大臣でしよう。大臣から取っちゃうんですか、取らないでしよう。そして等級別の定数の承認権というのは人事院でしよう。これも取りませんね。ということになってまいりますと、人事、組織による総合調整というのはまさに文字どおりばらばらであります。決して総合調整機能を發揮していません。ということになると、今度できた総務庁というものにおいて人事、組織による総合調整機能——予算や人員が減るなんていうところの総合機能——予算や人員が減るなんていうところは出ません、しかし機能が高まるのです、こう我慢をいらしていらして高まるのであります、その総合機能がどこが高まるのか、何もないじゃないかという感じがいたします。まさに、まあ言うならば絵にかいたもちじゃないかというふうに思われますけれども、言葉が過ぎますか。

○齋藤國務大臣 言葉が過ぎていくかどうか、そういう批判は私はいたしません。いたしません。総務庁というのは直接の人事をやるところじゃないのです。これは人事権は各省大臣にあります、具体的な人事というのは、予算はもちろんそれは大蔵省にあるわけで、私の方は人事管理、定員管理というものを一体的に見ていくというわけでございます。そういう機能を一本で一元的に

發揮して、こう、こういうわけですね。したがって、人事管理として具体的にどういうものがあるかと具体的な話になりますと、配置転換というふうな具体的な問題になりますと、これは人事管理と定員管理との調整の上に総合的にやっていくということになります。さらに、されば採用とかあるいは離職とか、そういうふうな人事管理の問題、これはそういう人事管理と定員管理が総合的に行われることによって円滑に行われる、こういうわけでございます。その具体的な人事権を総務庁長官が握る、そんなことはできるものじゃないです。そんなことじゃなくて、人事管理と定員管理、組織管理を総合的に一元的に握って総合的な機能を強化して、こう、こういうこととございますから、その点はちょっと、絵にかいたもちなどとおっしゃらないで、その機能の強化の姿を今後見ていただければ結構だと思っております。

○岡田(正)委員 時間がありませんので、吉田委員が言われましたところと重複するところは避けまして、一番問題になっております統計センターですね。この統計センターを総務庁の、総務庁というのは今度の総理府の外局ですね、その外局の総務庁であるそのまた附属機関、こうなるのですから、ずいぶん遠くへ離れたものだ。それで統計局はまた内局の方にあるでしょう。何でこんなことをしなきゃならぬのか。いままでこれが統計局で一つのものになっておりました、それで十分効率を上げておりましたのに、何でこんな製表部門だけをばらばらにして、言うならば統計部門を二分制ですわな。行政改革というのはいかにコンパクトにまとめていく作業をしなればならぬはずですね。それが、ばらばらにするなんてことは、まさに行政改革の逆行じゃないですか。いかがですか。

○齋藤國務大臣 外局とか内局とか言われますけれども、現在の行政管理局もそれから総理府もすべて、本当を言いますと御承知のように総理大臣の総合調整機能の一環にあるわけですね、外局であろが内局であろが。外局になったから遠く

なるというふうな性質のものではないということ
をまず申し上げておきたいと思ひます。

そこで、統計局をなせ総務庁に移したかと申し
ますと、行政管理局が持つておきます統計の所
管は、各省庁の統計の総合調整機能を行なう
ね、その各省庁の統計の総合調整機能を行なう
持つておけるわけですね。それから、総務庁の統計局は
国勢の基幹的な非常に重要な統計をやっているの
ですね。国勢調査とか労働力の調査とかいろいろ
重要な行政をやつておけるわけですね。そこでそう
いうふうな国勢全般に通ずる基幹的な統計をやつ
ておけるわけですね。そういう基幹的な統計の企画事務
と各省にまたがる総合調整機能を合わせて、国全
体としての統計の中核的な機能を確立しよう、こ
ういう構想でできたわけですね。

そこで、その中核的な機能を強化しようとい
うことに当たりまして、統計局の中のいわゆる製表
部門、これは御承知のように統計を実際やってい
く場合の作業部門でございますから、これを政策
部門、企画部門と一緒にするのはどうであらうか
ということ、一応附属機関ということにいたし
たわけでございますが、その製表部門は国勢調査
等の企画の事務と密接な関係があるわけござい
ますから、相互連携をとりながら今後やってい
く、こういうことございまして、それが統計局
にあって統計局から作業部門が附属機関になつた
から、それで別々になつた、ばらばらになつたん
だ。そうじゃなくて、そういう機関でありまし
ても、作業部門を離しても附属機関として総
務庁に残るのですから、そういうことで作業部門
と企画部門が連携してやっていく、こういう
ことございまして、その点は、作業部門だけを
附属機関にした、しかし運営としては当然企画部
門と緊密な連絡を図っていく、こういうことござ
います。

○岡田(正)委員 統計というのは、統計で出てき
たいいわゆる表とか図とかいうものにならなけれ
ば、これは完成品じゃありませんね。統計には当
然調査、企画、そして製表というものが一体にな

つておらなければいかぬのでしよう。いまの大臣
のような御説明になりますと、それでは調査は調
査、企画は企画、製表は製表、それぞれみんな任
務が別ですよ。任務は別ですけども、たとえ
ば一つの統計をやろうじゃないかということを決
めまして、その作業に入るということになつた
ら、その調査も企画も製表もみんな一緒になつ
て、どういふふうな形のものに仕上げていくかと
いうことをお互いに詰めていかなければ、ばらば
らでできるものじゃありませんね。調査と企画の
方だけでどういふものをつくるんだと言つておい
て、おい、製表の方、これを印刷せよ。製表部
門というのは印刷会社ですか。私は、そんな権威
のないものだとは思つていませんよ。私も県会議
員を長い間やつてきましたが、各四十七都道府県
に統計係がおりますが、そういう人たちの結び
つきといふものは、いまの製表の関係の人です
ね、これの関係の結びつきが非常に大きいので
す。それを何で調査と企画は別個でありまして、
製表は、これは別でございまして言つてわざわざ
分けなければならぬ理由というのがわからぬので
す。

それからいふ一つは、附属機関へ切り離すとい
つても附属機関だからいいじゃないですかとおつ
しやいます、しかし大臣、考えてみてください
よ。附属機関に行つて職員がかわらないと断
言できますか、あなた。自分がかわらないと断
言できますか。言つてみてください、はつきり
と。

○齋藤國務大臣 新統計局は、先ほどもお答え申
し上げましたように、各省にまたがる統計の総合
調整と国勢の基幹的な統計の企画事務を統合す
る、こういう新統計局をつくるわけですね。そのと
きになつてみますと、作業部門は一緒に新統計局
の中に入れる、というのはおかしいですが、その
中でやることはいかあるいは独立した附属機関
でやつた方がいいかということになりますと、作
業部門だけは附属機関として行うということが結
構ではないか、こういうふうな判断に基づいてお

るものでございます。しかしながら、その製表部
門、作業部門は、国勢調査等の企画、調査、分
析、そういうものと緊密な連絡をとつていきま
すから、附属機関という名前でありまして、相互
に緊密な連絡をとるに合ふがらやるといふこと
で、目的を達成し得ると私は思ひます。

それから、第二の尋ねでございしますが、処遇
が変わるではないかと。いままで総務府にありま
した統計局から総務庁の附属機関になるわけだ
から待遇が変わるじゃないか。これは私もそうい
う関係者の方々の意見も聞きました。しかし、処
遇を低くする、そんなことは全然考えておりませ
ん。従来どおりの処遇でいくことが一番望ましい
し、それは当然だ、そのために私は全力を尽くし
ます、処遇の低下はいたしません、こうはつきり
私もお答えをしておるわけでございます、処遇
を下げるために附属機関に、そんなことは考へて
おりません。否、むしろつばにその処遇を守つ
ていく、これはもう当然だと思ひます。

○岡田(正)委員 行管庁長官、あなた本場にそれ
が言えますか。いままでの例をひもときまして
も、身分上の問題で、国立公文書館というのがあ
りますね。これはこの機構表にもありますよ、今
度の新しい分にも。あれが附属機関になりました
な。附属機関になつたからといって国家公務員で
なくなるわけじゃありませんよ。国家公務員には
間違いのないのであります、そのときに行った課
長といふのは一等級の課長ですね。移ったときは
そのまま。その方が定年でおやめになりました、
あるいは何かのことで配置転換になつて、次の人
が課長になるときに二等級で課長でございませ
ん。これは身分上の変わりはありませんか。これ
は字に書いてあると違ふのですがね。こんな
ことを大臣が御存じないはずはないのですよ。
それから、勤く人といふのはやはりブライド
といふものがありますね。いままで何十年となく
統計局の中におりました、調査と企画マンと製表
マンとが混然一体となつてつばな、世界にも誇
りうなわが国の統計を出してきておるわけだし

よう。統計がなかったら何にも仕事ができぬじや
ないですか。これが一番もとでしよう。それだけ
のりつばな仕事をやつてくださったおのれに、そ
れを今度の機構改革で、今度の第一弾の一里塚
で、おまえさんちよつと外へどけ。いままでは
内局であつたものが、今度は外局の総務庁の附属
機関になるのですからね。言うならば階段から三
段落ちたことになるでしよう。これで誇りを失
てがらばりなき、それで身分上の変わりはな
い、私は全力を挙げて皆さん方の身分が変わらな
いようにがんばるし、そうあることが望ましいな
んて人ごとみたいなことを言つていますが、大臣
は人事院の總裁でもないでしよう。そんなこと
は約束できませんよ、大臣。私はそれはちよつと
行き過ぎではないかと思ふ。

時間がありせんから私はこの程度にさして
いただきますけれども、いずれにしても、この統
計センターをつくつてこれを附属機関にするとい
うことについては、私は反対です。私はこういう
処遇の仕方といふのはないといふふうに考へてお
ります。

それで、最後に意見を申し上げて御返事を一つ
だけいたしたいと思ひますのは、いまのこの組
織表から、法律から見ますと、どこにも附属機関
にするといふことは書いてありません。これは
は政令事項ですわな。そこで御答えをいただき
たいと思ひますのは、政令でもつて統計局を分割す
るという現在の方針、これは撤回してもらいた
い。内部部局と一本化してもらいたい。まさにこ
んなことをやるのは行革の逆行であるといふ
に私は私どもは考へておりますが、いかがでありま
すか。

○齋藤國務大臣 統計のその製表は作業部門の方
でございまして、政令をもつて定めるというこ
とにするわけございまして、それを新統計局の
中に入れるという考へは全然持つておりません。
それから、処遇の問題につきましましては、なるほ
ど、それは私は人事院總裁でもありません。しか
しながら、この法律の立案に当たりまして、その

人たちの処遇というものはあくまで守っていく、
 こういう強い決意でいくべきものであると私は考
 えておりますから、私は最後までそれは処遇を守
 るように全力を尽くして努力いたします。それは
 もちろん私は人事院総裁ではありませんから、そ
 れはできないかも知れませんが、ちゃんと、そう
 いうふうな処遇をあくまで低下させないよう
 守るのが当然の務めだ、私はかように考えてお
 ります。

○岡田(正)委員 私はいまのお答えでは納得がで
 きません。とにかく人間というものはそんなに
 軽々しく扱うものではない、効率が上がらないとい
 うならば話は別です。そうではあります。いま
 まで一緒にあって、渾然一体となっていて、結
 構世界一を誇るような効率を上げてきていたわけ
 ですね。それをわざわざいゆる段落としにかけ
 て、プライドも何も踏みにじってしまうようなや
 り方というのはない。私は、行政改革というものは
 そんなものじゃないというふうに信じておりま
 す。これだけはもう強く提言をしておきたいと思
 う次第であります。時間がありませんから、これ
 は終わらせていただきます。

次は、特殊法人の問題であります。この特殊
 法人の関係で、いままで五十四年の十二月二十八
 日、五十二年の十二月二十三日、いずれも閣議決
 定あるいは閣議了解をいたしまして、この特殊法
 人の役員の人事管理について出されております。
 その中で、いろいろありますけれども、民間か
 らの登用ということを推進しなさいということをお
 決めたようになっております。もうすでに四年から六
 年たつておるわけですが、今日現在どうい
 う状態であるかといふと、国家公務員の出身
 者、いわゆる天下りと称する人たちは三百九十三
 人いらっしゃいます、全体の五・六%でござ
 います。これは、国からの天下りは半数以内にと
 どめるといふことを閣議了解しているのですよ。
 閣議で決定しているのですよ。それが、四年も六

年もたつて、なおかつこれが到達できないとい
 うのは一体どういふわけなんですか。

それからいふ一つ、その中でも、十七の法人に
 至りましては、全員の役員が全部天下り国家公務
 員であります。一体これはどうなつておるのであ
 りますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○中村説明員 ただいまの数字の点を御説明い
 たしますと、国家公務員の出身者は、閣議決定を
 いたしました翌五十三年初めに比べて、当初
 六・一%でございましたのが、先ほど御指摘のと
 り五・五%になつております。ただ、実数から申し
 ますと、当時四百八十七人おりましたものが三百
 九十三人に減つております。一方民間の方は、当
 時三百三十二人おりましたものが三百四十四人にな
 つております。やはり一方で削減というやうなこ
 とをやつと、他方、全体の目標値であります半数
 以内に近づめるといふことを進めておるわけでござ
 います。現在努力の過程だといふふうに御了
 解願ひしたいと思います。

それから、国家公務員出身者が全員の占める法
 人につきましても、五十三年の一月一日に二十七
 法人でございましたのが、先ほどの御指摘のと
 り十七法人になつておりました。これもやはり業
 務の性格上国家公務員出身者をもって役員の業務
 をするのがある法人もあるわけでございしますが、
 なお努力を続けておるところでございます。

○岡田(正)委員 これは総理、聞いておいてくだ
 さいね。閣議決定とか閣議了解がいかにか守られて
 いないか、行政改革の一端ですよ、これがいかにか
 守られていないかといふことを私はいま例を挙げ
 て説明をしておるのでありますから、総理はひと
 つ腹によけたき込んでおいていただきたいと思
 います。

次に、たらい回しの異動、これはやりません
 ということを言つておりましたが、さすがに二回
 以上たらい回しをしたといふのはゼロになりました
 と。ところが、一回たらい回しをしておりますとい
 うのは十九人もおられます。これも昭和五十二
 年の閣議決定の違反であります。これは一体ど

うなつておるんですか。

○中村説明員 ただいまの転任役員につきまして
 は、一回転任しておりますのがおっしゃるとおり
 十九名でございしますが、真にやむを得ない場合に
 ついては転任はやむを得ないといふのが当時の閣
 議了解でございまして、ただ、その場合でも一回
 を限度とするといふことになっておるわけでござ
 います。したがって、私も二回以上のも
 のはゼロにする、そうして一回のものにつきま
 して、できるだけ真にやむを得ないものに限るよう
 に努力しておる、こういうことでございします。

○岡田(正)委員 いまのように真にやむを得ない
 ものはといふことでいくんだら、もうどれ
 もいけません。どれでもいける。全部例外、それ
 でもいいわけでしょう。さっき言ったやうに、そ
 の法人の役員の数の半数以下にならないならばな
 らないといふところに、半数になつていないのみな
 らず、その全員が一〇%天下りで占めておると
 いふだけでも、先ほど申し上げましたやうに十
 七の法人がある。これも真にやむを得ない場合は
 いたし方がない、それで片づけるなら事は簡単で
 すね。もう行政改革なんてことは言わぬ方がい
 んじやないですか。例外、例外を設けるんだら
 らやる必要ないんじゃないやしませんか。こういうこ
 とを私は厳重に取り締まつてもらわなければなら
 ぬと思つております。

次に、年齢の制限であります。これも守られ
 ておりません。原則といたしまして総裁とか副
 総裁は七十歳、その他の者は六十五歳といふこと
 になつておりますのに、今日現在、総裁の人たち
 が十五名、理事の入たちの中で四名、この方針に
 違反しておる人が現存しておりますが、一体どう
 したのですか。

○中村説明員 高齢役員につきましては、五十三
 年の一月一日に全部で五十人の人が基準を上回つ
 ておつたわけでございしますが、現在十九名に減少
 いたしております。そして、個々の事柄につきま
 して一件一件審査をいたしておるわけでございま
 すが、たとえば民間会社で株主総会等で選任され

た方というやうな場合には、ある程度自主性とい
 うものも尊重しなければならぬといふやうなこ
 ともございまして、一件一件について厳重に審査
 した結果やむを得ないといふふうになりましたも
 のが十九名でございします。

○岡田(正)委員 そういふやうにやむを得ない、
 やむを得ないでいけば、全部やむを得ぬですね。
 それから次に、長期留任の問題であります。が、
 政府の御方針としては原則として六年、それ以上
 とどまるなといふことになつておりましたが、総
 裁、副総裁、これはたまた八年間、二年だけ延長
 してあります。ところが、九人の総裁と十人の理
 事がこの方針に違反して残つておりますが、一体
 どういうわけですか。これもやむを得ぬですか。

○中村説明員 長期留任の役員につきましては、
 五十三年七十七人おりましたものが、現在十九人
 に減つて、やはり三%以下になつております。こ
 の場合、いずれにしても原則としてやういふ基準
 を守れといふことでございしますけれども、例外と
 いたしましては、たとえば高齢役員の場合には民
 間出身の方がわりあい多い。それから、長期留
 任の場合には部内から登用されて役員になり、そ
 れからだんだん上がつていったといふやうな方が
 たとえば十九人のうち十二人を占めておるわけで
 ございします。したがって、やはり個々の事情
 につきまして審査をいたしまして厳重にやつてい
 る。高齢の場合で申しますと、民間からの出身者
 が十九名のうち十一名。部内から出身している人
 が四名といふやうなことになつておりました。や
 はり個々の事情はしんしゃくしなければならぬ
 と考えております。

○岡田(正)委員 役員の縮減、これは全体の縮減
 のことであります。五十四年の閣議了解におき
 まして、各省庁ごとの法人につきまして少なくと
 も一割の縮減、これは数字を挙げておりました。
 百二十人プラスアルファといふことを決めており
 ます。昭和五十五年七百八十八人がことしの九月
 十五日には七百七人となりまして、八十一人減つ
 たにすぎません。百二十人プラスアルファにはは

るかに及びません。一体いつまでにこれを達成しようとしておられるのか、お答え願います。

○中村説明員 現在約七百人の常勤役員がおるわけですが、五十五年当時八百人おりました。その二割ということで百六十人を削減するというところでございまして、現在約二百二十人近くの削減をいたしておるわけですが、五十九年度末までは予定どおり実施する計画でございします。

○岡田(正)委員 齊藤長官、いまお聞きのとおりですが、閣議決定だ、閣議了解だということが、昭和五十二年、一番遅いのも五十四年に決まりましたことが、短くて四年、長くて六年の歳月を経ながら、なおかつその目標に到達していません。いまお聞きのとおりであります。こういうことに対して、これは国民が聞いたら怒るのじゃないですか。何か言うて返事せよと言ったら、やむを得ないよんどのろな事情、それでいくなら世の中苦勞がありまね。だから私は、行政改革を国民に訴える限り、やはり上の方から姿勢を正してもらいせんとお話にならぬと思うのです。長官の決意をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 私の所管でもございせんが、私は閣議決定というものは非常に重いものだと理解しております。したがって、この重い意味を持つ閣議決定の線に沿って各省庁が全力を尽くして努力するということが非常に大事だと思ひます。各省庁なりにそれぞれ努力はしておると思ひますが、まだ目標数に達していないというところは遺憾でございしますが、今後とも全力を尽くして閣議決定の線を守るように努力していただくようにいたしたい、かように考えます。

○岡田(正)委員 いま大臣、ちょっと一番最初に気になる言葉を言われましたが、私が答えるのは適当ではないのですがとおっしゃいましたね。総理がということですか。どういう意味ですか。○齋藤國務大臣 これは内閣ということでございます。特殊法人の人数の査定というものは大蔵省

でやるだけなんです、数は。特殊法人というものの人員、定員ですか、それからそういう予算、これは大蔵省がやるわけなんです。そういうことでございまして、しかし現実的なこういういろいろな削減計画は内閣全体としておるわけなんです。ですから、そこに閣議決定で各省大臣を縛っている、こういうわけですね。ですから、各省庁の大臣が役員についてそれぞれ責任を持って努力をしていくことは必要である。やはり閣議決定の重みというものを感ずる努力すること、これは私は大事なことであります。

○岡田(正)委員 それでは、いま御説明がありましたように、大蔵大臣は数の問題、それから予算の問題、これに対してタッチをしていらつしやる。しかし、いま私がこれは閣議決定違反ではないか、こう言つたこの閣議決定というものは、まさに閣議の決定ですから、一番お偉い方は内閣総理大臣ということになりますから、総理から答えてもらうのが一番妥当ですね。総理、答弁してください。

○中曾根内閣総理大臣 閣議決定というのは、閣議の合意が成立してそれを実行いたします、正式の議題に提示をいたしまして議決をした、それを執行し監督していく最高責任者は内閣総理大臣でございしますから、私の責任において実行いたしましたということでありま。

○岡田(正)委員 いま総理御答弁のとおり、ひとつ不返転の決意を持って国民への約束、閣議決定はぜひとも実行してください。そうしなければ国民への示しがつきません。

次に、地方公務員の給与の乱れについて質問いたしたいと思ひますが、資料がありますので、委員長、配ることをお許しただきたいと思ひます。

いまお配り申し上げましたのは、わたり号俸、通し号俸という一番真つすぐにすうと昇給が最短距離で上がっていく給料表のことを言うのであります。いまお手元に配りました中で一番見やすいのはどれかといふと、ナンバー二の分です。

これはもう本当に簡単ですね。俸給表が一本しかないのです。これを通し号俸と言ふのです。このくらい簡単な通し号俸、こういうのを決める市もなかなか珍らしい存在であらうと思ひますが、ほかの市におきましては、大体ナンバー三の一番長い分に刷つてある分ですね、この分をみんな活用いたしまして、職員組合との間の申し合わせによつて最短距離を突つ走つていく。

いわれる地方公務員法第二十四条に、その職務と責任とに対応して給与を決めなければならぬ、こういうふうになつておりました。部長クラス、あるいは課長クラス、係長クラス、それからその次、それから一番最初に入つてきた人というふうな俸給表が分かれておるものでありますが、そんなことは一切お構ひなしに、ごらんいただくのわかりますように、一番長い分でもずっと横線でだつたつとみんな渡つていくのであります。これがいわれる典型的なわたり号俸というものでございします。隣の号へどんどん渡りますからわたりといふのです。

それで、聞きなれぬ言葉でしょうが、とびといふのもあるのです。これがナンバー一、この半べらの分がございします。そこへ私の字で書いてありますけれども、算用数字に丸を書いてある分はわたりの姿です。①、②に行つて③へ飛ぶ、そして④、⑤を行つて⑥へ飛ぶ、こういうふうな渡つていくわけでありま。ところが、丸印をつけていない五等級のところでは、2といふのがありま。この1、2から今度は三等級の8へすばつと飛んでおられますね、これがいわゆるとびです。

なかなか地方自治体においては一般の市民にはわかりにくい言葉がはやっておりました、わたりにとびに三短、五短、六短、九短なんという、私は初めは花札かと思つた。花札じゃないんです。この俸給表にもありますように、こういう中で一年に一回しか、一つ上しか上がれないことになつておられますけれども、それを一年を十二ヵ月とあるのを九ヵ月とするというのを、これは三ヵ月縮まりますから、三ヵ月短くなるので三短

と、こう言う。そして十二ヵ月で上がるやつを六ヵ月で上がらすから、六ヵ月短くなるので六短と、こう言う。三短、五短、六短、九短なんて、ひどいところになると九短がある。(「青短は」と呼ぶ者あり)私は本当に、いまやじがありましたが、本当は花札の話かと思つておつたくらいであります。これくらいに税金を納めておる市民をばかにした、国民をばかにしたやり方というのはないのであります。もう本当に義憤を感じざるを得ないのであります。

国家公務員と地方公務員との間でラスパイレスが出ておりますね。いまそれを是正するために一生懸命努力中でございますけれども、まだ現在でも一〇六・何ほくらいい違いますね、平均で。これなんかはどうしてそれが出たのかと言つたら、いま言つた三短だ六短だ九短だ、あるいはわたりにとびだというふうなことをやつて、どんどん自由勝手にやるものだから、だから国家公務員よりも高い給与になつていくのはあたりまえのことなんです。これは国家公務員の人間か夢にも見ることでできないようなすばらしい制度なんです。

それを、これ見ろすばらしいではないかと、実は自治労のいわゆる教宣部から出ております一九八三年版というのだからことしですね、ことしのその本の中に、これはもう自画自賛しているのですよ。どういふ自賛の仕方をしてるかといふと、まさにこれは法を無視した話、いわゆる論文であります。労働組合は、この職務職階の賃金制度をこわして、どのように生活給を確保するか、真剣に追求しました。それが「ワタリ」です。こう書いてある。このわたりをまち取つたということは、いわゆる職階の変更に関係なく上位の等級につつとつとつと渡つていくという仕組みでございます。これは組合員へ説明しているのですよ、本で。つとつとつとつと渡つていくのであります。これは「組合員の英知を結果して生まれた政策です」と、こうやつてわれみずから褒めておるのでございます。これはもう私もから言ひま

したら本当に悪いこと。いいことと悪いことに区別したら悪いこと。その悪いことという意味は、国民の常識からかけ離れたことをやっているから悪い。私はそう言っているのではありません。

しかるに、自治労はこういうことを利用して組合員の拡大運動をやっております。私はもう本当に義憤にたえないのです。これが地方自治体の職員がねみずから何か御商売をなさってするのなら、自治体の職員をやめなさいませんか、兼務はできませんから。民間の人のように自分の力で働いてもうけた金を自分たちで配るなら構いませんよ、それは。たとえ月一千万円取られたって結構です。だけれども、出てくる財源は何かと言ったら全部税金じゃありませんか。その税金をまさに分け取りをするようなやり方、そういうのが病高じていいますか、だれもとめる者がおらぬと武蔵野のようなことになるのでありまして、平でも部長でも三千年勤めたら四千万、これは国家公務員の皆さんから見ただけで出るような話というように平然と行われておるのであります。こういうことについて、こういう自治労の方針に対して自治大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○山本國務大臣 ただいま地方公務員の給与の実態についていろいろお話がございました。わたりなどというものは、いま御指摘のように地方公務員法二十四条に給与の基本原則は書いてございまして、給与は当然に職務と責任に基づかなければならない。職務というのはやはりその複雑性とか困難性ということでございます。それだけに、それだけの地位に応じて給与は支払わなければならぬという原則から見まして、これは二十四条に照らして適法でない、こう私も思っておりますのであります。

そこで、いまいろいろ御指摘がございましたが、これらにつきましては、自治省としましても逐次改善の指導をいたしております。たとえばラスパイルスもだんだんに下がってはきておる。いまお話しのようないろいろなわたりの是正ある

いは昇給の延伸あるいは初任給の是正、そういうようなことをいろいろ手を尽くしてまいやっておりますところでありまして、過去において、特に高度成長時代などを通じて、やはりそういうものなことが行われた。しかし最近、給与というものにつきましまして、いまおっしゃる通りに納税者、市民の税金でございまして、これは監視がやはり厳しい、ことに地方議会のそうした機能に大きく期待しなければならぬ、それが地方自治だ、こう私も思っておりますわけでございます。したがって、今後ともそうした地方公共団体の首長さん、市長あるいは地方議会、あるいは府県なり政令市には人事委員会がございまして、人事委員会の機能、そういうものを極力ひとつ發揮をしていただきたい。もちろん自治省として、指導をしていきたい、こう思っておりますところでございます。

○岡田(正)委員 大臣の御決意はよくわかりました。

そこで、こういう問題を野放しにしておてはいかぬのでありまして、全国的にいまあちこちで火の手が上がって、改革のろしが上がっておりますけれども、なかなか働いておる市民というのはそうそう時間がとれないといううらみがあらましまして、その改革の実というはなかなか上がらぬのです。それで、資料を求めましてもなかなか出しません。そういうことで大変みんなが困っておりますわけでありまして、まず自治労のそういう姿勢に対して、これは明らかに地方公務員法の違反ですからね、こんなことは地方公務員法の二十四条の違反ですよ、だから、その二十四条の違反を堂々とやっておることに對しましては、それをしかも自画自賛しておるような自治労に對しましては、大臣が、文部大臣が日教組の幹部の人と会っていろいろ話をされますように、大臣も自治労の幹部の皆さんと会って、お互いに人間でですから、会って話をすればわかることじゃないか。勇

気を出して、会って話し合ってみる気はございせんか。

○山本國務大臣 これはいろいろ役所のやり方が、それぞれいわば家風みたいなものもあるかもしれない。しかし、自治省という役所は、中央官庁の中ではありますけれども、やはり地方の立場に立って物を考えていかなければならないという役所でございます。したがって、地方で理事者なりあるいは議会がそれぞれ適切な機能を發揮していただくように私どもは味方となつてやっています。それからもう一つは、やはり六団体というものがございまして、これは知事会なり市長会なり町村会というものがございまして、またそれぞれの議会に對応したものがございまして、六団体ありまして、私ども六団体とは密接に連絡協調しながらやっています。したがって、いま御指摘のような点につきましては当然に、われわれが乗り出すというよりは、よりはと申しますか、その前にやはり地方の自律機能というものが働かなければならぬ。それに対して私どもはどうしてもという場合にはもちろん指導をしまいたいというところのやり方でいまして、おるわけでございます。御指摘の点、まことに私どもも同感でありますので、今後とも自治省としましては厳しくひとつ対処をしていこう、こういうつもりでございます。

○岡田(正)委員 では、時間ありませんから結論的に申し上げますが、大臣、本来地方自治というものは独立したものでありますから、自治省がそれに干渉することはよくない、むしろわれわれは地方の立場に立って物を言わなければならぬ、これはわかるのです。だからこそ、地方の立場に立てばこそ、地方がどうあらねばならぬという意見は、どこの人よりも一番厳しく一番親切に発言するべきじゃないのですか。そこがちょっと私ども何かさびしい気がするのです。そして、法律をつくって地方を縛るなんというところは中央集権だからいけないよというところもいろいろと

御意見があるようでありますが、地方を縛るような法律というのではなくて、私どもがいま立案をいたしておりますものはこういうものがあるのです。これは大臣にだけお渡ししておきます。

それで、いまお手元に渡しましたように、いま日本の中で国民が非常に悲憤慷慨しておるの、率直に言いますと地方公務員の給与と退職金です。その給与と退職金の是正のために私どもが立法措置をしたらどうかということをしきりに言っておりますが、総理や自治大臣はそのたびごとに、それは憲法上の地方自治の原則から見ると問題なので、行政指導によつて是正すべきなのではないか、という趣旨の御発言がこれまで繰り返されてきました。そこで私どもは、行政指導をするということが中央集権なのではないかと逆 thinking しております。

そこで、国が地方はけしからぬ、けしからぬからこういう罰を与えるのだというように立憲法化したというなら、これは地方自治の原則からして問題だと思ひます。だけれども、そんなのはなくて、私どものそこへ出してありますその案というのは、地方自治体がみずからは正をしていく、悪いところは是正をしていく、その努力を助けてやるという内容のものなら一向に差し支えはないではないか。たとえば、地方住民が一番よく知りましたがつておりますところのあの職員の給与あるいは退職金あるいは組合との間でひそかに取り交わされた協約、いわゆる市民不在の協約、そういうやみ協定をあからさまに市民に公表する、そういうことがあつていいのじゃないですか。

だって、そのいわゆる自治体の主人公というのは市長や町長や村長じゃありませんよ。その主人公は住民であるはずですよ。その住民に對して、こういう約束をしましたのでお金が要るのでございましてというところは、それは当然公表してしめるべきではありませんか。あたりまえのことをやってくださいとお願ひをしておるのです。そして、国家公務員を著しく上回つておるというようにラスパイルスの激しいそういうところなんかに

は、大臣は是正の勧告をしていらつしやると思ひますが、そういう勧告も厳しくたびたびにわたって公表をしていただきたい。そして、その勧告をしました結果について、自治体は、大臣からこういう勧告を受けたがこう改善しましたという

ことを市民に公表すべき義務があると思うのです。そういうことをやらしたらどうなのであろうかというのを考えておるのでありますが、大臣はこの問題についてどう思われますか、私は地方自治の原則に触れないと思ひますが。

○山本國務大臣 いま拝見するわけでございますが、この中身はいままで自治省としまして相当指導をしてきた項目にわたっておりまして、それをやや法制化の中身に盛り込んだという感じが私どもこれを拝見してするわけであります。私は、いまお話しのように乱雑なそういう給与をやっておれば地方財政は守り切れない、したがって地方自治も危殆に瀕する、こう思つておるので

す。したがって私は、地方公共団体も併結せよ、そして地方財政を守れ、地方自治を守れ、こう言つておるわけでございます。しかし、どこまでも私は地方というものの自律性というものは尊重していきたい。そして、私どもはそれのお手伝いをするにはお手伝いをしていこう、こういう立場はあるわけでございます。そこは国家公務員の場合と地方公務員の場合とは、私は何がしかニュアンスの相違はあるもの、こう思つておるのでございます。

そこで、いまたとえば公表をしないというお話でございます。いまラスパイルスの高いところにつきまして、たしか百五十三市につきまして個別指導をしております。それから、給与の公表をしないところにつきましてはどが公表しないかというところなども公表をしたりしております。公表という手段によつてお話のように市民の理解、同時に監視もしていただく、こういう方途は逐次講じつつあります。この法律の内容にありまますような点につきましても、今後ともなお公表につきましてやらなければならぬ点もあるよう

な気もします。それは詳細にひとつ今後とも検討をして御趣旨に沿うように努力をしていきたい、こう思つております。

○岡田(正)委員 大臣、最後に一口申し上げておきます。いまのその私どもの提案、時間がありませんが後日よく読んでいただきまして、ひとつぜひ国民に喜んでもらえるような地方づくりということをやらなければいかぬ、それを助けることは国は遠慮せぬでいいと私は信じておりますので、ぜひひとつがらばつていただきたいと思ひ次第であります。

これは余談でありますけれども、広島県のある市におきまして市長選挙がついに二週間ほど前にありました。そこで現職の市長がお立ちになり、前市長がお立ちになって、全く新人の四十二歳の全然素人の人が立候補いたしました。ところが、現職と前の市長さんとがお二人がとられた札よりも、四十二歳の何の経験もない若者が当選をいたしました。

当選をしました理由というのは非常に簡単明瞭であります。告示がありまして一週間前に出馬を決意したのでございますから、何の準備もしてありません。ポスターがようやく間に合ったというだけであります。何で戦つてどうして投票数の四八%も獲得ができて断トツで勝つたかといふと、これは地方の行状です。いまの膨大な退職金、べらぼうな給与、こういうものに対して市民の怒りが集中したのです。これは三十六万ぐらいの市でも、全然素人の人でも、一週間の準備しかなかったつて勝つてはどの国民的関心のある問題なんです。だから、こういう行政改革の遂行に對しましては、これはいま私が言ったのも行政改革の一環として申し上げたのですから、大臣、ぜひともひとつ真剣に御勘案をいただきたいと思ひ次第であります。よろしく願ひします。

それから続きまして、委員長、国会図書館長お越しになつておりますか。どうぞ。

○金丸委員長 見えてます。どうぞ。

○岡田(正)委員 御苦勞さんでございます。

いま国会図書館の問題に對しまして議連の図書館小委員会におきましていろいろと御相談をなされるやに聞いておりますので、私はあえて用意しておりました内容についてはこの場で申し上げません。お互いに大人と大人であらうと思ひます。そこで、そういう前提で一つだけ聞いておきますが、国会図書館の中で職場規律の乱れがあると聞いております。仄聞しております。館長は思ひ当たるものがありますか。

○荒尾国立国会図書館長 お答えいたします。ただいまの件につきましては、私も目ごろから職務を厳正にし、職場規律を厳格にするということに留意しておりますが、あるいはどういふ点で御指摘かわかりませんが、若干御指摘を受けるようなこともあるかと思ひますが、(岡田(正)委員「素直に言わなかつたら言うよ」と呼ぶ)若干そういう点では、一二仄聞しておるところはございます。

○岡田(正)委員 どうも語尾不明瞭でよくわかりません。私もこれすばつと云うたらよくわかるのであります。私もこれすばつと云うたらよくわかるので、聞いておる人にはおわかりにならないと思ひますけれども、しかし、お互いに国会の中の職員ですから、私もそれを考えていましておるのではありませんが、もう一遍言いますよ、国会の衆議院の議院運営委員会の図書館小委員会において国会図書館の問題について御相談をなされるやに聞いておりますので、本日は内容について質問をすることは避けませんが、職場規律の乱れがあるということを聞いて心配しているのです。そういうことについて、あなたは館長でしよう、最高責任者でしよう。あるのかないのかわからぬようなことを言うじゃないですか。そういうことがあると聞か、思ひ当たることがあるのかないのか、それだけ聞いています。あるならある。あるならあるで反省します、それだけでいいじゃないか。

○金丸委員長 荒尾館長。イエスかノーだ。

○荒尾国立国会図書館長 どうも大変失礼いたしました。

ました。

御指摘のことにつきましては、確かにございす。しかし、今後私どもはそういうことに対しては十分注意いたしまして、絶対にそういうことのないように努力してまいらるつもりでございます。

○岡田(正)委員 さすがに衆議院の前事務局長だけあって、非常に明快な返事でありまます。その返事はごにないやうにひとつがらばつてくださ。結構です。

次は、蚕糸事業につきまして質問を申し上げます。

蚕糸事業団と糖餡事業団、外でやじつて言う人からすると、着物屋さんと汁粉屋さんが一緒に合併したというので、お名前も蚕糸糖餡事業団、一つもこれは省略されてないのです。きちょうめに二つ合わせてある。それが五十六年に合併いたしました。合併前のいわゆる人数と合併後の人数、これは従業員と役員、それからその予算、これは一体どう違つてきたか、それを説明してください。

○小島政府委員 まず役員の方について申し上げますが、合併前の蚕糸事業団及び糖餡安定事業団の常勤役員は十二名でございましたが、統合後の現在九名でございす。非常勤役員は合計五名でございまして、現在三名にいたしております。それから、職員でございす。合併前は蚕糸事業団三十五人、糖餡安定事業団九十二人でございました。合計いたしますと百二十七人になりました。現在それが百二十四人ということになっております。

それから、予算の方でございす。事業費の方は変動いたしておりますので、恐らくお尋ねは、統合によつてどれだけの経費節減があったか、こういう趣旨だと存じます。役員は削減によりまして年間約四千七百万円の経費節減でございす。それから、本部事務所二カ所ございまして年間の千八百万円の縮減でございす。それから、

地方にございました事務所、これは十カ所ございましたものを二カ所統合いたしましたものですから、現在八カ所になっておりまして、それによって節減されました経費が約六百万円、かようになっております。

○岡田(正)委員 生糸の一元輸入制度というのは昭和四十七年に法律ができて、昭和四十九年から発動いたしました。以来早くも九年たちました。「当分の間」ということで九年たってきたわけですね。ここにも「当分の間」があるのであります。が、「当分の間」で九年、一昔ですね。これだけたつたらもうその役割りは済んだのじゃないかというふうに常識的にも思うのであります。それからまた現状にも合わないのではないかと、こういうふうに思っておりますが、どう思われますか。

○小島政府委員 御指摘のございました生糸の一元輸入制度、四十六年にできました制度は、政令で定める期間内に一元輸入できる、こういういわば暫定的な措置でございまして、その後この制度が不都合であるということによりまして、昭和五十一年、第七十七通常国会でございまして、衆議院農林水産委員長の御提案によりまして、衆議院の御賛同を得まして、当分の間一元輸入というふうに制度が改められておるわけでございまして、そういう立法の経過からいいますと、行政当局からこの制度を云々するといふのは若干不適当かと存じますが、立法の背景といたしましては、当時一元輸入制度をとらなければ日本の蚕糸業が壊滅に瀕するといふふうな認識のもとにこの立法が行われたものと承知いたしております。したがって、今日におきましてその基本的な背景はいささかも変わっていないというふうに理解をいたしております。

ただ、繭糸価格安定制度全体、その後の運用の過程におきまして、事業団の在庫の累増でございまして、関係業界の窮迫とか、いろいろ問題も生じてきておりますので、臨時行政調査会の御指摘もございまして、その意味で、今後のこの制度

のあり方につきまして、ただいま省の内部におきまして学識経験者の御参加も得まして検討を進めておる、こういう段階でございまして。

○岡田(正)委員 そこで蚕糸事業団は、五十七年度の決算におきましては四十億円を超えるであろうという予想を先月かぐらいに出しておりました。が、その四十億円の欠損金が五十七年度出たのかどうか。

それから、これからの不景気が続いてまいりますから生糸は安値が続いていくというふうになりますので、買い支えをしなければならぬ。そういう関係からいって欠損金が増えます。大きくなっているのではないかと、思うのであります。この欠損金が多くなることについて、先の見通し、一体今後どうしようとしているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○小島政府委員 事業団の決算につきましては、財政当局と協議の後発表ということでございまして、御指摘のございますように、五十七年度約四十億円の欠損を初めて計上する赤字決算ということになるわけでございまして。御承知のように、事業団の在庫は五十七年度末で十五万俵に達しておりました。輸入糸、国産糸ともなかなか販売の機会がないというふうなことから、この事業団の買入れは借入金をもって運用いたしておりますので、金利もかさみますし、また倉庫料もかさむというふうなことから、それまでの積立金を若干取り崩しましてなおかつ四十億円の赤字になるだろう、かように見ております。

本年度に入りましてから以降の事態でございまして、国内の糸の値段は依然として低迷をいたしておりまして、事業団の買入れ量も若干増加をいたしておる状況でございまして。それに対して売れ残りの量の方は、絹業者に対するいわゆる実需者売り渡しは月間千俵程度行われているにすぎません。その意味では五十八年度の年度末の決算というのには前年度よりは悪化するといふふうなことが心配されている、こういう状況になっております。

○岡田(正)委員 私が聞いておりますのは、現時点においては恐らく十七万俵くらい、日本全体でできる生糸の八割に相当するくらいのストック、いわゆる滞貨を倉庫に積み上げておると思うのですね。農林中金から千六百億円もお金を借りてそれを買い込んでおる。それで、それを倉庫に寝かせておるということでございますが、その金利、いわゆる借入金の金利と倉庫の倉敷料だけでも一年間に百五十億円です。これは事業団の決算とは別です。別にそれだけの金が必要。これが五十八年度末においてはさらに悪化するであろうといういまの見通しであります。この事業団のいわゆる欠損金が増えだんだんふくらんでいく、それを一体今後どうするかということ、いま一つは、このストックを一体どうするか。一体こんなものを、生糸をためておいて品質は大丈夫なんです。か、買取つてくれと言った場合に品質がこんなもの買えませんかと言われたら、それが責任をとりますか。これはえらい問題になります。はつきりした答えをしてください。

○小島政府委員 事業団の現在の価格安定の仕組みは、いわゆる安定価格帯制度でございまして、値段が下がりました時期に買入れをいたしまして、高くなれば放出をする、こういう仕組みでございまして、制度本来必ず赤字が出るというものではございません。過去におきましては、この運営によりまして若干ながら黒字計上という時期もあったわけでございまして。

今回どうしてこのように赤字になってきているのかと申しますと、大体五十三年前後までは日本全体の絹の消費量は四十五万俵前後ございました。わずかに数年を経ずして、それがここの場合には三十万俵ぐらいいと、大体三分の一ぐらいい減っておるわけでございまして。(岡田(正)委員)過去はいいいんです。これからどうなるかと呼ぶ。そういう減っている過程におきましては輸入の、買付けましたものが売れない、あるいは国産のものを買入れるといふふうなことから出ているわけでございまして、ただいまの事態を改善する

ためには、何といつても需給改善を図るということが先決であると思ひます。したがって、必要に見合った供給をするということと、あわせて需要そのものを喚起していく、こういう両面から需給改善を図っていくというのが本旨であろうと思っております。

赤字の問題でございまして、事業団が正常に機能するということが必要ならば、先ほど申し上げましたように必ず赤字が出るという制度ではないわけでございまして、短期的にはともかく、長期的にはそれをなし崩しに返済をしていくということも決して不可能ではないというふうに考えております。

それから、品質の問題でございまして、事業団もかなり長い期間の在庫のものを持っておりますので、ときどきはそこから抽出的に品質検査を実施をいたしております。売場の場合にもできるだけ在庫期間の長いものを心がけておりますが、品質管理もいたしております。ただいまのところ、保有在庫糸で品質上の問題が出ておるといふふうには考えておりません。今後ともその点は十分チェックをしながら運用したいと思っております。

○岡田(正)委員 大蔵大臣、お答えになりませんが、大臣に聞きたいと思うのですが、事業団で五十七年度は四十億の赤字が出るのです。いまの生糸の借り入れとかそんなのと違うのです。事業団そのもので赤字が四十億出ている。それで、借入金は千六百億ある、金利と倉敷料だけでも一年間に百五十億払わなければいけません。いうような状態で、生糸が高値になったら放出をし、安値になったら買入れをするという制度でありますから、先行き不景気になって安値になっていけば、またまた買わなければならぬですね。そうすると、ストックばかりたまつちやうわけですね。こんなことをしておたら、どえらいことになると思うのです。だから、足らぬものは政府がめんどろを見てくれる、竹下大蔵大臣が錢を出してくれる、こういうことになっておるのです。

が、お出しになりますか。

○小島政府委員 制度の解説だけ申し上げますと、ただいまの事業団の中間安定勘定の事業につきましては、その事業経費を借り入れによって賄うという仕組みになっておりまして、その損失につきまして国庫から当然補てんをもらえらるという仕組みはなっておりますのでございます。

○岡田(正)委員 どこからもうのですか。

○小島政府委員 現行制度におきましては、したがって損失補てんを受けられないという状況の中でこの事業を運営いたしておるわけでございます。

○岡田(正)委員 どこからも借りられない、借りるところがない。

○小島政府委員 借り入れは現在、農林中央金庫からいたしております。

○岡田(正)委員 さて、この問題についても臨調から五十八年の三月十四日答申が出ていますのでありますが、この答申を受けられまして一体これからどうするか、そのことを簡単に答えてください。

○小島政府委員 先ほど申し上げましたように、このように長期にわたりまして需要が低迷するということは、中間安定制度の仕組みからいたしますと大変むずかしい状況になってきておるわけでございます。御承知のように、需要が伸びたり縮んだりということを前提として安定価格帯制度をとっているわけでございますが、その意味におきまして、臨調の御指摘も受けておることでございますし、この制度を今後どのように改善をしていったらいいのか、私どもにもたいたいま手持ちの知恵があるわけではございません。その意味におきまして、学識経験者のお知恵も借りながらこの制度の改定についてたいたいま検討いたしておるところでございます。

○岡田(正)委員 時間がありませんので、健康保険の国民負担の問題についてちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

質問点を要約をさせていただきますが、五十九

年度の予算要求に当たりまして、林厚生大臣は、健保の十割給付を八割給付にしたい、そうしなければもう金もたぬ、こういうお考え、あるいは食費を一日に六百元取る、あるいは国庫補助金を減らす、いろいろ盛りだくさんなことをお出しになったのでありますが、政管健保を含めまして、いまの健康保険に加入しておるような人、組合員がどのくらい貯金を、貯蓄じゃないですよ、貯金を持っていらっしゃるか。本人でも一世帯当たりでも結構です、厚生大臣、おわかりだったらお答えください。

○林國務大臣 いろいろなことを申し上げておりますが、いま手持ちの資料を持っておりません。組合保険、健康組合ですね、これは大企業のところから相当高い貯蓄率だと思ひます。それから政府管掌保険のところは、中小企業ですからそれよりは少ない。もう一つ申し上げますならば、国民健康保険はもっと少ない、こういうことだろうと思ひます。

正確な数字はちょっと持っておりませんから、後でお答えいたします。

○岡田(正)委員 それじゃ厚生大臣、申し上げますが、私は大臣のようにいろいろなデータを手に入れられる立場にありません。新聞によつて調べたこととございまして、いま全国の四千二百二十万のサラリーマンの諸君は、一世帯当たり昨年の十月末におきまして、貯金、いわゆる定期預金と称するものが二百八十二万円、そして普通預金と称するものが二百三十三万円の貯金をお持ちになつておるようであります。ところが、御多分に漏れず車のローンとか住宅のローン、こういう借金がありまして、それが一世帯当たり百七十四万円あるようであります。したがって、差し引き計算をいたしますと、まあ、人の前で大きなことを言うんなら借りたものを払つて文句を言ひやがれ、こういうことをよく言ひますね。それならというので借金を払つたとしますと、残った金額は幾らかといったら、百五十六万円しか残らぬのです。これが全国の四千二百二十万のサラリーマンの

諸君の一世帯当たりの貯金額なんです。百五十六万しかないのです。

こういう人たちに對して、現在の健康保険において、これは十分なことではできませんけれども、しかし、健康保険に入つておる人でも、本人が病気になるたときはたゞで診てもらえるから安心なというような安心感ほだれも持つていない。なぜ持つていないかといつたら、もし本当に入院しないといふことになつたらどうえらいことでありまして、付添看護料だけでも平均が大体一日一万円要りますね。そして差額ベッド料だけでも、所によつて違ひますが、三千円から五千円要りますね。といふことになりまして、保険の給付外のもの、いわゆる付添看護料と差額ベッド料だけで一月間に四十五万用意しなければ、病院に入つておることができないのですよ。十日置きに勘定でございますから、十日目、十日目の勘定のときに払う錢がなかったら、その病院を出なければならぬのですよ。だから、病気の治療はたゞです、十割給付です、だがしかし、その病院へ入院するとしたらえらいことになつてくる、そういうものがいわゆる根本的な問題が一向に解決されぬ。

私、何のためにいまサラリーマンの貯金のことをおわらざ言つたかといひますと、百五十六万平均均しか一世帯で持つていないサラリーマンが、もう三月か四月か三月半でも一人入院したら、もうその貯金はきれいに飛んでしまひますよ。それほど不安定なひやひやした生活を送つておるの、いまの健康保険に入つておる皆さんであります。政管健保に入つておる者はなおさら苦しい立場にあるのであります。

そういう人たちの前にして、林さんは、いや勘定が合わないんだ、勘定が合わないんだと言つて、いわゆる健保会計の金繰り、財政面のつじつまだけを合はせようとしていま予算の要求をなさつていらつしやるのが、私は非常に残念でならないのです。もっと医療費の基本問題、乱診乱療、いろいろありますね、そういう問題に大胆に大臣が触れてくれなくちゃ、ほかの者がだれが触れる

のですか。ほかの国民が文句を言おうつたつて、そんな文句を言える立場じゃないですよ。だから、文句は言えないわ、金はないわ、保険料は上がるわ、それで今度は、いままでのいわゆる付添看護料、差額ベッド料以外にさらに病院の負担も二割ふやさなければならぬといふことになつたら、踏んだりけつたりといふのはまさにこのことじゃないですか。大臣、考へてほしいですね。もっと根本的に考へてほしい。

大臣にとつてはそんな百万なんて一日の単位かもわからぬが、勤労者のように百五十六万持つて、これが私の財産なんて言つて抱いてうろろろしてゐるのは違ひから、あなたにはその苦勞がわからぬかもわからぬが、ひとつこの健保財政をどうするかといふことについて一口お話を願ひたいと思ひます。

○林國務大臣 岡田議員にお答え申し上げますが、一口でしゃべるというのはなかなかこれはむずかしい話でございますが、改革を圖つていかなければならぬのは、いま先生からお話がありましたように、差額ベッド、付き添ひの問題等々あります。そういうものを含め、病院の実態に應じていろいろやつていかなければなりません。

それで、基準看護と申しまして、付き添ひはできない、してはならない、これは嚴重にやれという形での進めておるところでございます。また、差額ベッド代の問題も、六人とか八人とか入るところは完全に基準でやれという形で、嚴重にやつてきてゐるわけでありまして、そこで、どうしてもといういろいろな問題は、まだ現実問題としてあると私は思ひます。あると思ひますが、基本的にはやはり医者あるいは病院のあり方というのから見直していかなければならぬ。と同時に、言われているところの乱診乱療、それから不正な診察といふようなことについて、私たちはやはりメスを入れていかなければならぬと思ひます。薬の値段も、きょうの新聞に出ておつて、私も一体これはどういふことになつてゐるんだと思ひますが、私も頭にきてゐるわけ

す。だから、やはりその点も徹底的にやっていたいかなければならない。

と同時に、やはり国民それぞれが、先生、御本人のお話をされましたが、家族が入ったところでやはり同じような問題があるわけでありませうね。御本人が入る場合と家族とは同じにしたらいいではないか。先ほどお話し申し上げましたように、組合健康保険、政府管掌健康保険、国民健康保険と、やはり言え、どちらかというと大企業、中小企業、零細、こうなるのです。そこで差があったのでは国民的にはやはり不公平ということとは免れない。やはりそこも直していくことが必要ではないか。私は、将来的には給付は一本にすることが必要だと思ふのです。それはだから将来的にはやっていきますけれども、そういうこと、いろいろな点を考えながら私はこの医療改革の問題に努力をしてみたい、こう思っております。

○岡田(正)委員 文部大臣、お越しいただいておるのでありますが、私立大学の関係で、完全看護の推進の関係——ちよっと首をかしげましたね。それじゃ結構です。それじゃ要望だけ申し上げておきます。

いま申し上げましたように、全国のサラリーマンというのは、振ってみても平均百五十六万しか持っておらずでありますから、その上にさらに出せば、ない者から余りしゃくり取るようなことは政策の上に出てこないように、十分御配慮願いたいという希望を申し上げておきます。

次に、科技厅の長官、お越しになっておりますね。すみません、お待たせしました。これを最後にさせていただきますが、委員長、お許し願います。

○金丸委員長 どうぞ。

○岡田(正)委員 一緒に質問させていただきますが、この行政改革には聖域を設けるべきではないという政府の方針はまことに結構であります。総理大臣は科学技術に非常に御理解がある、こう聞いておるのでありますが、この科学技術について

ても効率化には十分留意をして、そのための施策を強力に進めるべきであり、今日、各種先端技術に関する取り組みに各省庁は御熱心に取り組んでおられます。研究開発プロジェクトも大型化してまいりましたし、この問題でも、むだをなくし、重点化を指向して、適切な研究開発が推進されるよう、しっかりと対応策を講ずるべきであると思ふのですが、これに対する御見解と、いま一点だけ、産学官の連携の方策でございます。

○安田国務大臣 ただいま岡田先生お話しございましたが、全く同感でございます。財政事情は異常なまでに苦しい、その反面、財政需要もまたやばい要求は大きい、こういう中においていかに対応するか、こういうことになりますれば、いつも総理おっしゃいますように、この際こそやはり予算の効率的、厳正な執行をやらなければならぬ、こういうことでございます。

だから、むだな研究、むだな重複、これは排すべし、こういう御提言、御趣旨でございますが、そこで私たちの政策は、やはり方、手法は、総理が議長でございます科学技術会議、これが基本方針を決めまして、そして重複、いわゆるクロスしない、こういう軌道修正をまずやっていくわけでありませう。それから次に、どうしてもやはりそういうことがいろいろ出てまいります。まいる場合、そういうチームを一つにまとめてしまひ、それでそこでもって、いわゆる総合的なチームでもってこれに対応していく。さらに、大型プロジェクトというものが出てまいりまして、宇宙開発、原子力開発、これは非常に大きなものでございませう。これは宇宙開発委員会、あるいは原子力委員会、ここでもう一遍再チェックする、こう

いうことで、調整機能を持った当庁としては十分に配慮してまいります。だからして、これで私たちがいいと思っております。だから、御忠告のとおりに、本当にこれは効率的に、しかも執行については厳正に今後とも対応していく、こういうことで御了解願いたいと思ひます。

それから次に、やはり民間との協調体制の問題でございますが、きのうも私は御答弁申しました。本当にこれは、五十六年五兆三千六百億、その中で一兆四千億がいわゆるわれわれ政府支出、こういうことでございます。やはりこれは臨調も示しておりますし、総理もおっしゃいますとおり、民間の活力をこの際誘導する、こういうことでわれわれは民間資金の誘導をもつて、そうして産学官一体、こういう形で、そのためにわれわれは例の調整費の制度、あるいは最先端を行くものにつぎましては創造的な新科学振興制度、これはもう産学官一体でやる、こういうことでいっておるわけでありませう。

たまたま、先般来海外からよく海外技術の最高トップが参りますけれども、質問がよくございまして、日本はどのようにしてこういうふうな科学がすばらしい発展をしたのか、こう聞くから、私の方は、あなたの方からどう見ているのですか、こう聞きますという、ひとしく、産学官一体の中に今日の実りがある、こういうことでございませう。それから、そういう理解を海外から受けていること、しかし、これで私たちは満足していません、今後とも努力いたします。

○岡田(正)委員 がんばってください。

○金丸委員長 これにて岡田君の質疑は終了いたしました。

次に、三浦久君。

○三浦(久)委員 私は、まず最初に、行政事務の簡素合理化法案についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

この法案の許認可の整理等につきましては、当

然の改正と思われるものがたくさん含まれておりまして、わが党も賛成できるものがあるかと思ひます。だが同時に、これらとあわせて、国民の健康や安全にかかわる改悪項目がまた若干散見をいたしております。

(委員長退席、三塚委員長代理着席)

たとえば、消費生活用製品安全法による特定製造設備の定期検査の廃止、これはオロナミンCの瓶破裂事故等に見られますように、業者の自主的な検査にゆだねるということには安全確保上問題があるのではないかとふうに考えています。また、高圧ガス取締法によるフロン系冷却設備のうち小型のもの許可、届け出の廃止、これも事故が少ないとはいへ、野放しにするのは問題であらうというふうに考えております。

また、関係者の合意なしに行おうとしている各種の資格試験の民間委託、これもまた問題だと思ひます。特に消防法による危険物取扱者のように、万一水準が低下した場合、国民の安全に悪影響を及ぼすおそれ、これもはらんでおるといふふうに考えます。これらはもともと慎重な検討が必要だといふふうに考えておられますけれども、これらを削除する、ないしは撤回をする、そういう御意思がございませう。

○齋藤国務大臣 許認可等の整理合理化につきましては、国民の生命身体安全確保について十分配慮しなければならぬことは当然でございます。そして、そういう観点からいいますと、むしろ整理合理化を行っていただくわけでございまして、私どもはこれを撤回するつもりはございません。しかし、もし必要がございましたら、具体的なことは政府委員から答弁させます。

○三浦(久)委員 次に、法案の機関委任事務の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

機関委任事務を基本的に廃止して大部分を地方自治体の権限に委譲する、こういうことは長年の自治体の念願でもありますし、また中曽根総理も、また歴代の自治大臣もこの機関委任事務の問題につきましては改善を約束をいたしておりました。

す。しかし、今日まで何ら手をつけられてこなかったわけでありませうけれども、今回、この機関委任事務の簡素合理化法案が提出をされております。しかし、これを私も検討いたしますと、数からいいますと内容からいいますと、地方自治体の念願とはほど遠いものになっているというふうな考えざるを得ないわけでありませう。

法案を見てみますと、事務を廃止し、または縮小するものが十九法律、団体事務化するものが十一法律、委譲するものが四法律、合計三十四の法律の改正を行っているわけでありませう。この数は、行管庁の資料によりますと、機関委任事務の関係法律が全体で三百九十八本あるわけでありませうが、そのうちの割に相当するわけですね。それで、この一割という数は、結局二年間に全体として機関委任事務の一割程度の整理合理化をするという臨調答申、それを受けたことしの五月二十四日の閣議決定、これに基づいたものだと思いますけれども、そうでしょうか。

○農林省大臣 臨調答申によりますと、機関委任事務につきましては二年間に一割を整理する、こういうことでございます。この件数につきましては、臨調の大体の考え方は、大ざっぱに言いますと法律数を基本としておると私は承っております。そこで、その法律は三百九十八でございますし、それを二年間に一割整理合理化をしていこう、こういうわけでございます。

しかし、これだけで私は十分でないと思っております。二年間に一割、一応こうなっておりますけれども、これだけではいけないと思うのです。やはり将来の地方分権ということの方向を指して、もっと機関委任事務の整理をやっていく、こういうことが必要でございますので、先般設けました臨時行政改革推進審議会です、土光さんにまたなつていただいておりますが、あの審議会において機関委任事務のあり方を中心とした本格的な検討をもつてやっていきたいと思っております。その検討に基づいて、二年に一割、こうなっておりますけれども、さらにもっと

整理合理化をしていきたい、こういう方針で今後とも努力していきたい、こう考えております。

○三浦（久）委員 それにしても、私は、今度の法案の中身というのはいさめてお粗末だと思ふんですね。たとえば法律の本数で一割というふうにするのであれば、その一つの法律に機関委任事務が全部なくなつたという場合にのみやは一割と整理した、こういうふうになるべきだと思ふんですね。ところが、一つの法律にたくさん機関委任事務があります。そのうちの、まあどうでもいいようなものを一つちよつといじくつたら、それで一本整理した、こういうふうになるわけですね。そういう意味では私は、きわめて水増しだというふうに言わざるを得ないと思ふので

たとえば一つの例をとってみますと、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律というのがあります。今度の整理対象ですね。これを見てみますと、この法律の内容は、御承知のとおり都市計画区域内の市町村が、その自治体が保存が必要と判断した樹木について指定し、保存することができ、こういうことを決めた法律でございます。この中に機関委任事務としてどういふものがあるかといひますと、第二条に保存樹等の指定とか、第三条が指定の解除、第四条は標識の設置、第六条が所有者の変更届の受理、第七条が台帳の整理、第八条が報告の徴取、第九条が市町村長の助言義務、第十条が国への報告義務、こういう八項目があるわけなんです。ところが、今度の整理の対象になつたのは、この一連の手続の中で標識の設置が機関委任事務から外されて団体委譲されたということだけ、あとは十條の報告義務がなくなつたということだけであります。全体としてはこの機関委任事務は基本的に残つておるわけですね。こういうものを一本といふふうにお考えになるというのはどういうことなんでしょうか。

○農林省大臣 確かに、お述べになりました都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する

法律、この中には、事項としてはそういうふうにあることは私も承知しております。しかし、一応臨調としては、事項別よりも法律の件数ということを中心で規定されておりますから、いろいろ御意見はあると思ひます。しかしこれをもちて終わりとするわけじゃございませんから、法律並びにその中の事項、そういうことも十分考えながら今後とも努力していきたいと思つております。

しかし、さしたる問題としては、臨調としては法律の件数を言っておりますから、三百九十八のうちの一割ということをやります。これをもちて終わりとするわけじゃありませんから、その点はひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○三浦（久）委員 終わりとするということじゃないことはわかりますけれども、しかし、基本的にこの機関委任事務というのは残つておるわけですね。ただ標識の設置と国に対する報告義務だけをなくしておいて、あとは機関委任事務として残つておるものを、いやこれは整理したのでない数合わせだといふふうには言わざるを得ないと思ひます。これは長官もお認めになつておられますから、もうこれ以上追及しません。しかし、こんなものこそまさに地方団体に委譲すべきものだと思ふのです。全体といたしまして、たとえば、皆さん方が今度の整理の判断の基準にした二つがございませう。市町村の事務に同化、定着したものといふこと、もう一つは市町村の事務として好ましいものといふのがございませう。そうすると、この法律こそまさに好ましいのです。定着もしてあります。一々一本一本そのケヤキを保存しようといふようなことを全国的、統一的に考えるなんというのではないわけですから、まさにこれは地方公共団体の固有の事務と言つても過言ではないのです。それで、そういう一本一本の樹木の保存の指定といふのは、もう現実には地方自治体が行つておるわけですね。建設省が行つておるわけじゃないのです。ですから、これこそまさに地方自治体の事務として定着

していると思ふのです。それからまた好ましいものでもあると思ふのです。これをなぜ今回の改正で全部団体委譲しなかつたのかということに非常に疑問を持つておるのですが、建設省、どういふふうにお考えですか。

○松原政府委員 お答え申し上げます。都市緑化の推進につきまして、かねてから私も努力を続けてまいりましたが、現在の考え方は、住民の参加を得て国を挙げて取り組むという姿勢で進めております。

御承知と思いますが、この法律は議員立法で提案されて、たしか全会一致で制定された法律でございます。樹木を保存する、緑を保存するという法律としては最初の法制でございます。現実に、非常に意義があるものでございます。現実に、現在におきましては樹木単体の保存ということにつきましては、この法律は非常に重要な役割を果たしておる唯一の法律だと思つております。

ところで、都市の緑化の推進に対する認識が高まりまして、おかげさまで最近では樹木保存の指定をする市町村がふえてまいりました。しかしながら、全体としましてはこの樹木保存法による事務を行っている市町村といふのは非常にわずかでございます。市町村の事務として同化、定着しているとはいひがたい状況にあるのではないかと思つております。このため、本法を活用して今後さらに都市の緑化、緑の保存を進めていくためには、現行体制の維持といふことがぜひ必要であり、われわれもこういう法制も活用しまして都市の緑化を進めてまいりたいと思つております。

○三浦（久）委員 やつていない市町村が多いからといふことを言ひますけれども、そういうものはただ指導すればいいのであつて、あなたたちがそれについての権限をいつまでも握つておるといふ理由には全くなりません。そしてまた、どの木を保存するかなんかといふことを建設省自身が決めるわけではないのです。みんな地方自治体が決めるわけですね。ですから私は、これこそまさに典

型的な整理していい問題だと思っておるのですよ。

特に、中曽根総理自身はこう言っていますね。これは行管庁長官時代にですが、「中央官庁においてはそれで」「それで」というのは権限を委譲したことによってですね、「権限が縮小する」とかなんとかという問題が出てくると思いますが、これはこの際やはり歴史の進歩の前に改革すべきものは改革する、中央官庁はやはり政策官庁として国家的な全体の立場に立った政策を推進するという方向に移行していくべきである、こうおっしゃっているのです。そういたしますと、まさにこの問題こそ自治体の固有事務にしたら私はいいんじゃないかと思うのですけれども、建設省はまだだめだと言っている。これは権限が縮小されるからそう言っているのではありません。これは国の方針にも反した問題じゃないかと思うのですが、行管庁長官、どういふふうにお思いですか。

○齋藤国務大臣 基本的には、現地で処理することとはできるだけ現地に任せるということが私は適当なことだと考えております。したがって、総理が行管庁長官時代に申し述べたこと、私はそのとおりだと思っております。

○三浦(久)委員 自治大臣にお尋ねしますけれども、これは本会議でもお尋ねして御答弁がありましたけれども、本場に今度の機関委任事務の問題については、もうお粗末という一言に尽きるんじゃないかと思いませんか。自治大臣も、これはいろいろむずかしい問題があるんだということを随所で言われておりますけれども、そういう困難さを避けた、本場にずさんな、余り深い検討のされていない機関委任事務の取り扱いだというふうな思ふのです。今後どういふ立場でこの機関委任事務の問題を改善していくのか、ちょっと所信を承りたいというふうに思っています。

○山本國務大臣 今回行われましたのは、臨調の答申を受けて、二年間に一割という原則といえますか、そういう考え方があられるわけでありす。そこへ、いままお話になりましたが、一つ

は地方公共団体の事務に同化、定着しているもの、あるいは社会経済状態の進展に伴って縮小あるいは廃止すべきもの、そういう一つの基準といえますか、そういうもので選んだのが今回の四十四法律である、こういうふうには実は思っているわけなんです。

機関委任事務の問題は、これは地方自治にとりまして、知事あるいは市町村長については大変な仕事でございまして、ぜひ私どもも地方自治という観点から地方にひとつ任じていただきたい、こういうつもりでおるわけなんです。しかし今回の改正は、まあまあそういう一つの中での一応の評価を政府としてはすべきであらう、こう私は思っています。

しかし、いろいろやってみまして、私は、機関委任事務というものものの性格といえますか、法律的性格論といったものを少し議論を詰めていかなければならないのではないかと気がします。だからもう少し、根本論と言ったら言い過ぎかも知れませんが、機関委任事務の法律的性格、中央と地方との仕事の割り振りという観点から考えまして、そういう問題を少し詰めてみないと越えられない溝があるのではないかと、こう思っておりますので、そういう点について今後とも努力をしていきたい、こう思っておりますのであります。

○三浦(久)委員 ぜひ実のある改善策を早急に樹立をしていただきたいというふうに思っています。次に、国鉄問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

中曽根総理は、国鉄問題は行政改革の二百三高地だ、こういうことを言われまして、分割・民営化という臨調の答申を受け、そしてまた国鉄の再建監理委員会のものでいま着々と民営・分割の地ならしが行われているわけですが、私は、この分割・民営化というのは国鉄を再建するということではなく無縁だ、むしろ国鉄を解体処分するものだ、その国鉄の解体処分というのは、具体的に言えば国鉄を財界に切り売りすることになるんじゃないか。

いか。そしてその結果、国民には耐えがたい犠牲を強要することになっていっているのではないかと、こういうふうに考えているわけなんです。ですから私は、何で国鉄や運輸省がこういう方針にもっと体を張ってでも抵抗しないのだろうか、そういう義憤すら感じているほどであります。

それで私は、いま国鉄や政府によって、一般に五九・二ダイヤ改正と言われているわけですが、五十九年二月のダイヤ改正に伴って貨物の大削減計画が計画されておりますけれども、この問題を例にとりながら質問をさせていただきますと思うのです。

国鉄は、まず来年の二月、貨物輸送についての大変質的な変化を行おうとしているのです。これは、車扱貨物についてはヤード系の輸送を一切取りやめ、そして拠点間の直行輸送に切りかえる、こういう方針を決めております。そしてまた貨物駅も、現在八百五十一、これは昭和二十五年には四千近くあったわけですが、これを現在では八百五十一に減らしております。これを約半分、四百五十七駅にする、そしてそのうちでまた拠点駅を八十七選定する、それで八十七の拠点駅の間だけ直行輸送をやる、こういうことなんです。

そこでお尋ねしたいのですけれども、このことによって、車扱貨物、一般の貨物ですね、一般の貨物輸送の全国ネットワーク、いわゆる全方位の輸送体系、一つの駅からどの駅にでも貨物を送れる、そういう体系が崩れるのじゃないか、そういうふうにお考えですか。いままでですと、たとえば、いま八百五十一あります、一つの駅から八百五十の全国の駅に貨物を送ることができたわけですね。ところが、では今度は八十七の拠点駅があるから、一つの駅から八十六の他の拠点駅に貨物を送れるのかという、送れないわけでありまして、結局は国鉄がダイヤ改正でもって設定をしたある駅とある駅との間しか貨物輸送が行われないということになるわけですね。そのとおり間違いないでしょう。

○高木説明員 拠点駅のほかに一般駅というのが残すわけでございますし、それからコンテナ輸送をいろいろ強化いたしますので、コンテナの御利用を考えたいただければ、いまおっしゃったほどに大きな影響は来ないというふうな考え方でおりますけれども、しかし、基本的な考え方としては、全国どこからでもどこへも送れるという形は、まあさしていただくといいことでございまして。

○三浦(久)委員 余り影響がないというお話ですが、私はまだ影響の問題については何も質問をしていないわけなんです。

それでは、現在どのぐらいの列車本数が運行されているのか、それで、今度のダイヤ改正によってどの程度拠点間の直行列車が走るのか、それをちょっとお尋ねしたいと思っております。

○高木説明員 列車本数で申しますと、現在三千二百本毎日動いておられますが約千五百本に減りますので、半分以下になるということでございまして。ただ、それは本数でございましてけれども、実際は、現在の長い距離を走っておりますものは大部分残る、短い距離のものがなくなるといふことでございまして、全体の運行の列車キロで申しますと大体二割強減るかどうかというところでございまして、そういう形で、本数は減るけれども距離はそれほど減らぬということで、能率を上げられるというふうに考えております。

○三浦(久)委員 これは私は、大変大きな問題があると思うのは、まず貨物駅が廃止になった、そのために国鉄を貨物輸送に利用できない、そういうのが一つ出てきます。それから、貨物駅があっても、行き先がもう決まってしまうというわけですね。決まったらどうしか行かないわけですから、そのために結局国鉄を貨物輸送に利用できなくなってしまう、貨物駅があっても輸送できない、こういう問題が出てくるのです。この二つの面から、私は車扱の貨物輸送はぐんと減ると思うのですけれども、どの程度車扱の貨物輸送は減るのでしょうか。

○橋元説明員 お答えいたします。

五十七年度、昨年度でございますが、約九千八百万トンでございます……(三浦(久)委員)それは全体でしようと呼ぶ。全体でございます。それに對しまして、五十九年度、五九・二以降の年間のトン数は約七千七百万トンと想定いたしております。

○三浦(久)委員 時間が余りないので、こっこの質問に答えてくれた方がいいです。いま車扱い貨物について聞いたわけです。——もういいです、わかりますから。

車扱い貨物は、昭和五十七年で四千四百万トンなんです。それが千七百万トンに減つてしまうのです。ですから、もう半分以下です。二千七百万トンも減つてしまうのです。四千四百万トンが千七百万トンに減つてしまうことですからね。だから大変な激減。これも、やつてみて徐々に減っていくというのではなくて、五十九年の二月からもうこれだけの数字が一週に減るということなんです。これは大変なことですよ。

また後で質問しますが、これについても、対策をどういうふうにとるのかということは大きな政治問題でもあり、社会問題でもあるというふうに私は思っておりますけれども、今度のヤード系輸送の廃止によって、北海道から本土には一本も車扱いの貨物列車は走らなくなるのじゃないですか、どうですか。

○橋元説明員 青函の輸送トン数は、ピークは四十六年でございまして、八百五十万トンばかりあったわけでございますが、十年後の五十七年には四百五十万トンに落ち込んでおります。一方、先生も御承知のように、青函トンネルの開通を控えて、船舶の耐用年数の問題であるとか、あるいは海技職員、専門職の職員がございまして、そういった職員の需給問題などもございまして、非常にむずかしい局面にございまして、

仰せのように、北海道と本州の間の列車設定は、現在、五十七年十一月以降は二十一本の列車を渡しておりますが、これが十七本の列車になるわけでございます。その内訳は、まずコンテナ列

車が十三本、これは現行と同じでございます。車扱いの高速直行列車は二本、これも同様でございます。あと専用貨物列車が一本、これも同様でございます。問題の一般車扱いは五本ございましてけれども、それが大体一本になるということでございまして。(三浦(久)委員「一本残るの」と呼ぶ)はい。ただ、それは荷物列車とコンテナ列車ということでございます。

実は北海道と本州の間は、コンテナ輸送が非常に定着をいたしております。半分はコンテナ輸送でございます。そこで私どもは、コンテナ化をぜひ促進したいということではいろいろと荷主さんとお話し合いをいたしておるわけでございます。

また、北海道輸送の特徴は、やはりタマネギであるとかパレインショであるというような季節貨物が非常に問題でございますので、これにつきましては、別途、臨時の貨物列車を設定することを検討いたしております。

○三浦(久)委員 北海道はローカル線の切り捨て、その上に貨物の大削減ということで、国鉄によって痛めつけられていっているような状況だと思ふのです。

奈良県などは貨物駅が一つもなくなつてしまつて、資料をいたさなければいけません。現在、国鉄を利用して運んでいる貨物というのは十七、八万トンあるわけでしょう。貨物駅が四つありますけれども、これが一つもなくなつてしまつて、それで、わざわざ奈良駅にあるコンテナ基地まで廃止してしまつたというわけでしょう。コンテナを利用してもらうなどと言いつつながら、コンテナ基地だって奈良県ではなくなつてしまつたのです。こんなでたまたま話はないと私は思ふのです。

ですから、いままでは奈良とか掖上とかいろいろな駅で扱つておりましたけれども、今度は大阪市内の百済駅というところまで、荷物が着いたら取りにいかねばならない。出すときにはそこ

まで持つていかなければならない。その通運料金が物すごくかかるでしょう。ですから、お米でも一トン当たり二千円値上がりすると言われておるわけですね。こういう問題について運輸省はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○長谷川国務大臣 基本的には国鉄の赤字、毎年最大のものは貨物でございます。そういうことからして、とにかく荷物そのものが少なくなつていく時代ですから、合理化によって赤字をなくするところ、基本を立てて、奈良県の場合もいろいろありますけれども、それはコンテナ化によってそういう救済なり話し合いをしてもらうようにお願いしておるところであります。

○三浦(久)委員 大臣、荷物と貨物は違ひますので、その辺の区別をはっきりさせて御答弁いただきたいと思ひます。

ですから、コンテナを利用してもらうと言いつつながら、じゃ何でコンテナ基地をなくすのですか。おかしい話ですね。いまコンテナ基地があるのですよ。それをなくしてしまふのですよ。それが御答弁と實際やることは違ひるのではないかと私は思ふのです。将来またつぶしたコンテナ基地をつくりましようという話なのかどうかわかりませんけれども、それならなぜいまあるコンテナ基地をつぶしてしまふのかという疑問が出てくるのではないでしようか。

これがまた地域の経済にも非常に大きな影響を及ぼしているのです。たとえば足尾町。おととい、足尾町の貨物駅は廃止をやる、存続させる、こういうふうに態度が変わつたみたいですね。それは大変いいことだと私は思ひます。この足尾町でももういま人口が五千七百七人。十年前は四、五千人おつたわけですね。足尾銅山が閉山になつて五千七百人ぐらゐの人口になつてしまつて、大変過疎地域になつてしまつた。それで、足尾の銅の製錬所がございまして、これがやめていけるわけですね。これは銅鉱石というのを海外から輸入してやっています。これは浜川崎からずつと送っているわけですね。ですから、この貨物

駅が廃止なんということになる、製錬所は大体十二億円ぐらゐいけい経費がかつてとてもやめていけない、だから閉鎖ということも考えざるを得ないというふうに出てくるほどです。ですから、中曽根総理大臣にも足尾の町民から何とかしてくれというふうな要請のものがたくさん行つたと思ひます。高木総裁にも行つておると思ひます。亀井さんにも行つていたと思ひます。長谷川大臣にも行つておると思ひますけれども、いろいろな方に行つておる。これはそういう要請にこたえて廃止をやめたわけですね。その理由について運輸省のお考えをちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 それは、まだ第二次交通線に對しての回答がありません。そういうことからして、そのおくれを見ながら、一方また、貨物の問題があるから一応ここで貨物の方だけやりながら、しかし、いまの第二次交通線の問題は原則として残つていふ。その場合には、また期間が来た場合にはお考え願ひなければならぬ、こういうふうに思ひます。

○三浦(久)委員 そうすると、言ひ方は比喩ですが、けれども、絞首刑の執行をちょっと延ばしたというだけですか。いま確かに足尾銅が第二次の廃止対象路線になつております。そして、大臣の方にも国鉄から特定交通線の選定についての承認申請がいつておると思ふのですけれども、そうすると、その結果待ちだということですか。

そうしますと、これは住民の要求に基本的にはこたえたことにはならないと私は思ふのです。貨物駅の廃止でもそれだけ大きな影響があるわけですから、もしか線それ自身が廃止されるということになりますと、もうまさにあそこはゴーストタウンですよ。ある町民の人はこう言つていますね、もうここは第二次閉山。第二次閉山なんという言葉を使つていますが、もしか製錬所がなくなつてしまえば、古河銅業に因連して働いておる人々が二千人おるそうです。約半分近くおるわけですね。ですから、そういうことで何か何の産

業もないからもう首つり問題だ、こういうようなことまで言っておられるのです。

こういう住民の不安にたえて、やはり足尾線を存続させて、そして製錬所もそこでもって営業ができるようにしてやるというのが政府やまた政治家の務めではないかというふうに私は思うのですけれども、大臣、どういうふうにお考えですか。

○長谷川国務大臣 最後はあなたと同じような結論でございしますが、しかし途中は、いまの四千人以上ないというふうな第二次交通線に入った、そのことを踏まえながら、今度、貨物の問題が一応延びている間に将来の問題について御協議願ひながらひとつ合理化を進めてまいりたい、こう思っております。

○三浦(久)委員 そうすると、結局は、大臣が特定地方交通線の承認をすれば、二年でもって協議期間が終了して廃止になってしまふということでしょう。そうすると、来年の二月には廃止にならぬけれども、あと二年ぐらい後には廃止になつてしまふ、そういうことなんですか。

私は、それでは国鉄の使命を果たすことにはならないと思う。一日四千人未満といふべきけれども、四千人未満といふのは乗車密度ですから、どの一キロをとってみても一日に四千人乗っているということですから、これは大変に利用されているという事なんですよ。それを、乗車密度が四千人未満といふものはもう廃止してしまうのだ、だからしょうがないのだ、これでは血も涙もないやり方ではないでしょうか。それによつて五千七百人の人々で構成する足尾町はゴーストタウン化してしまふということなんです。どういふことが政治の名においてやられていいのかどうか、私はちょっと中曽根総理大臣の御見解を承りたいというふうに思います。

○長谷川国務大臣 そこで、従来やってきたことは、第三セクター論です。第三セクターでそういう線を自分たちで経営してやっている、そして線路を維持して産業を興している、こういう知恵もあるということもひとつお考えいただきたい、こう思います。

あるということもひとつお考えいただきたい、こう思います。

○三浦(久)委員 しかし、第三セクターでやっているのは、いままでほんの一、二でしょう。自治省は、そういうものは困る、金は出せませんよと言っているのです。国鉄という専門家がやりながら赤字になるところを、第三セクターでやって黒字になるなどというところは、ほとんど考えられないことですね。ですから、一つの逃げ道としては確かに第三セクターというのがあるけれども、実際には第三セクターでやっているところはないじやないですか。いま二つぐらいしかないですよ。

〔三つだと呼ぶ者あり〕三つか……
ですから、それじゃ足尾線が第三セクターで残るかという、そういう保証はないというふうには私は思わざるを得ないですね。何としてでもこの足尾線を残して地域住民の期待にたえてやってほしいというふうに私は思いますが、中曽根総理、どうでしょう。

○中曽根内閣総理大臣 足尾線の状況は、足尾銅山の製錬関係との関係で乗客あるいは貨物が非常に減つてきた、そういう面でも地元でも非常に苦勞しておるの私もよく知っております。
いま、乗車係数がどういふふうになるであろうかというので、地元なんかでもみんな乗るようになるというので、努力しておる。そういうような係数がどういふふうに変動するか、そういうのを見守つておるという状況であると思つております。

○三浦(久)委員 しかし、これは十七、八万トンぐらい送っているのです。これは貨物量が少ないから廃止になるのではなくて、ヤード系輸送が中止になりますから、ですから、ここでつくった製品とかいろいろな副産物がありますが、それを全国に輸送しておたわけですが、ヤード系輸送がなくなるために、結局は全国に送れないから国鉄を利用できない、そういうことなんですよ。

私はほんの一例を挙げましたけれども、そのほかにもいろいろの問題があるのです。たとえば関西では京都市場、それから大阪市場、神戸市場、

こういうところの貨物駅が廃止をされます。そういたしますと五十七年度で十万吨、これは鮮魚ですけれども、年々減つてはきておるのですが、いまだに十万吨の魚が国鉄の貨車を利用して市場に運ばれているわけなんです。ですから、これも廃止になるといふことになりまして、九州の新しいお魚が関西の人々の食卓には上らない、そういうような結果にもならざるを得ない問題なんですね。

そのほかにも、たとえば代替輸送をトラックでやるとかタンク車でやるとかというふうなことになると思います。これは大変な交通公害の問題、交通渋滞の問題、交通事故の問題、こういうものが出てきます。それからまた、国鉄が採算が合わないといふところでは、やっぱり出すところから、そういうところでもトラックでやるということになると、また割り高になるとかいろいろなことがあって、結局物価の高騰にもはね返ってくる、国民生活に影響するところをきわめて甚大だといふふうに私は思つておるのです。

ところが、一方で国民にこういう大きな犠牲を強要しながら、財界はこの貨物の大削減計画によつてまたばるもうけをたくさん得ているといふことです。このことは私は絶対に許せないといふふうに思ふのです。たとえば、ヤード系の輸送を廃止いたしますと、全国にたくさんあるヤードが要らなくなるわけなんです。遊休地になるわけです。これを財界がねらつておるわけです。監理委員会の緊急提言がこの前出されておりますけれども、それを見ましても、貨物の合理化によつて新たに遊休地になった土地を処分せよといふことがはつきり書かれています。ですから、この貨物の大削減計画といふのは一体どこにねらいがあるのかといふことが、それを見ただけでもわかつたかと思ふのです。

国鉄の赤字は確かにあります。赤字の原因についてはまた時間があれば私は大臣にもお話しいたしますけれども、この赤字の原因について全くメスを入れないで、そして土地をどんどん切り売り

していく、こういうことを幾らやっても、たとえば四千五百億円だけ来年度は土地を売らんなんと言つていますけれども、そんなことを幾らやっても、泉のように次から次へ、十八兆円の借金を抱えているわけですから、利息がいくら出ても、五十七年度だって一兆一千四百億円も利息を払っているわけですから、こういう問題を解決しないで土地をどんどん売り飛ばしても、それは国鉄の財政再建という観点からいってナンセンスだと思ふのです。この点、ちょっと大臣の所見を伺いたいと思ふます。

○長谷川国務大臣 毎年国鉄は土地を売っているわけなんです。しかし、これはそういう意味ではたくさん売ろうという話が出てはいるわけなんです。また、売った後の土地については、財界がもうかるのかどうかとかなりなやうな、まず売ることによつて国鉄の赤字の穴埋めをする、そしてその跡地については、民間活力を活用して、それによつて大きなプロジェクトをつくつて、いままでないところのエネルギーでそれをつくつていこうじやないか、こういうことでして、何も財界にもうけさせるために私たちがやるわけじゃございません。

○三浦(久)委員 大臣、あなたはそれで貨物輸送について、全方位の輸送体系は好ましくないと考えているのですか。これは国鉄のこれからのあり方の問題だから私は聞きましても、あなたはそういうふうに、全国ネットワークといふものは、いわゆる全方位の貨物輸送体系、こういうものは、いまの国鉄の財政上からいって好ましくないと思つておるのですか。将来もそういうものはやる意思はない、そういうふうにお考えなんですか。

○高木説明員 今回の貨物の改善の問題というのは私も原案を考えたものでございまして、私から答えさせていただきますが、かねがねヤード系の輸送はコストがかかつて能率が悪いと言われておりました。もう十年以上前から言われ続けてきたわけですが、いろいろ影響があるといふこともございまして、私も、実は一方

においておしかりを受けながら存続を続けてまい
ったわけでございますが、その後の傾向を見てお
りますと、ますます道路が整備される、ますます
お客様が自動車を利用する傾向になってきてい
るというところでございます。これは将来に向
かって回復できない実態というのを前提に考え
なければいけないということで、新しく道路等が
整備されました現状に就いて思い切った措置
をとった次第でございます。その後財産が余っ
てきた場合にそれをどうするかという問題とは全
く関係なく、まず輸送方としてそういうふうに変
えるということにいたしましたわけでございます。
そのよって浮いてまいりますところの土地をどう
するかというの、またこれ別途大問題でござい
ますので取り組んでまいりたいと思っておりますが、い
まお示しのようなことではないということだけは
申し上げておきたいと思っております。

○三浦(久)委員 しかし、結果的には財界がねら
っているじゃないですか。また後で詳しく言ひ
ますけれども。

いま高木総裁は、ヤード系の輸送が十年前から
コストがかかってしょうがないと思っておる、こ
う言いましたね。それなら何で十年前にこんなも
のをたくさんつくったのですか。資料をいただい
ておりますが、あなたたちは、あの武蔵野のヤ
ードでも三百億円かけてつくったのですよ。それ
を今度は集配機能だけで、ほとんど機能しないよう
にしてしまおうとしているでしょう。吹田の操車
場にしても新鶴見の操車場にしても、この吹田と
新鶴見の操車場というのは、全国ネットワークの
貨物輸送をやる場合には絶対になくしてはならな
いものじゃないですか。あなたたち、そういう
ことはわかっていてるわけでしょう。それでも、こ
れは新聞報道を見てみると、吹田、大宮、新鶴
見、それから新宿、錦糸町、いろいろあります
ね。しかし、大きい大宮とか新鶴見とか吹田と
か、もうあなたたち鉄道マンとしては放しちやな
らないのですよ、そういうものまで都市再開発

の対象にして、そこに広大なビルを建てるとか、
そんなことをやろうとしているわけでしょう。
では、そんなにヤード系の輸送が金がかかる
というのなら、何でそういうヤードにいままで十年
ぐらい前からかけてきたのですか。武蔵野のあれ
だつて、できたのが十年前でございましょう。その後だつ
て、資料がございませうけれども、いろいろ金をか
けているじゃないですか。いま七つ、八つのヤ
ードの総計でも七、八百億円の建設費がかけれ
ている。そして、この十年間に新たに四百数十億
円の金がヤードに投資されているわけですよ。ヤ
ード系の輸送が悪だ、赤字の原因だと言っている
で、何でこんなに設備投資をむだにやっていた
のですか。

○高木説明員 ただいま申しましたように、かね
がねヤード系輸送は金がかかる。なぜかとい
うと、車両を連結したり解放したりする人手がか
かる。その人手が戦後日本の人件費が上がるのと
に大変高くなったということから、ヤード系輸送
は金がかかるようになりまして、そこで、これを
何とかしなければいかぬということで、一方で
うやめろという議論もあつたのですけれども、何
とか経費を減らせないかということで、かなり多
くのヤードにおいて自動化をいたしました。その
自動化の典型的な事例として行いましたのが、い
まの武蔵野ヤードでございます。したがって、そ
のためには相当思い切った投資をやつて努力をし
てまいりました。

それによつてコストを下げることはできたわけ
でございますが、今度はお客さんの方が減つてし
まったものですから、機械化をどんどん進めまし
ても固定経費の方がかかるといふことで、結果的
には大変むだな投資をしたことになりまして、私
どもとして大変申しわけないことだと思つており
ますが、それは、要は貨物の扱い量が減つたか
らでございますので、これをこの際いままでもか
ずらつておきますと、ますます毎年の経費がかか
りますし、人は減つてきました。今度は機械の
維持費、運転費等がかかりますので、思い切つて

ヤード系をやめようという決断をいたしましたわけ
でございます。結果的には大変おまへらは目先が見
えなかったと言つてしまふことかと思ひます
けれども、しかし、これまで何とかならぬかとい
ふことでやつてきた次第をお酌み取りいただき
たいと存じます。

○三浦(久)委員 貨物が減つた、そういうことを
何かいばつて言われまふけれども、これは国鉄総
裁の責任じゃないのですよ。大体昭和四十年
ごろに政府が、どんどんこれから貨物輸送がふ
えだろという見通しを立てて、そして国鉄にやら
せてきたことなんです。その政府・自民党の見通
しが狂つたということなんです。

〔三塚委員長代理退席 委員長着席〕
昭和四十年ごろという、たとえば新全線では
う。その後は、時間がありまへんから余り詳しく
言ひませんが、経済社会基本計画、十年計画、
こういふものに基づいてやらせてきたのです。で
すから、あなたたちは、第一次十年計画とか第
二次十年計画とか立てていろいろやつてきたの
です。そのときには広大な、これからいふと
とたくさん貨物がふえだろと予測した。そし
てやらせてきたんですよ。だから、高木総裁が自
分の不明だなんと言ふことではないのです。政府・
自民党がやらせてきたのだ。その責任は重大だと
私は思うのです。

それで、私は総理にお尋ねをいたしたいと思ひ
ますけれども、総理は、景気浮揚対策の一環とし
て国鉄用地の活用を参議院選挙の前に指示して
おられますね。その真意を伺いたいと思ひます。
○中曾根内閣総理大臣 臨調の答申の中にも国
有地の活用という部分がございまして。国公有
地の中には、行政財産もあればあるいは国鉄等が
持っている土地もございまして。あるいは電電等
の持っている土地もございまして。そういうすべ
てのものを点検して、そして、とりあえず急いで
必要がない、あるいは大きな時代の激変に対応し
ていく、そういうところから出てくる場所等々を

余すところなく点検をして、そして一面において
国鉄等の財政負担を助ける。同時にまた、一面に
おいて、住宅に悩む都市住民、公園に悩む都市住
民等々のために適切な施設をそこへつくつて、一
石二鳥の政策をやる。それがまた景気回復に非
常に役立つ。そういう意味で、いまの情勢を見る
と、財政が動揺して景気を回復させるということ
はなかなかむずかしい時代ですから、そういう意
味で、いまのような土地を活用して、民間の生命保
険や損害保険や、そのほか民間の持つておる金
をこちらへ投じて、そして景気浮揚にも役立つよ
うにやらせよう、そういうことで、いま一生懸命
努力しておるところであります。

○三浦(久)委員 国鉄に遊休地がある。それはあ
りますね。しかし、今度やろうとしておるのはそ
うじゃないのです。この全国的なネットワークを
やめちゃう、国鉄をずたずたにしてしまふ。いわ
ゆるヤード系輸送をやめてしまふ。そのことによ
つて、吹田とか新鶴見とか大宮とか、そういう操
車場を無理やり遊休地に仕立て上げて、そしてこ
れを利用しようとしているんです。だから、こ
こが違ふと私は思うのです。

だから、国鉄に対して政府はどう考えているの
だろう。もしかこういふところに都市再開発で
もつて大きなビルをつくつたり、住宅をつくつ
たり、コンクリートで埋めてしまふ、たとえば新
鶴見とか吹田というのは八万平方メートルある
んですよ。それから大宮は四十万平方メートルあ
るんですよ。こういう膨大な土地をコンクリート
で固めてしまつたら、さあ今度、時代が流れてい
くでしょう。さあ、この鉄道というものを物流の
中心のものに据えていくというように考えた場
合、そしてまた全国ネットワークをもう一回や
うと考へた場合に、吹田とか新鶴見にかわるよ
うな操車場をつくらうと思つたつて、もうつくる
所がないのです。そうしますと、中曾根内閣の政
策によりまして、国鉄というのは、今後ずっと全
方位の全国ネットワークの貨物輸送はできなくな
るということになつてしまふんですね。ですか

ら、中曽根総理もよく国家百年の大計ということ
を言われるわけでしょう。私もそういう観点で国
鉄を見詰めてほしいと思うんですね。

というのは、この国鉄というのは、やはり自動
車輸送に比べて大変いろいろな有利さがあるの
です。たとえばエネルギー効率もいいでしょう。ま
た土地の利用効率も非常にいいのです。それから
また公害という問題についても、非常に無公害の
鉄道です。トラックに比べてみれば、それからま
た交通事故という点からいっても非常に少ない。
ですから、これからどんなにどんな社会が発展
をしていけば、物流はもっとふえると思うんです
ね。そういうときに、いまのようなモータリゼー
ション、いわゆる自動車中心の輸送というのは必
ず行き詰まりが来るのです。それはなぜかと言え
ば、公害がふえますし、交通事故がふえるし、エ
ネルギーをうんと消費していくわけですから。で
すから、こういういわゆる自動車中心、内航海運
中心だけじゃなくて、やはりこの鉄道というもの
に総合交通体系の中心的な役割りを果たさせる
という時代が必ず来ると私は思うのです。また、そ
ういうふうに政策誘導していかなければならぬ
問題だと思えます。

そのときに、いまのように土地をみんな売り飛
ばしてしまつた、コンクリートが建つておつた
いうときは、それはもうやろうと思つてもでき
ないわけでありまして。ですからそういう意味で、
新鶴見とか吹田という全国ネットワークの貨物輸
送にどうしても欠くことのできないそういうヤード
は、私はぜひ残しておいてほしいというふうに
思うのですけれども、中曽根総理の御見解を承り
たいと思います。

○中曽根内閣総理大臣 その点は政策選択の問題
でありまして、いま国鉄が膨大な赤字を背負い、
年間約二兆円もまた赤字が出てくる。赤字の額
も、累積赤字がもう十八兆を超しておる。一日に
ともかく利払いだけでも相当な金が必要。もうに
っちもさっちも動きがとれなくなつては破産的
な状態にあるのが国鉄の状態です。国民の皆さん

もみんな心配して、国鉄が自前で何とかいけるよ
うにやれないか、われわれの税金を出して国鉄を
救うのもいいけれども、国鉄がもつと自分でやれ
るところまでやりなさい、そういう国民側の非常
に鋭い指摘がある。

その一つの原因に、国鉄を監査したりいろいろ
やつてみたけれども、やはり貨物輸送の非効率
性、時代に適合しなくなつたという面が非常に強
く出てきた。何しろトラックに負けてしまつて、
それに先手を打っている改革するということ
をやれなかった。そういう意味で、もう完全にト
ラックに負けてしまつた。黒猫一匹に暴れられて
しまつて、小さな手荷物でも動かなくなつてしま
つた。そういうのが現状なんです。そういう
わけで、国鉄はある意味においておくれをとつ
た。

そういう状態から、やはりモータリゼーション
の時代に沿うような国鉄改革をやらなければ、長
期的に見て再建の道を講ずることができない。そ
ういう意味で、順服的なことをやつたつてだめ
だ。それには思い切つて貨物輸送から撤退した方
がよろしい。そういう空際は何で埋めるか。たと
えば食糧とかあるいは石油とか、そういう大量の
定型輸送に使うものは、これは国鉄でもいであ
う。しかし、貨物のようにトラックでやれるよう
なもの、もうトラックでやる時代に入つたのじ
やないか。つまり、玄関から玄関へトラックが持
つていくつてくれる。国鉄の方はそうじゃない。駅
へ持つていくつて、積みかえて、また駅へ行つて、
また積みおろして、またトラックに載せていくと
いう、こういう時代ではもうなくなつてしまつ
た。そういうような大きな時代の変動に対応して
国鉄改革をやれというのが臨調のやり方で、私は
一つのりっぱな見識であると思つてゐる。

あなた、ヤード、ヤードと言われるけれども、
あのヤードぐらゐ非効率な使い方はないのです
よ。あれだけの八万平方メートルもあるようなあ
んな高いところを、鉄道があるだけであつて、あ
の空間はもつたないじゃないですか。あれ一坪

何万円しますか。そういうような金利計算まで入
れたら、それは土地の活用から見たら実にもつた
ないない使い方だ。もし専門家がいたら、あんなも
のは地下に入れちゃうでしょうね。そして、上の
方はもつと活用するでしょうね。そんなものはす
でにペンシルバニアの駅でもやつてゐるところが
ある。それは一つの着想として申し上げるのです
けれども、そういう意味から、沙留にしても新宿
にしても、もはや時代おくれの存在になつてきて
おる。

そこで臨調の答申がออกมาして、そうして、長距
離のそういう定型的なバルキーな荷物は国鉄がや
るべきだけれども、黒猫に負けるような、玄関か
ら玄関へ行くような、そういうようなものは民間
でやつた方がいい。お客さんだつて便利に思つて
ゐる。そういうような時代になつたわけですよ。

そういう勧告はなかなか合理的な勧告であつて、
国鉄がそれに従つてやろうというの、高木さん
もなかなか勇気があつて、珍しくよくやつてゐる
と私は大いに応援をしてゐるわけです。その方が
いいと思ふのです。

ですから、たとえば錦糸町を御指摘になつたけ
れども、錦糸町はもうほとんど使つていないので
す。そういう使つていないところが各地に出てき
つてゐる。いま言つた大きなモータリゼーション
の時代に合うように国鉄自体が自己改革をやつて
おるのであつて、じゃその赤字は共産党は一体ど
うするのです。国民の税金で、また税金を取つて
埋めるのですか、共産党さんは。そういう建設的
な具体案を出さないで、そして一方的に言つたつ
て、世の中通じませんよ。

○三浦(久)委員 中曽根さん、あなたは運輸問題
は素人なんです。いま最後にこういうことを言
つたけれども、黒猫ヤマトの宅急便というのは荷
物なんです。荷物と貨物というのは違ふんです
よ。わかりますか。
それから、共産党がただ批判だけしていると言
つていますけれども、われわれは十年前に国鉄再
建の方針を出しているじゃありませんか。いいで

すか、あなたはモータリゼーション、トラックに
負けたと言つけれども、それはそういうように政
策を、どんな道路をつくる、車が走る、車が走
るとまた道路財源が出てくる、それでどんどんつ
くつていって、結局は貨物がトラックと競争でき
ないようになつてしまつた。われわれは、じゃ国鉄
も、新しい路線をつくるのであれば、政府が口を
出してつくらせるんだから、それは道路と同じよ
うに国が全部金を出したらいじやないかと言
うのです。たとえば上越新幹線にしても、借料を鉄
建公団に毎年一千億円払うんですよ。収入は五
百億円ですよ。ランニングコスト五百億円かか
りますから、これはとんとんです。そうすると、結
局は借料だけが赤字になつていくというのがいま
の状況じゃありませんか。ですから私は、政府が
口を出してちゃんと鉄道をつくらせてゐるんだか
ら、国鉄は金がないのはわかつてゐるんだから、
それであれば政府が金を出してつくらしたらいい
じやないですか。そうすればランニングコストで
運賃収入はとんとんなんです。何も赤字になるこ
とはないんですよ。

それで私たちは、費用負担の原則、国がどの程
度費用負担するか、国鉄がどの程度費用負担する
か、そういう費用負担の原則をはつきりさせなさ
いと十年前から言つてきてゐるのに、もう借金に
次ぐ借金でどんどん設備投資をやらして行く。設
備投資がどのくらい行われてゐますか。この十年
間、最近ばかりと減つてゐますよ。しかし、設
備投資が運賃収入の六〇％に及んでゐるんです
よ。こんな会社はありせんよ。電力だつて設備
投資は四〇％、その四〇％だつて、借金と自己資
本の比率をよく考えながら設備投資してゐる。と
ころが、国鉄の場合には運賃収入の六〇％以上、
ひどいときには七八％、四十八年度は運賃収入の
七八％も設備投資させてゐるんですよ。こういう
状況。それも全部借金でやる。こういうことをや
ればならないような国鉄になつたのだ。
それに、さつき言つたように、政策の誤りによ

つてむだな投資をどんどんしてきているじやありませんか。地方交通線の問題でも、A B線、C D線でもいまだたくさん工事がストップしておる。もうちょっとやればつながらんというのに、いまだ何百億かけてきたお金をもうふいにしているわけですよ。

そういうところに国鉄の赤字の根本的な原因があるのであつて、そこに全然メスを入れないで、土地をただ切り売りしているという様なことで国鉄の再建ができるはなまやましい問題ではない、私はそのことを強く総理に指摘して、私の質問を終わりたいと思います。——失礼しました。中路議員が関連で質問したいと言いますのでよろしく。

○金丸委員長 この際、中路君より関連質疑の申し出があります。三浦君の持ち時間の範囲内でこれを許します。中路雅弘君。

○中路委員 私はあとの時間で、今度出されました六本の法案そのものについて、私たちの主張も述べながら、提出された政府の方のねらいをお聞きして、きょうの皆さんの答弁で、この法案についての私たちの最終的な態度、対応を決めたいと思いますので、率直にひとつ御答弁願いたいと思います。

行政事務の簡素合理化法案については、三浦議員から先ほどお尋ねしました。私、聞いております。一、二点だけ追加して御質問したいと思ひます。

一つは、機関委任事務の簡素合理化に関する部分で、米軍、自衛隊にかかわる損害補償の経由事務を市町村長に押しつけようという点ですけれども、これは明白に国の責任の問題ですから、この事務を市町村長に実質的に押しつけるというのは問題があると思うのですが、この部分は削るべきではないかという意見でありますけれども、機関委任事務の抜本的な整理についてでありますけれども、私たちはかねてから、地方自治拡充の見地から、機関委任事務を原則として廃止するよう主張

張してきたところでありますが、政府全体としてこの問題にこれからどういう取り組みをされるのか、総理あるいは行管庁長官の決意をお伺いしたい。

○齋藤国務大臣 前段の御質問に對しましては政府委員から答弁いたさせます。

後段の問題につきまして私からお答えいたします。機関委任事務につきましては、臨調は、二年以内に一刻という事になっております。そこで、その方向に向かって今後とも努力を続けていきたいと思ひますが、私は、今回提案申し上げておる法律の内容だけで終わるものではない、今後とも続けていきたいという方針でございます。

それと同時に、機関委任事務のあり方、これはやはりもう少し本格的に勉強する必要があります、かように考えておるわけでございまして、臨時行政改革推進審議会の中にそれぞれの専門の方々数人を参考として入っていただきまして、機関委任事務のあり方という方向を目標してどうあるべきかというところを根本的にひとつ勉強をして、その方針に基づきましてどういうふうな事項を、さらに機関委任事務の合理化をやっていくかというふうなことも今後検討していきたい、かように考えております。

○門田政府委員 お答え申し上げます。前段の問題で、防衛施設庁給みの特損法関係、これについての御質問でございます。

最近、特損法第一条、それから環境整備法第十三条に規定されております損失補償の事案というものが、数市町村の行政区に属するものが少なくないという事があります。おおむね一、二市町村の範囲内、こういうものにとどまっておりますというふうな状況になってきておるわけでございます。こういう理由で、必ずしも、都道府県単位で損失補償申請書を取りまとめて資料を収集するという必要が少なくなつてきておるということが一点であります。かたがた、損失補償申請書を受理し、これに添付するための意見書を作成するという際に必要な資料が、市町村の機関に整っていること

が非常に多くなつてきております。また、損失補償申請の事実上の取りまとめ、これを市町村長が行っている例が相当ある。こういう二点の理由によりまして、今回御提案申し上げましたような措置をとらしていただく、かようなことを考えているわけでございます。

○中路委員 いまの問題は、答弁だけにしておきます。

今度出されました法案の中で最も重要なのは、やはり国家行政組織法関係の二法案だと思ひます。総理はこの委員会でも、お聞きしてましたら、答弁の中で、この提出理由の一つとして、民主主義が発達した諸外国では、局や部などの設置規制は法律事項にしない、国会のコントロールのもとには置いてないという例も挙げておられました。確かに他の資本主義国では、わが国の国家行政組織法のような行政組織編成の基準を定めた法制が非常に少ないわけですね。局、部などの各省庁の内部組織の設置、改廃等を法律事項としての国は少ないと思ひます。しかし私は、こういう外国の例を調べるということも重要ですが、これよりも、やはりそれぞれの国の行政組織の規制方式というものは、その国の憲法制度やあるいは立法府と行政府との関係、政治制度の歴史の違いなどに依存しているわけですから、その違いを度外視して、単純に形式だけを比較するわけにもいかないだろうと思ひます。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

御存じのように、わが国には固有の政治制度の歴史があり、憲法制度に照応した行政組織の規制の方式があつてしかるべきであります。特に現行方式は、戦前のあの深刻な教訓から導かれた憲法の国民主権あるいは国会中心主義などと結んだ行政機関法定主義の原則と、これを具体化した国会の立法政策によつてもたらされたものであります。すし、国民にとつて、やはりこの方式をさらに一層充実していく必要こそあつても、これが不都合があるという理由にはならないのではないかと。現行の行政組織規制をそのままにしておいた場合に

どのような大変な不都合が起きるのか、総理にまずお聞きしたい。

○中曾根内閣総理大臣 中路さんのいまのお話はわりあい筋の通つた話で、私もかねがね言つておるようなことをあなたに言つていただいたのだ、非常に欣快に思ひます。ただ、結論は違ひます。やはり政治制度というのはみんなその国それぞれの伝統もあり、社会的な因縁もあり、また民主主義の発達度合いという面もありますから、外国がどうかからといってすぐそのまゝやるべきものではないと思ひます。

日本の場合も、戦前は官制大権のもとに、こういう公務員の問題や行政機構の問題は政府が独断で勅令をもつてできた。しかし、その場合でも枢密院でこれを審査するという手続はありました。しかし、政府の力が非常にこの面で強大だったことは事実です。そこで、戦争に負けまして、そして戦前をよくわれわれが分析検討した結果、昭和二十二、三年のころですけれどもまだ議院も弱く、そこでいまのような法律にしまして、議院がこれをコントロールするシステムにしていただいたわけがあります。しかし、その後三十年たちまして、議院は強大な議院に充実にまいりました。

ところがまた一方、公務員の側はどうであるかといひますと、公務員の側はどうも改革に対して積極的でなくなつてくる。つまり、法律を出して議会でいろいろやるのはもうめんどうくさくて、それじゃ改革しないのでこのまゝの方がいいやという安易な気持ちにどうしてなつてきつ々つあるのです。それではないか。

そこで、いまの調点を求めまして、議会のコントロールというものは、百二十八の局あるいは官房というものは、これは議会の承認と議決を経なければ変えることはできない、ここでもかんなぎを入れておきまして、その範囲内ならばスクラップ・アンド・ビルドで政府がやれるようにする。これが、これだけ民主主義が強大になつてきて、議員の皆さんも各省の内部のことを知悉され、人的配置までもよく知悉される段階になつてきた今

日、その調和点としていいのではないかと。

昭和二十二、三年のことというの、まるっき日本がどうなるかわからぬ、そういう意味において、議会がしっかりと把握しておくという配慮をわれわれはそのときやっていたのであります。今日はもうこれだけ成熟してきたという面から見まして、数はしっかり押さえておくが、その範囲内においては政府に任せたらどうか。外国においては、ほとんど、アメリカもイギリスもフランスもドイツも、みんな行政にすることは大体政府に任せておるわけで、イギリスあたりは省まで政府がいろいろ改編できるというふうになっていると記憶しております。そういう面から見まして、日本のこの改革はいまの時代から見たらまあまあ調和点ではないか、そういうふうな考えているわけですね。

○中略委員 戦後の第一回、第二回国会の問題については、総理自身も体験されていますからよく御存じなわけですが、この局、部などの設置規制を政令事項にしていた当時の労働省設置法あるいは建設省設置法、国家行政組織法案を修正した際に、衆参両院の決算委員長は、本会議の報告でこう述べているわけですね。

この部局というものは、これは明白に法律によって決めねばならぬものであります。これを政令でやるというふうな考え方は、戦時中に法律で定むべき事項をやたらに勅令に委任したと同じ考え方であります。これは勿論新憲法の精神に違反するのであります。

修正は、現われた文字から見ますと誠に簡単のようではありますが、その含むところの内容は真に重大なものがあつた。それは、従来の旧憲法の官制大権のごとき思想をさりとて捨て、すべては国民の代表たる国会におきましてこれを決定すべしとする国会至上主義、新憲法の精神に則る国会至上主義の実現であります。我々憲法を最も合理的に運用せんとする考えを持つものにとりまして、これは重大原則の確立であります。

本会議で報告をされています。総理もこの修正に賛成されたばかりか、議事録を読んでみますと、建設省設置法案に対しては、この修正案の趣旨説明を當時の中曾根議員が行われているわけですね。そして、いま読みましたような趣旨を述べておられます。

私は、この問題は、戦後の民主化の一つの大きな原点ではなかったかと思うのです。そういう点で、今度、戦後政治の総決算と総理は言っておられますが、やはりこうした戦後の民主主義の原点であり、そして定着、確立した問題を崩すということとは、私たちは絶対に賛成するわけにいかないわけですね。いまの規定ですね、これが民主主義が定着してきたから、あるいは国会のコントロールができるようになったからというふうにおっしゃっていますけれども、このことは、国会のコントロールを弱めるような法案をあえて提出する必要は、私はこの理由ではどこにもないのではないかと。

決算委員長が重大原則の確立だと言っていますけれども、この三十年間定着した問題ですが、かつて佐藤内閣、田中内閣の時代に前後三回にわたって提案され、何の実質的な審議もなく廃案になりました今回の法案と基本的に同じ内容の法案でありますけれども、これについて、元内閣法制局参事官の佐藤さんは、たしかに上智大学の教授ですけれども、こう述べています。当時ですね。

改正案の立場からは、現行の国家行政組織法は行政組織を硬直化させ、その弾力的な再編成を困難にしているという主張があるのであるが、この法律そのものにその原因があるのではなく、省・庁の内部部局の弾力的な再編成はこの法律の下においてもいままでもなく可能なのである。端的にいうと、行政機構改革の実現の可否はその改革そのものの必要性が立法部によって支持されるかどうかにかかっているわけであり、この法律の定めている行政組織編成の方式そのものに依存するのではない。

ですね。

この法律があるから弾力性が出ないのだということではなくて、まさにその時代の発展に応じて当然行政機構の改編ということは必要になってきます。それはやはり国会のコントロール、国会がどういふふうにかつてこの問題を判断していくかというところにかかっているわけであると思うわけですね。そういう面では、硬直化しているからとか弾力性がなくなるといふことを理由にして外すというのとは本末転倒ではないかというふうに考えます。もう一度総理のお考えをお聞きしたい。

○中曾根内閣総理大臣 中略さんがいまお読みになりました決算委員長の発言というものは、まさに私がいまお答えしたときに申し上げたことを申し上げておるのであります。あれが当時われわれの考えであつたわけですね。つまり、戦前の官制大権あるいは政府権力の強大さに対して議会の力を強めておかなければならぬ、そういう戦争に負けた直後の、民主主義を充実させていかなければだめだという信念に基づいてそういうような措置をとったわけなのであります。

しかし、いま、この三十年の経験を経まして議會も非常に充実してまいりました。議會によるコントロールあるいは国政調査権というものは非常に充実して、活動できる状態にも実はなつておるわけでありまして、また、諸官庁に対する監督もかなり行き渡つてきつたという状態でありまして、そして、いままでいろいろ経験をし、やつてきた最近の情勢を見ますと、やはり公務員にせよあるいは行政府にある者が、何しろ国会には法案がずいぶん出るものですから、そういう内部改革の法案を出すという場合でもなかなか通らない。通らないには通らない理由も一つあるでしょうけれども、やはり自然に怯懦になりまして改革を怠るという形にいまなつてきておるのであります。

内閣委員会一つ見ても、内閣委員会にはいろいろな法案が殺到いたしました。非常に厳重な審査をしていただいております。審査をしていただいておりますことは結構なこと、国会のコントロールが及

んでいるということでありまして、しかし、それで結局、公務員や官僚というものはもう怯懦になりまして改革を怠るという形にも実はなつてきておるわけですね。

そして、いまこれだけ大きく高度情報化社会が参り、また非常に高齢者社会で、しかも非常に円熟した日本の社会が出現しつつある。こういう大きな変化が行われつつある折から、やはり各省庁におきまして、それに合うように機動的、弾力的に行政機構をみずから改革できるという方便を講じておいてやるということが大事だ。しかし、その場合、国会の権限を無視してはいけません。やはり国会のコントロールというものは及ぼしておく必要がある。そこで、国家公務員の総定員法をつくりましたと同じように、ちゃんと枠を決めて、それをかんぬきにして、その範囲内は政府の行政権の裁量である、行政をどういふふうに行っていくかということは、その大臣なり内閣に任じて、それがまずかつたら糾弾をする、あるいは不信任案を出してやめさせる、それが三権分立の行政と立法の關係でございまして、余り行政の中に立ち入り過ぎると、三権が混濁する。また、国会の権限が及ばないようになってしまえば、また民主主義でもなくなる。そういう調和点として、ちょうど国家公務員の総定員法におけるがごとく、局に対する総定員法という発想のもとに弾力性のある措置をとらしていただく、そういう趣旨なのでございまして。

○中略委員 いま、局の総数をかんぬきにしてというお話がありました。別の角度からお尋ねしますけれども、この今度の構想も、臨調が一連の答申の中で提起した行政機構の再編構想、それに沿った実行を目指したものだと思えますけれども、臨調の一連の行政機構の再編成の構想は、第三次答申ですが、こう述べていますね。

行政を三つの区分に分けています。農業、社会保障、文教などの国民生活に密着した行政部門は、行政の果たすべき役割り、責任領域の見直し

が必要だ。こういう社会保障や農業やあるいは文教の部門、このところは行政の責任領域を見直さなければいけない。ある場合には切り捨て等も出てくる。総合安保の関連部門、防衛や外交あるいは経済協力、これは本来的に行政の責任領域に属するところだ。もう一点は、国土やエネルギー、科学技術などの大企業の活力、活性化に役立つ部門は新しい行政の需要という、この三つに行政区域を分けていく。社会保障の問題も憲法で定められた重要な行政の責任のある分野だと私は思うのですけれども、三つにこう勝手に分けて、そしてスクラップ・アンド・ビルドの方針をここで出しておるわけです。

こうした臨調の方針を具体化していく、そういう中で今度の機構の再編が国会にかけられないで、時の政府の一方的な判断、権限で行われるということになる。局の総数はいま押さえているにしても、その定数の中あるいは生活関連の部門が圧縮される、縮小される、そういう不安、心配というのは当然起きるだろうと私は思うのです。

行政機構の再編成が、国会は関与するということになれば、こうした臨調の行政区分によった再編成が行われることも当然あるわけですし、また、いま戦前の経験もおっしゃいました。戦後、御存じのように有事法制研究の原型とされたあの三矢作戦計画、何よりもあの計画の中では、行政機関の臨戦のためとして、今回の法案と同趣旨の立法構想を掲げています。憲法原則と議会制民主主義をこうして崩していくというところは――

総理も戦後言っていますように、あの戦前の苦い経験から新しい憲法が確立した重大原則、この原則をやはりあくまで守って、そして、国会のコントロールの中で国民の代表である国会が行政機構をどのようにしていくか。もちろん、国会の審議のやり方、あり方、これももっと改善していかなければいけない点もあるでしょう。しかし、この根本原則は絶対崩してはならない。これが今日まで定着してきた行政機構の検討のあり方ではない

かと思は思ふのです。重ねて総理にお尋ねしたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 今回の国家行政組織法の改正は、総理が御説明申し上げましたように、変化に即応した機動的な発揮ということを出発をしておるわけでご覧になって、こうした法律が通りまして、国会のコントロールは非常に力強く残ると私は思ひます。

御承知のように、国会におきます国政調査というものは非常に厳しく行われておりますし、さらにはまた、予算審議の過程におきまして、これはもう御承知だと思ひますが、その省庁の局の数というものは予算書の中にちゃんと明記して出しておるわけでありまして、そういうわけで、国政調査なり予算の審議の過程において十分御審議をいただき、国会のコントロールというものは強く及ぶことは間違いないと私は考えております。やはり行政需要の変化というのに対応した機動的に、これは省庁の補助機関でございますから、その補助機関につきましても、総理が申し述べましたように総数の制限というものを設けておるわけでございますから、この程度のことでは政令に御委任願うということとは適当ではないか、私はさように考えております。

もともと憲法の中で、憲法論議がありましたときに、御承知のように金森さんは、省庁の設置等は、これはもう当然法律でいかなければならぬけれども、大臣のもとにおける補助機関というものは法律を要しない政令でもいいではないかというふうにははつきりと言っておるわけでございますが、昭和二十三年、あの法律ができた当時は、いま総理が言われたように民主化の要請が非常に強いためにそういうことであつたと思ひますが、しかし、その後三十数年も経過いたしましたし、経済社会も大分変化をしてまいりましたし、行政需要も変わつてきた。これはやはり、法定でいきますと、総理が先ほど来申し述べましたように、役所の行政機構というものは非常に硬直化してまいりましたし、役所の中でも非常に消極的な態度が出

ております。臨調答申の基本は、行政機関が恒常的に自己革新をやる、それなくして将来の発展はないんだということでご覧になって、恒常的な自己革新、そのためにはどうしてもこういう機動的な改革ができるように政令に御一任願うようにお願いをしたい、こういうことで提案をいたしました次第でございます。

○中野委員 御答弁を聞きまして、私は、この国会のコントロールという問題は、やはり戦後の民主化、新しい憲法に基づいた最も重要な原点的一つだと思ひます。この法案については絶対に賛成するわけにいかない。

関連して一問だけ、時間があるものでこちらから話しながらお聞きしますけれども、労働者の保護の問題です。

いま婦人労働者は全体で千三百九十万、全労働者の三分の一を超えています。内容をお聞きしようと思ひましたが、時間もあつたのでお話ししますけれども、大体平均賃金を見ますと、男子に比べていま約五割強ぐらいではないかと思うのです。パートが多いということもありますけれども、しかしこれは去年より若干広がつてきておる。そういう点では、この婦人労働者が安心して働けるように、母性保護を企業にきっちり守らせるとか、あるいは憲法も労働基準法もはつきりうたつてある男女の平等だと雇用平等を名実ともに重視し、実現していく、そのために努力していくことがいま大変重要な時期だと思ひます。

ところが、私、今度出された各省の設置法をもう一度見てみましたが、国家行政組織法に関連して出された労働省設置法、いまの労働省設置法に書いてある所掌事務の中で「婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること」というこの規定は、はっきり削られて姿を消しています。なぜこの婦人労働者の保護の問題のところだけ削つたのか。今回の国家行政組織法の改正の趣旨から見ると、どうしてもこれと運動して削除しなければならなかつた理由があるのかどううか、あるいはこうした問題に行政庁から何か働

きかけ、指示があつたのかどうか、まずお尋ねしたい。

○大野國務大臣 お尋ねの設置法の改正問題でございますが、これは決して先生御指摘のようなことでなくて、今回の整理法案によりまして、各省とも当然一緒ではございますが、この所掌事務については省が一括して行うという規定になっておりました。これに伴つて、労働省におきましてもこの設置法の改正について、従来婦人少年局の所掌事務であつた婦人あるいはまた年少労働者の保護規定につきましては、労働者の保護というところに包含されております。ですから、これが改正されたとしても、従来どおり婦人少年局の所掌事務に何の支障も来しませんし、また同時に、これを軽視しておるといふようなことでもございませぬので、どうかその点、御認識いただきたいと思ひます。

○中野委員 婦人労働者、年少労働者の保護の問題というのは、日本だけではなくて、世界的に見ても労働者保護の原点的な点です。日本の戦前のあの過酷な労働、極端、こういう中で労働者保護の問題を取り上げていくきっかけになつたのが、やはり婦人、年少労働の問題なのです。だから、戦後、この労働省設置法ができたときに、あるいは労働基準法ができたときにも、まずこの婦人、年少労働者の保護という問題がそれとともにきちつと位置づけられ、この設置法の中にも明記された問題、いわゆる労働者保護の問題に欠くことができない、いわば労働者保護の原点的な規定なんです。出発なんです、実際の運動からいっても、それが今度のこの設置法の改正の中でここだけが削られてゐる。たとえばほかの項目もありません。基準法に入つてゐるからという意見もありま

すけれども、基準法を見ますと、たとえば賃金、労働時間、休息に関する問題、あるいはその他労働安全の問題、衛生の問題、これはいまの条文にも規定されてゐる、今度のものにも出ています。基準法にも出ています。なぜ婦人労働の問題だけ削除するのか。整理をするなら全体的な整理をや

ればいい、しかしこの項目だけがどうして削除されるのか、私はこの点はやはり大変重要な問題だと思ふのです。

御存じのように、戦後何回も中央省庁の局や部の改廃の問題の中で婦人少年局の廃止の問題が提起されたことがあります。そして、かつてはこの問題について審議会から、これを廃止すべきじゃないという建議書も出されているのも御存じだと思います。今度のこの国家行政組織法の改正で、政令で局や部が政府の思うようになる、しかもその設置法の所掌事務の規定の中では、一般的に労働者保護の中に入っているといつても、戦後いまだですと明記されてきた婦人労働の保護の問題が外れていくことになれば、それはやはり局の改廃につながるのではないかと心配が出るのは当然なんじゃないかと思ふのです。現に、たとえ財界の意見、一九七〇年の商工会議所の意見書に始まりまして、この女子保護の規定の撤廃ということは、そうした中から強く出されている要求なんですね。

いま大臣は、婦人少年局を今後廃止しようというところのお考えは全くないですか。

○大野国務大臣 婦人少年局を廃止するというところは考えておりませんし、むしろ現在、労働省内の組織の改編ということを考える中で、今度は婦人局ということで、非常に婦人が社会進出してきておる現状にかんがみまして、婦人局にしようというところで、いろいろと内部的な調整をしておるといふようなところでございます。

○中野委員 今度この問題だけが削除されたといふのは、どう見ても説明がつかない問題ですね。これはもう一度設置法の条文を整理される際に、この点は復活させるといふお考えはありますか。

○小野政府委員 条文規定上の技術的な問題点もございまして、私からお答えをしたいと思います。

先ほど大臣もお答えいたしましたように、労働省としての所掌事務を一括規定する方式をとりましたわけですが、その際にできるだけ規定の重複

を避けるという意味で、単に包括的な所掌事務の規定の仕方がある場合、それに包含されるものはこれを整理したということとでございまして、内容的に異なるものでないことは大臣もお答えしたとおりですが、ちなみに改正案の九条に、都道府県婦人少年室の所掌事務の規定も書いてございまして、その中では、たとえば都道府県労働基準局と所掌事務の違いを明確にするために、こちらの方は婦人及び年少労働者の保護なり労働条件のことと明記してあるわけとでございまして、そういう意味で内容的に異なるものではないということとで、平仄上の整理をしたということとでございまして。

○中野委員 この規定は、基準法の第六章だけに限定されるものではないのですか。もっと広く、定年制の男女差別の解消など、いわゆる労基法に基づかない行政全般の活動の根拠にもなっているわけですから、いまの説明だけではどうして私は納得できないのですか、一問だけ、当事者の局長もお見えですか。

婦人少年局の問題について、戦後何度かこの局の廃止の問題については議論がありました。いまますます重要な時期ですから、ぜひひとつその項目は今後何かの形で復活させて、婦人労働の保護の問題について努力していく決意をお願いしたい。

○赤松政府委員 婦人少年局の業務につきましてますます重要性を増しているということは、先生の御指摘のとおりというふうに認識をいたしております。この問題につきましては、形式的な整理というふうには私は理解いたしておりますので、いままでの業務の態様の変更などということとは決してないというのを確認いたしておりますので、そういう認識の上に立つてますます必要な女性あるいは年少労働者の保護につきましては行政を推進してまいりたい、このように考えております。

○中野委員 形式的な整理というならば、なぜこれだけ外したかという説明には全くならないのです。この点は私は強く指摘しておきたい。先ほ

ど言いましたように、財界がこれまでもいろいろ具体的な提起で出しているのは、この婦人少年局の廃止の問題、あるいは環境庁の関連する公害関係の問題、あるいは経済企画庁の物価局の廃止の問題、あるいはカルテルの取り締まりの本山である公正取引委員会の権限の縮小、こうしたことが提起をされている。たとえば公正取引委員会というものは、ある意味では一つ独立した側面も持った機関ですね。今度の国家行政組織法の改正案が通れば、こうしたことも政府の自由によって公正取引委員会の部局も時の政府の自由によって自由にされる。こういう点から見ても、私はこの法案について絶対に認めるわけにいかない。(一)もう時間じゃないか」と呼ぶ者あり(二)あと二十分ぐらいいりますから、駆け足であつた法案についてお聞きしたいと思ふのですが……(三)委員長 六時までじゃないか」と呼ぶ者あり(四)理事が時間を間違えては困るよ。

総務庁設置の關係の二法案ですけれども、今回の総理府と行政管理局の統合再編成について、マスコミなどは、これは人も金も減らさないので、組織張り争いの役人とかあるいは政治家の目玉づくりになど報じていますけれども、私は法案をよく見ますと、今回の統合再編成案は、そもそも行政簡素化の観点から出されたものではなくて、臨調の総合管理機能の強化、総合調整機能の強化という答申に基づくものではないか、行政簡素化につながらないのはある意味で当然ではないかというふうにお聞きしたい。

○齋藤国務大臣 総務庁設置は、臨調答申の基本的な線に沿ひまして、人事管理、定員・組織管理、行政監察、こういふような事務を一元的に所掌しようという総合管理庁構想というものを軸といたしまして、さらにまた、総理府と行政管理局を統合することによる中央省庁の簡素化ということを含めて、内閣総理大臣の持つておられます総合調整機能というものを大幅に総務庁に移

す、こういう二面の要請を兼ね備えた形において提案をいたしておるわけとでございまして、総合調整機能の強化、さらにまた簡素化、両面の要請にこたえているものだ、かように考えております。

○中野委員 臨調は、総合管理庁の構想の所掌事務として五つ挙げています。現行の行政管理局の事務、それから現在の総理府人事局の事務、さらにあと三つ、人事院の事務のうち内閣総理大臣が所掌することが適当と考えられる事務、四番目に、人事院の承認事項の整理・基準化の推進により各省庁が実施する事務について統一保持上必要な総合調整に関する事務、五番目に、特殊法人職員的人事管理に関する事務の五つを臨調は挙げています。この五項目に掲げた中で、今度の法案では、総務庁の所掌事務から後の三つ、三、四、五は落ちています。この所掌事務は今後どうするか。人事院や各特殊法人との調整がつけば総務庁の所掌事務として加えるのですか、どうされるのですか。

○齋藤国務大臣 その述べられて五項目のうち的人事院との關係の事項については、今回は取り上げないことにいたしました。それと同時に、特殊法人の定員管理の問題があるわけとでございまして、これにつきましては、それぞれの所管大臣の権限行使との問題とかいろいろありますので、もう少しこれは検討の余地があるということで、今回は検討事項ということで見送ったわけとでございまして。

○中野委員 臨調の総合管理庁の設置構想、その答申が明記していますように、人事管理、組織・定員管理及び行政監察機能の一体的、総合的運用によって事務・事業及び組織・定員管理の適正化を図ること、二番目に、政府全体としての人事・労務管理機能を一層有効に發揮する、三番目に、行政推進機能としての機能を一層發揮する、という政府全体としての総合管理機能の強化を図って、あわせて行政の推進のための行政体制の整備を図るということが、これを見ますと最大の眼目にな

っています。

今回の総務庁設置は、内閣全体の総合管理機能の強化のための体制整備とともに、この臨調の答申で言っている臨調のいわば路線ですね、これを推進するための拠点といえますか、足場といえますか、そういう臨調の総合管理庁構想の基本を踏まえたものと考えますが、いかがですか。

○齋藤國務大臣 臨調が指摘しておりますものもろの行政改革を推進する一環として、その基盤づくりというふうなことを申し上げていいのかもしれないと考えます。そうした総合管理という一元的な総合管理機能のほかに、総理大臣の持つておられる行政の総合調整機能というものを幅広くこれに移しまして総合調整機能を強化しよう、こういうことではないかと考えます。

○中略委員 臨調の答申では、総合管理庁に統計局や恩給局などの事務を所管させようということに言っていないわけですね。だが法案は、これらの事務を総務庁に所管させることにしています。これは、総理府をスリムにして内閣官房長官に担当させて閣僚ポストを浮かす、他に充てるということになっておりますが、総理はこういうことを答弁されております。政府の臨時行政改革推進委員会の土光敏夫会長からは、総務庁構想は臨調答申をさらに大がかりにし前進させたとの評価を受けた、引き続き中央省庁の統廃合を進めていく、統合によって閣僚ポストを一つ浮かす、これを無任所大臣として機動的に活用していくことを考えているということも述べておられますが、この臨調答申をさらに大がかりにして前進させたというのには、具体的に何を指しておられるわけですか。

○齋藤國務大臣 臨調の答申は、御承知のように総合管理庁構想というものでございまして、それから、人事、定員、組織の管理を一元的に所掌する役所をつくりなさい。ところが、さらに内閣として全体的に考えてみて、総合調整機能、総理の持つておられる総合調整機能をそれにプラスしていく、そして総理府と行政管理局を統合する、こういうこととございまして、まさしくこれは一歩前進

であったと私は思います。そういう意味において土光さんも、一歩前進の案であるということをおっしゃられておられるわけとございまして。

○中略委員 もう一点この問題で、この法案で聞きましておきます。確かめたい点ですが、さっき言いましたね、恩給局等は総務庁へ移管されました。今回の統合再編構想で、地域改善対策室、あるいは内閣総理大臣が長である総理府に残しておるべき機構や恩給局や老人対策室など、国民へのまあ言えればサービス、奉仕の向上という見地から見て、先ほど御答弁にもありました臨調の答申で、これを推進していく中核的な機関だと位置づけられた総務庁へ移管することが適当であるかどうかという問題ですが、いま挙げました問題は総理府の機構として残しておくべきではないかというふうには私は考えるわけですね。特に統計局の総務庁への分割再編成というのは、統計行政の総合的な効率的な推進を図る上でも問題がありますし、将来、統計事務センターの民間委託にも道を開くおそれをはらんでいるのではないかと、これも考えられます。統計局の分割再編についても根本的に再検討すべきではないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○齋藤國務大臣 恩給局を総務庁に移すということは、恩給局の所掌事務というものはある意味から申しますと公務員職上の業務でございまして、そういう考え方でございまして。

それから、新統計局というものを総務庁に設置いたしましたのは、これはたびたび申し上げておりますように、各省庁における統計事務の総合調整、それと国勢調査や労働力調査等の国勢全般における基幹的な統計でございまして、その基幹的な統計の企画事務と各省庁間における統計の総合調整というものをあわせて、日本における統計業務の中核的な、中核的な役割といたしまして、強化しようという考え方で移したわけとございまして。

それから、老人対策とか青少年対策本部等々のお話がございましたが、これは総理大臣が御持ち

になっておられる総合調整機能の中で、特定のそういう業務についてもすでに総合調整の機能の組織ができておりますから、それも総務庁に移しまして、内閣全体としての各般にわたる総合調整機能の幅を広げる、こういうことにはいたしたわけとございまして。

そういうふうなことを考えてみますと、総理大臣の総合調整機能として残りますのは、一般的に総合調整機能は総務庁に残るわけで、個別的なそういう政策についてはすでに総合調整の組織ができておりますから、それをこちらに移すということによって総合管理機能とそういう幅の広い総合調整というものを一緒に所管させよう、こういうこととございまして。

○中略委員 御答弁について若干議論したい気持ちはいっぱいなんです、きょうは法案全般について私たちの考えとともに、ひとつ確かめておきたい問題もありませんので、あと十分しかありませんから、もう一本のいわゆる府県単位機関の整理法案、この問題についてお尋ねします。

私たちは、国家公務員の定員の約五割が配置されています。地方自治体へのサービスの向上を前提にしまして、地方自治体への権限の委譲や、あるいは交通通信手段の発達に見合った管理機能の一元化などで、むだな事務・事業あるいは機構を大幅に整理をして、簡素でより効率的なものにすべきであるという、出先機関については一貫した主張を持っています。問題は、そのメスがどういう方向に向けられているかということだと思っております。

その点で、今度三つ提案されていますので、簡潔に中身をお尋ねしたいと思っております。

これまでの政府の行政改革における機構改革では、行政機関の名称を簡素化することによって事務・事業や定員の簡素化を図るという手法がとられてきました。今回の法案もこれにならったもので、行政機関の名称の簡素化をここにしまして事務・事業、定員簡素化を図ることをねらいとしたものである、いわゆる看板を書きかえただけでは

ない、こういうふうに私は理解するわけですが、行管庁長官、見解はいかがですか。

○齋藤國務大臣 県単位の行政機関の整理に関する法律案は、もうすでに御承知のように、大蔵省の財務部、行政管理局の地方監察局、法務省関係の三つの機関でございまして。これらの機関は、御承知のようにブロック機関もありますし、最近における交通通信手段の発達ということもありますので、こういうふうなブロック機関を持ちながらなおかつ県単位の機関を持つことは適当ではないだろうということ、この三機関につきましては、その行っておりまして事務を大幅にブロック機関に集中的に移すというやり方にしたいと考えております。

しかしながら、出先におけるいろいろな民衆へのサービス機関ということの特性もございまして、で、そういうことも十分考えていかなければならぬ。そこで現地処理機関というものを三つともつくっていきましようということとございまして、その三つの機関からブロック機関に移しますのは、業務を大幅に移す関係がございまして、三機関につきましては要員規模を相当移すということとございまして、私の庁で申しますれば、地方行政監察局からは二〇〇程度の職員をブロック機関に移す。それから現地処理機関としては、地元に対するサービスということもありますので、苦情処理機能とかあるいは行政監察、行政監視、こういうふうな機能を持たすようにして地元へのサービスに遺憾のないように努めていきたい、かように考えております。

○中略委員 内容についても行政監察局については若干述べていただきましたけれども、地方行政監察局の業務は、一つは国民の苦情処理と行政相談ですね。それから行政運営に対する監視、行政改善に関する行政監察が主要なものです。行政監察局についてはもう一度まとめてお尋ねしますが、今回こうした中でどの業務を簡素化するのか、あるいはこれに伴って事務所がどうなるのか。もう一点は、他省庁の府県単位機関が多数存

置しているわけですから、地方行政監察局を事務所に格下げすると行政監視や監察業務がやりにくくなるのではないかと心配も私はしているわけです。業務簡素化で行政監視や監察機能の低下をもたらさないようにしなければなりませんし、あるいはサービスの低下につながってもまずいわけです。地方へよく視察に行きますと、現地的な、地域的な行政監視、監察で非常にいい仕事をやっておられるところがありますね。こういった点で、地方行政監察の本数などを減らさないということも必要だと思いますが、その点はどうかお考えですか。

○齋藤国務大臣 行政監察の方は、主としてブロック機関を中心として行っていくというふうなやり方に進めてまいりたいと思います。

それから、出先の方の現地処理機関の方は、先ほども申し述べましたが、行政相談と申しますか、行政苦情処理とかあるいは行政の監視、そういう方面に重点を置いていきたいと考えております。

そこで、監察局の職員は、先ほども申し上げましたように、監察中心のブロック局の方に大体二〇％程度は移していきたいと考えております。現地処理機関の方はそういう意味において少数になると思いますが、少数精鋭で民衆のいろいろな苦情処理に当たっていく、あるいは監視に当たっていく、こんなふうに考えておるわけでございます。

○中路委員 大蔵省の財務部の問題でございますけれども、財務部は税金以外の大蔵省の業務を所掌しているわけですが、その主なものが信用金庫、証券会社の指導監督、金融、証券の苦情処理という問題、それから三番目に連鎖倒産の防止対策、地方公共団体への資金運用部資金融資業務、国有財産の管理、処分の事務、五つぐらいあると思います。今回の財務部の整理によってどの分野の業務が簡素化されるのか。現地処理事務所に残す業務はどれなのか。これに伴って定員はどの程度削減されるのか。また、地方自治体の起債に

かかる業務は財務局に引き上げるのか、それとも現地事務所に残すのか。まずこの点をお伺いしたいと思ひます。

○川崎(三)政府委員 お答えいたします。臨調答申におきましても、現地の事務処理機関というものは必要最小限のものとするように、こゝういふ御指摘もございまして、できるだけ簡素なものにしたい、このように考えております。

現地に今度新しく設けます財務事務所、こゝで処理する事務といたしましては、信用金庫の監督の事務、あるいは地方公共団体に対する融資の事務、あるいは国有財産の管理、処分、こゝういふ非常に現地の強い事務だけを残すように、そういう事務を中心として処理する、こゝういふ方向で事務所を構成していきたい、このように考えております。

○中路委員 もう一度お尋ねしますけれども、いま金融、証券の苦情処理というのはもう大変な業務で、多くなっておりますね。お聞きしましたら、年間五千件くらいに上っております。年々増加する傾向にありますし、また、ことし十一月からはサラ金関係の苦情処理などの業務も新たに加わる予定でありますから、私は、財務部が行っている苦情処理などのサービス業務は絶対縮小してはならない、この部門は充実さすべきではないかと思ひますが、財務部の整理後もこうしたサービス、特に国民に向けた業務、これは縮小しないということに明言できますか。

○川崎(三)政府委員 ただいまもお答えいたしましたように、信用金庫の監督の事務、こゝういふことは現地で処理していかなければいけない事務であろうかと思ひますので、それに関連いたしまして出てくる苦情処理も現地でおおねえ処理していく、こゝういふことにならうかと考えております。

○中路委員 最後に公安調査局の問題ですけれども、先ほど行管庁長官が三つの機関についておっしゃいましたけれども、公安調査局の問題は、ブロックと都道府県単位がはかとの関係と少

し違いますね。調べてみたら、公安調査庁のブロック機関と府県単位機関の機能というのは、他の省庁の出先と違って並列みだりになっているのです。ブロックの方は会計などの共通管理事務を一元的に処理しているにすぎないわけですが、府県単位機関の名称を簡素化しても、事務、定員の簡素化には直結しないのではないかと思ひます。お尋ねしたいのは、今回の名称簡素化をこれにして、こゝも業務、定員を大幅に削減するのはいかがでしょうか。

○岡村政府委員 いわゆるブロック機関でございますが、公安調査局が、地方公安調査局と同じような調査事務を行いますとともに、指導監督という面も行っております。そこで私どもは、このブロック局であります公安調査局に地方公安調査局の管理事務を移すということで、これはすでに着々と実施いたしておりますところでございます。今回はさらに、各府県にございまして地方公安調査局の行います調査関連事務の中でも、ブロック局に移せるものにつきましてはこれを移すことによりまして事務の簡素合理化を図りたい、かように考えておるわけでございます。

○中路委員 政府の内部にも、公安調査庁の業務を警察などに引き継ぐことを前提に、同庁を廃止すべきという声もありますけれども、今回の名称簡素化は、この公安調査庁の業務を警察などの他の機関に引き継ぐことなく、将来廃止することを前提にしたものか、それとも存続させることを前提にしたものか、もう一度確かめておきたいと思ひます。

○岡村政府委員 私どもは、各府県単位にございまして地方公安調査局は、私どもの業務を適正かつ効率的に遂行する上におきましてはぜひとも必要なのである、かように考えておりますので、これを廃止するといふ考えはございません。

○中路委員 もう一問だけですが、いまの問題です。この公安調査庁というのはいわば戦争中の遺物でありますから、私たちはかねてから主張してい

ますが、公安調査庁については廃止すべきだという主張をこの席でも強く述べておきたいと思ひます。

最後に一点ですが、臨調は、ブロック機関のものと置かれた府県単位の機関を廃止してブロック機関へ集約するとの地方出先機関再編の構想を掲げておられます。この構想について亀井前臨調第三部会長は、道州制の条件の整備を目指す地方出先機関の地方庁への一元化を展望したものであるといふことを説明されておりますが、今回の法案は臨調のこゝうした長期的な展望に沿ったものか、それともこゝうした構想と無関係に提出されたものかどうか。この法案と臨調のこゝうした答申との関係について最後にお尋ねをして、質問を終わりたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 道州制については、各方面いろいろ言われている問題もございしますが、ただいまのところ政治日程にはのせておりません。

○中路委員 では、終わります。

○海部委員長代理 これにて三浦君、中路君の質疑は終了いたしました。

次回は、明三十日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十三分散会